

## ◎議 事 日 程（第 4 号）

令和 6 年 9 月 11 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 議案第 43 号 愛西市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正等について
- 日程第 2 議案第 44 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 45 号 愛西市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 46 号 東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第 5 議案第 47 号 西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第 6 議案第 48 号 諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第 7 議案第 49 号 令和 6 年度愛西市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 8 議案第 50 号 令和 6 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 51 号 令和 6 年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 52 号 令和 6 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 53 号 令和 6 年度愛西市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 54 号 令和 6 年度愛西市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 55 号 小学校教師用教科書・指導書・指導用教材の購入契約の締結の追認について
- 日程第 14 議案第 56 号 小学校教師用教科書・指導書・指導用教材の購入契約の締結の追認について
- 日程第 15 認定第 1 号 令和 5 年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 認定第 2 号 令和 5 年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 認定第 3 号 令和 5 年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 認定第 4 号 令和 5 年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 5 号 令和 5 年度愛西市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 20 認定第 6 号 令和 5 年度愛西市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 21 委員会付託について

---

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出席議員（１８名）

|     |           |     |            |
|-----|-----------|-----|------------|
| 1 番 | 馬 渕 紀 明 君 | 2 番 | 佐 藤 旭 浩 君  |
| 3 番 | 中 村 文 武 君 | 4 番 | 河 合 克 平 君  |
| 5 番 | 真 野 和 久 君 | 6 番 | 山 田 門左エ門 君 |
| 7 番 | 吉 川 三津子 君 | 8 番 | 神 田 康 史 君  |
| 9 番 | 鬼 頭 勝 治 君 | 10番 | 石 崎 誠 子 君  |
| 11番 | 角 田 龍 仁 君 | 12番 | 近 藤 武 君    |
| 13番 | 原 裕 司 君   | 14番 | 佐 藤 信 男 君  |
| 15番 | 杉 村 義 仁 君 | 16番 | 山 岡 幹 雄 君  |
| 17番 | 高 松 幸 雄 君 | 18番 | 竹 村 仁 司 君  |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

|                    |           |                  |           |
|--------------------|-----------|------------------|-----------|
| 市 長                | 日 永 貴 章 君 | 副 市 長            | 清 水 栄利子 君 |
| 教 育 長              | 河 野 正 輝 君 | 総 務 部 長          | 近 藤 幸 敏 君 |
| 企画政策部長             | 西 川 稔 君   | 市民協働部長           | 山 岸 忠 則 君 |
| 保険福祉部長             | 田 口 貴 敏 君 | 健康子ども部長          | 人 見 英 樹 君 |
| 産業建設部長             | 宮 川 昌 和 君 | 上下水道部長           | 山 田 英 穂 君 |
| 消 防 長              | 伊 藤 規 雄 君 | 保険年金課長           | 後 藤 真 治 君 |
| 高齢福祉課長             | 八 木 久美子 君 | 学校教育課長           | 伊 藤 光 君   |
| 生涯学習<br>スポーツ課長     | 大 原 守 人 君 | 総 務 課 長          | 青 木 万亀雄 君 |
| 監 査 委 員<br>事 務 局 長 | 森 田 圭 一 君 | 財 政 課 長          | 堀 田 毅 君   |
| 税 務 課 長            | 伊 藤 恒 君   | 経営企画課長           | 井戸田 悦 孝 君 |
| シティプロ<br>モーション課長   | 伊 藤 義 幸 君 | 社会福祉課<br>課 長 補 佐 | 野 田 光 昭 君 |
| 高齢福祉課主査            | 城 安 代 君   |                  |           |

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 鷲 尾 和 彦 | 議 事 課 長 | 長谷川 努   |
| 書 記    | 村 瀬 俊 彦 | 書 記     | 秋 田 郁 哉 |

午前 9 時30分 開議

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

次に、これから議案質疑に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときには議長が注意することとなっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べることができないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

議案質疑については、事前の通告制を取っているため、通告書に基づき質疑を行い、議員側も理事者側も時間短縮に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第43号（質疑）

○議長（近藤 武君）

日程第1・議案第43号：愛西市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正等についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第43号：愛西市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正等についてお伺いいたします。

初めに、今回の下水道事業の設置等に関する条例の改正をするそもそもの経緯を、現行の指定管理者とのやり取りも含め、お伺いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

令和3年度に、令和4年度から8年度までの期間、指定管理者の指定を行いましたが、令和7年度からの下水道使用料の改定により、本施設についても水道の使用料に基づく水量制へ変更されることに伴い、下水道使用料徴収業務が複雑化することなどから、地元指定管理者と協議を重ね、指定管理期間を令和7年3月までに短縮いたしました。

また、令和12年度までに佐織地区地域し尿処理施設を公共下水道へ接続することとしており、令和7年度から下水道事業会計へ移行することが有効と判断したためです。以上です。

○18番（竹村仁司君）

それでは、再質問をします。

愛西市地域し尿処理施設維持管理事業基金条例の設置に関する条例の廃止に伴う基金の残金は、どのような扱いになるのかお伺いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

市が管理いたします農業集落排水事業等基金へ統合いたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、順次質問のほうを、議案第43号についてさせていただきます。

公共下水道につながに当たっての一つのプロセスということではありますが、この公共下水道接続までの工事の日程、それから内容等についてお聞かせをいただきたいと思います。

この指定管理等、料金等を話し合う中で、公共下水道との接続までの話合いも地域とされていると思いますが、分担金等についてはどうなっていくのか、新たに支払うのか、支払わなければならないのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それからまた、個々の宅内工事も今後必要になってくるのか、そういったお話し合いもどうなっていたのか、お伺いをしたいと思います。

これから料金設定等をされていくわけですが、下水以外の雨水流入等の状況があると聞いておりますが、その辺についての把握はどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

それから、今現在浄化センターがあるわけですが、これはこのまま残っていくのか、今後、下水道会計からの解体ということを予定しているのか、費用等も見込んでいるのかお聞かせをいただきたいと思います。

あと、解体等がされれば、敷地の再利用についてもどのような検討がされているのかお伺いをしたいと思います。以上です。

○上下水道部長（山田英穂君）

最初に、公共下水道接続までの工事予定と工事内容についてでございます。

令和7年度末までに全体計画の見直し、事業計画の変更及び管路施設の調査を実施し、令和10年度末までに基本設計及び実施設計を行います。令和12年度までに公共下水道への接続工事を実施する計画であります。

続きまして、分担金の扱いでございます。

佐織地区地域し尿処理施設において、整備時に分担金を徴収しており、他市の状況を踏まえ検討を進めてまいります。

宅内工事は必要かでございますが、必要ございません。

雨水流入状況について、こちらのほうは分流式であり、家庭からの排水を汚水と雨水に分けて処理しております。

浄化センターの解体費用についてでございますが、詳細な調査は行っておらず、解体費用はまだ出ておりません。調査予定についても決まっておりません。

浄化センターの跡地利用については、まだ決まっておりません。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

先ほど、分担金の扱いについては検討するんだと、他市の事例も既に支払っているからという答弁があったので、支払っているから支払わなくてよいという方向で検討していくのか、その点について確認をさせていただきたい。

そして、地元の方との話し合いはその点まで進められているのか、合意取れているのか、その点についてもお聞かせをさせていただきたいと思います。

それから、あと分流式なのでというお話ですけれども、今現在、浄化センターにそういった雑排水以外の水が入り込んできているという情報もいただいているわけですが、そういったところは今後改善されて、きちんとした形で進められるのかお聞かせをさせていただきたいと思います。

それから、あと浄化センターについては費用等まだ確定していない、再利用も決まっていないうことですが、今後公共下水道に接続するまでに、個々の世帯で何らかの費用が発生するのか。高齢者が多いわけですので、そういった負担すべき費用が発生するのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

○上下水道部長（山田英穂君）

まず1点目の分担金の内容ですが、支払わない方向で検討を進めているかということですが、他市であります稲沢市のほうもまだ実際検討中ということですが、調整しながら進めてまいりたいと思っております。

分流式の関係ですが、各家庭の雑排水の流入、こちらのほうも管路の不明水等の調査を行い、個々の宅内のほうもある程度調査のほうは必要かと考えております。

あと、個々の費用が発生するのかということですが、万が一雨水と汚水が分離をされていない家庭がございましたら、そこは家庭内で分離をするような工事をしていただく必要があるかと考えております。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

十数点ありますが、取りあえず最初の質問を行いたいと思います。

最初に、第1条関係で、もともと佐織については指定管理をずっと管理していただいていたわけですが、その指定管理をされていた経緯について説明をお願いします。

先ほどもありましたが、今後、指定管理をやめて公営にする理由について、また第2条関係では基金の扱いについて、なぜ基金を存続させないのかということについては、農集のほうに入るという話でしたけれども、今ある基金、これからの基金の使い方についての扱いについてお尋ねをしたいと思います。

○上下水道部長（山田英穂君）

まず1つ目の、指定管理で管理されていた経緯でございます。

旧佐織町で3つの地域し尿処理施設を整備し、平成10年度から15年度に供用が開始されまし

た。管理運営は地元の管理組合が行い、平成18年度から指定管理者制度を導入し、処理施設の維持管理及び使用料の徴収を行っております。

2つ目の公営とした理由でございます。

令和3年度に、令和4年度から8年度までの期間、指定管理者の指定を行いましたが、令和7年度からの下水道使用料の改定により、本施設についても水道の使用料に基づく水量制へ変更されることに伴い、下水道使用料徴収業務が複雑化することなどから、地元指定管理者と協議を重ね、指定管理期間を令和7年3月までに短縮いたしました。

また、令和12年度までに佐織地区地域し尿処理施設を公共下水道へ接続することとしており、令和7年度から下水道事業会計へ移行することが有効と判断いたしました。

基金を存続しない理由、基金の扱いはということでございます。

地方公営企業法の規定に基づく下水道事業会計のコミュニティ・プラント整備事業に適用させるため、条例を廃止いたします。

地域し尿処理施設基金は、農業集落排水事業等基金へ統合いたします。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

基金の2件の件ですけれども、こういう形で農業集落排水事業等基金に統合するというところで、今後この基金をどのようなことに使われていくのかについてお尋ねをします。

いわゆる公共下水道につなぐまでの修繕とかに使っていくのか、あるいは公共下水につないだ後は、その基金そのものを公共事業の公共下水のほうに移し変えていくのか、そうしたことについてちょっと詳しく教えてください。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

基金の使い道はでございますが、こちらのほうは農業集落排水事業等の基金のほうへ統合いたしますもので、条例の中身に関しては整備等に使えるということになっておりますもので、農業集落排水とコミュニティ・プラントの整備のほうに、基金から整備費等を補填するような形になります。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

議長、ちょっと質問の意味が違うんで。

#### ○議長（近藤 武君）

質問の意味が違う。どういうところがですか。

#### ○5番（真野和久君）

整備に多分使うだろうというのは分かるんですが、例えば具体的にどういったこと、例えば修繕に使うのか、先ほど言いましたが公共下水につないだ後どうするのかというようなところ。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

こちらの農業集落排水のほうの基金に関しては、農業集落とコミュニティ・プラントしか整備に充てられませんもので、公共下水道に接続された場合は、地域し尿処理施設のほうはその基金は使えないことになります。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第２・議案第44号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第２・議案第44号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、４番・河合克平議員、どうぞ。

○４番（河合克平君）

では、議案第44号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について質問をいたします。

今回の件は、中身のことが、取扱いが新しく変わるという中でのことだというふうに理解をしておりますが、名称を変更したことによって新しくなる準備金について、若干説明をしていただきたいというふうに考えますのでお願いします。

また、今回の条例改正によって、「進学準備給付金」が「進学・就職準備給付金」という形の名前に変わるということですが、それとマイナンバーとの関係、どういった利用における関係があるのか教えてください。お願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、まず準備金の詳細についてです。

対象となる就職準備給付金は、外国人の被保護者世帯の子供が高等学校等卒業後に新生活の立ち上げ費用に対する支援を行うことで、安定した職業に就くことを促進するものです。支給対象は、高等学校等を卒業後、就職により保護を必要としなくなったと認めた者で、支給額は別居で30万円、同居で世帯が廃止となった場合は10万円です。

続いて、マイナンバーの利用に関してですけれども、同条例に基づきマイナンバーの利用をし、関係機関に支給に必要な情報提供を求めます。以上です。

○４番（河合克平君）

今お話があったのは、外国人の保護ということでの被生活保護者ということでしたけれども、外国人に限ってそのようなものをするのかというのが確認、日本人については違うのかの確認と、あと関係機関に支給についての情報提供をするということですから、例えば別の機関で、この人は支給しているんですかどうかわかるということを情報システム機構ですか、そちらのほうに問合せをする場合があって、そのために使うという内容でいいんでしょうか。

あと、これはマイナンバーカードとの関係はどうなんでしょうか。これはマイナンバーの利

用に関する手続ですけれども、マイナンバーカードとの関係はどのようなものになるのか詳細を教えてください。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

まず1点目、今回外国人であって、日本人はということですが、もともと生活保護法の改正の中で、日本人のマイナンバーに関する利用は其中で規定されておりますので、今回はそこに含まれない外国人の被保護者世帯の子供さんを対象に条例改正をさせていただくものです。

それから、あくまでも利用するのはマイナンバーカードではなく、マイナンバーを利用して照会をかけるものとなります。

続いて、内容に関しては担当から説明をします。

○社会福祉課課長補佐（野田光昭君）

今回、外国人を対象としたマイナンバーを一緒にした場合、他機関にどういった情報をかけるかという御質問なんですけれども、例えば考えられるのは、転入してきた場合に外国人の方の情報提供を求めた場合、こういった就職準備金の制度が3年、すぐ就職しても退職された方も見えますので、3年以内の期限というのもございます。そういった場合、他機関にこういったマイナンバーを利用して支給状況の確認をすることは考えられます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

では、議案第44号について質問のほうをさせていただきます。

愛西市で何人ぐらいが見込まれるのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

現在のところ対象者はおりません。以上です。

○7番（吉川三津子君）

少しこの進学・就職準備給付金について説明を求めたいと思うんですけれども、日本人、外国人問わず生活保護を受けていらっしゃる方が対象で、就職して生保でなくなる方が対象なのか、その辺。世帯分離とかいろいろ言われたんですが、具体的に日本人であろうが外国人であろうが、就職によって生保でなくなる方を対象としているのか、それとも生保である方のこういう方には支給するのか、その辺ちょっと説明のほうをしていただきたいと思います。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

高等学校を卒業後、就職により保護を必要としなくなったと認めた者に対して支給しますので、個人といいますか、別居で出られた場合には30万円、それから同居でその保護世帯が廃止となった場合は10万円という制度になります。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

◎日程第3・議案第45号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第3・議案第45号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第45号：愛西市国民健康保険条例の一部改正について質問をいたします。

今回の改正に関しては、12月2日以降に健康保険証が廃止されることに関しての改正だと思いますが、中身としては偽ったときの罰金と、あと保険証の返却を定めたものから返却がなくなる、保険証がなくなるので、というふうになっていますけれども、これ12月以降ですね、いわゆるまだ有効期限内の保険者証を持っている方も見えますし、12月以降になると資格確認書が送付されることによって、そちらに移行する方も見えますが、その辺りについての扱いについてお尋ねをします。保険証であれば保険証を返却ということもあるかもしれませんが、保険証がなくなった場合、資格確認書等を返却しなきゃいけないのかについてです。

それからもう一つは、マイナ保険証の場合、またそのマイナ保険証の所有者に関しては、資格情報のお知らせというものが当然送付されて、マイナ保険証と一緒に持っていてくださいという話になっていますが、この資格情報のお知らせ等の返却の問題とか、それからマイナ保険証の保険証機能について、何らかのペナルティーによって変更があるのかどうか、こういったことについてお尋ねをしたいと思います。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、まず有効期限内の取扱いに関してです。

有効期限内の被保険者証に係る行為については、改正前の規定を適用いたします。

資格確認書については、返還に関する罰則規定はございません。

続いて、マイナ保険証等の取扱いに関してですが、マイナ保険証等の返還規定はございません。以上です。

○5番（真野和久君）

保険証以外は返却の必要はないということですが、虚偽の報告とか虚偽で申請した場合には、当然罰則等があるとは思いますが、それだけになるということですが、これは資格確認書等を返却しなくてもそのまま使えたりするということはないのでしょうか。そういったことについての課題というのはどうなるかについてお尋ねをします。

○保険年金課長（後藤真治君）

資格確認書につきましては、罰則の規定がもともとないというふうでございまして、返還についての規定は滞納の場合等ございますので、返還の規定自体は資格確認書についても新たに規定されております。今回の条例改正であります罰則の削除といった部分につきましては、対

象になっておりませんので、というふうでございます。

○5番（真野和久君）

違う。

○議長（近藤 武君）

もう一度言ってもらえますか。

真野議員、もう一度お願いしていいですか。

○5番（真野和久君）

これまで保険証については返却の義務がありましたが、それが今回廃止されるということで、当然今後資格確認書は保険証の代わりに送付されて、使えるようになるわけですが、それは返却の義務はないという話。最初の部長の答弁では返却の必要はないという話だったので、返却の必要がない場合の、例えばそのまま使ってしまったとか、そういうことも含めて問題が起こらないのかという、そういった課題はないのかについてお尋ねをしました。

○保険年金課長（後藤真治君）

先ほどの部長の答弁でも、資格確認書につきましては返還に関する罰則規定がないという御答弁でございまして、返還自体の規定がないのはマイナ保険証等でございますので、資格確認書については返還の規定はございます。

○5番（真野和久君）

ちょっといいですか。

○議長（近藤 武君）

質問がかみ合っていない。

課題について。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

すみません。再度の答弁になりますけれども、資格確認書に関しては、返還に関する罰則規定というものはございませんが、返還の規定はありますので、返していただくということに関しては変わらないという認識で答弁をさせていただいております。以上です。

○議長（近藤 武君）

それはそれだけど、課題。

○5番（真野和久君）

ちょっといいですか。ちょっと確認だけ。

○議長（近藤 武君）

はい。

○5番（真野和久君）

ということは、返却をしない場合の罰則規定はなくなるけど、返却は求めていくということですね。

いいですか。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

議員のおっしゃるとおりです。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第４・議案第46号から日程第６・議案第48号まで（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第４・議案第46号：東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定の期間の変更についてから、日程第６・議案第48号：諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定の期間の変更についてまでを一括議題とし、質疑を行います。

質疑をされる議員は、議案番号と議案名を述べてから質疑を行ってください。

それでは、通告に従い発言を許可いたします。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第46号：東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定の期間の変更についてから議案第48号：諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定の期間の変更について、一括でお伺いします。

現在の指定の期間「令和４年４月１日から令和９年３月31日まで」を、「令和４年４月１日から令和７年３月31日まで」と２年間短縮することは、令和７年度からの下水道使用料等の改正に合わせてとありますが、どのような改正になるのか伺うのと、現行の指定管理者の使用料がどう変わるのかお伺いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

現在は、指定管理者が本施設の維持管理及び使用料の徴収を行っておりますが、改正後は市直営による管理運営を行うことになります。

使用料については、水道の使用量に応じた水量制へ変更いたします。改定後の２か月当たりの使用料は、２か月に20立方メートル使用の場合3,300円、30立方メートル使用の場合4,950円、40立方メートル使用の場合は6,600円になります。

下水道使用料は、令和７年４月使用分から適用し、徴収方法は上下水道料金一括になり、市水道事業に徴収事務を委託することになります。以上でございます。

○18番（竹村仁司君）

再質問をいたします。

処理施設が、施設の管理運営方法が指定管理者制度から市の直営になることで、市に対する負担、例えば施設の老朽化に対する考え方をお伺いするのと、公営企業会計としての収益は保たれるのかお伺いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

令和12年度までに公共下水道へ接続し、処理施設を廃止することとしております。その間は機能維持に努めてまいります。

財源といたしましては、下水道使用料基金及び他会計補助金となっております。現状、営業損益は赤字で、今後は人口減少などにより使用料収入の減少が見込まれます。現在、佐織地区地域し尿処理施設の1年間の使用料は、現行で約1,650万円、改定後は約1,220万円となります。経営状況は厳しい状況になり、改築更新費及び維持管理費の削減に努め、公共下水道事業へ早期編入の実現に向けて進めてまいります。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第46号から48号のし尿処理施設の指定管理の指定について質問をさせていただきます。

先ほど、43号のほうでいろいろ質問をさせていただきましたが、地元と何度も説明会等を開いて説明をされてきていると思いますが、この間、分担金については要望が出ているけどまだ結論が出ていないということで、合意がしっかり取れていないということは分かりましたが、そのほかに、まだ地元との調整等で課題が残っているならば、それを教えていただきたいと思います。

○上下水道部長（山田英穂君）

管路の不明水及び測量設計に伴う現地立入りや処理施設敷地の跡地利用など、地元と調整する事項は多岐にわたっております。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

そういったものについては、継続して地元との今までと同じように説明会等、合意を求めるということがされていくのか確認をさせていただきたいのと、それから、今回3つの団地のほうで公共下水道に接続がされることになりました。地域にとっては下水道料金が下がるというメリットがあるよという御説明もあったわけなんですけれども、公共下水道事業会計におけるメリットは一体何なのかをお聞かせいただきたいと思います。

○上下水道部長（山田英穂君）

地元の協力なしではこの事業は進まないと考えております。今後も情報共有を図り、協働して進めてまいります。

メリットといたしましては、地域し尿処理施設を廃止することによって維持管理費が削減されます。それに伴って、下水道使用料等の値上げ等も抑制されることを考えて、今後進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第46号から48号について、指定管理期間の変更について質問をしたいと思い

ます。

変更の理由というか、期間終了後の引継ぎをどういう形でやっていくのか。来年4月からの問題ですので、今ある資材とか管理のやり方とか、その辺りについて具体的に教えてください。

また、4月までのスケジュールについてもお願いをします。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

令和3年度に、令和4年度から8年度までの期間、指定管理者の指定を行いました。令和7年度からの下水道使用料の改定により、本施設についても下水道の使用料に基づく水量制へ変更されることに伴い、下水道使用料徴収業務が複雑化することなどから、地元指定管理者と協議を重ね、指定管理期間を令和7年3月までに短縮いたしました。

また、令和12年度までに佐織地区地域し尿処理施設を公共下水道へ接続することにしており、令和7年度から下水道事業会計へ移行することが有効と判断いたしました。

引継ぎは、当該年度中に整理を行い完了をいたします。

スケジュールは、全体計画の見直し、事業計画の変更及び管路施設の調査を実施し、令和10年度末までに基本設計及び実施設計を行ってまいります。以上です。

#### ○5番（真野和久君）

今後、市が引継ぎを行って管理をしていくということで、地元との調整でそうした課題についてもしあれば教えてください。

それから、先ほどもありました基金について、この3コミュニティ・プラントは基本的に公共下水につながっていくことで、それまでの多分維持管理費として今の基金を使っていくとは思いますが、例えば残った場合に、それを公共下水につながるの、そっちへ残った分は変えるのか、そういったことについての扱いについてお尋ねをします。あるいは、例えば跡地なんかの費用に使うのか、その辺についての考え方があれば教えてください。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

地元との調整は、今後、先ほど申しあげました不明水の調査等がまだ今後課題として残っておりますので、調整しながら進めてまいりたいと考えております。

基金の残った場合は戻すのかということでございますが、こちらの地域し尿処理施設の基金に関しては、農業集落排水事業等の基金に移行されます。戻すということはできませんもので、今後、地域し尿処理施設が公共下水に接続された場合は、公共下水道事業の基金のほうを使っていくという形になります。ですので、下水道事業全体としてセグメントは3つに分かれておりますので、その事業ごとに基金は使っていくという形になっております。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これから補正予算の質疑に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならない

と明記されております。

予算質疑でありますので、予算書のページ数及び款項目を示してから、また発言をする際は議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 7・議案第49号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第 7・議案第49号：令和 6 年度愛西市一般会計補正予算（第 5 号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、10 番・石崎誠子議員、どうぞ。

○10 番（石崎誠子君）

議案第49号：令和 6 年度愛西市一般会計補正予算（第 5 号）について質問いたします。

補正予算書の 3 ページ、第 2 表 継続費補正の道の駅周辺整備事業（観光拠点施設建築）の補正増額については、工事期の変更によるものということですが、変更の内容とその理由をお聞きいたします。

続いて、補正予算書の13ページ、2 款 1 項 3 目シティプロモーション費、12 節委託料の婚活イベントの事業内容と、今回酒蔵が会場となった理由、また市内にある酒蔵の数についてお聞きします。

続いて、補正予算書の13ページ、3 款 1 項 2 目老人福祉費、14 節の空調機器更新工事については、佐屋老人福祉センターの空調機器及び佐織総合福祉センターの空調機器の更新工事ということですが、この事業内容の詳細をお伺いいたします。以上です。お願いいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、道の駅周辺整備事業（観光拠点施設建築）の補正の内容とその理由でございます。

7 月に入札を実施いたしました観光拠点施設建設工事は、入札がありましたが不落となりました。この要因を検証した結果、物価高騰によるものと、見積価格に採用する金額について、市場価格における査定率の上昇が大きく影響しており、この金額差が生じたという検証結果となりました。これらの検証を踏まえましての補正金額となりました。以上でございます。

○企画政策部長（西川 稔君）

初めに、婚活イベントの事業内容についてです。

市内の蔵元協力の下、酒蔵を会場にレンコンを生かした料理の提供や地酒の試飲など、市の資源、魅力を使い婚活イベントを実施することで市の P R も図る事業です。

なぜ酒蔵で開催するか、理由と酒蔵の箇所についてです。

市の特産品の一つであるお酒を P R するために酒蔵で開催をいたします。現在は、市内に 3 か所酒蔵がございます。以上です。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

私からは、空調機器更新工事の詳細に関して答弁させていただきます。

まず、佐屋老人福祉センター南館 2 階と佐織総合福祉センター 1 階、保健センター事務室系統の空調機器更新工事です。

佐屋老人福祉センター南館につきましては、空調機器の中央熱源が故障し、機器が古く、部品の製造が中止となり、部品交換等での対応が不可能なため、空調機器の更新工事を行います。

佐織総合福祉センターにつきましては、1 階保健センター事務室系統の空調機器が故障し、機器が古く、部品の製造が中止となり、部品交換等での対応が不可能なため、空調機器の更新を行います。以上です。

#### ○ 10 番（石崎誠子君）

ありがとうございます。

それでは、再度質問をさせていただきます。

まず、継続費の補正の件ですが、御答弁に物価高騰なども影響しているとありましたように、近年の社会情勢によれば、人件費や資材の高騰が続き、福祉事業、建設事業を問わず各自治体にも影響が出ています。愛西市においても、委託事業者や指定管理事業者などが受けている高騰分に対し、市で負担すべきとも求められておりますので、今回の変更も適切であるとは思いますが、この変更分の財源内訳はどうなっているのかお伺いいたします。

また、老人福祉費の空調機器更新工事の財源内訳についてもお聞きします。

それから、婚活イベントの件ですが、9 月補正で計上された理由は何か、そして市内に酒蔵は 3 か所あるとのことでしたが、酒蔵を会場に婚活イベントを実施できるところはあるのか、また来年度以降も継続事業とするのかお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

#### ○ 産業建設部長（宮川昌和君）

今回の補正額の財源内訳でございます。

国庫補助金が 1,500 万円、地方債 1 億 3,680 万円、一般財源が 726 万円でございます。以上です。

#### ○ 企画政策部長（西川 稔君）

初めに、9 月補正の理由です。

市の魅力発信の観点から、県の補助金を活用して婚活イベント実施の検討を進めたため 9 月補正での計上となりました。

続きまして、婚活イベントを実施できるところがあるのか、来年度以降の事業の継続についてです。

古い蔵を改築し、食事やイベントができる空間を確保しているところもあり、今回のイベントではこうしたスペースを活用して実施する予定です。

今回の事業の効果を検証し、県の補助金があれば活用して実施していきたいと考えております。以上です。

#### ○ 保険福祉部長（田口貴敏君）

空調機器更新工事の財源内訳になります。

佐屋老人福祉センターに関しては、全額公共事業整備基金繰入金、また佐織総合福祉センタ

一に関しては、485万2,000円が公共事業整備基金繰入金、1,000円が一般財源です。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、11番・角田龍仁議員、どうぞ。

○11番（角田龍仁君）

それでは、議案第49号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について質疑させていただきます。

14ページ、15ページの6款1項6目17節の備品購入費3,784万6,000円の道の駅の備品であります。具体的な備品の種類及びその金額または数量を教えてください。よろしくお願いいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

備品の内訳といたしまして、農産物直売所の店舗及びバックヤードで使用するPOSレジシステム一式で2,723万2,000円、農産物直売所のバックヤードの事務室等で使用する什器類で274万8,000円、指定管理者の仮設事務所で使用する什器類で786万5,000円でございます。以上です。

○11番（角田龍仁君）

それでは、再質問させていただきます。

結構な金額なんです。この支出は合併特例債とかの対象になるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

農産物直売所のPOSレジシステムにつきましては、合併特例債の対象となります。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

次に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○6番（山田門左エ門君）

議案第49号の愛西市の一般会計補正予算の13ページ。

先ほどから質問がありますが、1項2目14節2,575万3,000円で、佐屋老人福祉センターの空調で2,090万円、それから佐織総合福祉センターで485万3,000円ですけれども、建物の竣工時期と空調機器の更新する機器名を教えてください。

それから、15ページですけれども、6款農林水産業費、1項6目17節備品購入費、15ページですが、3,784万6,000円ですが、先ほど駅の備品ということでお話しされておりますけれども、特に建物への影響するような、そういった備品関係がありましたら教えてください。以上です。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、それぞれ空調機器工事についての答弁をさせていただきます。

まず、佐屋老人福祉センター南館の竣工は平成9年3月です。今回の更新により、個別空調方式に変更予定です。ヒートポンプ式エアコンの室外機、室内機及び冷媒管、ドレン管、電気配線等を新設します。

佐織総合福祉センターの竣工は、平成5年1月です。既設ヒートポンプ式エアコンの室外機及び室内機を入れ替えます。冷媒管、ドレン管、電気配線等は既設のものを利用できる部分は再利用いたします。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

道の駅の備品の件について、御通告いただいたとおり御答弁のほうをさせていただきます。

備品の内容といたしまして、農産物直売所の店舗及びバックヤードで使用するPOSレジシステム一式で2,723万2,000円、農産物直売所のバックヤードの事務室等で使用する什器類で274万8,000円、あと指定管理者の仮設事務所で使用する什器類で786万5,000円でございます。以上です。

○6番（山田門左エ門君）

再質問させていただきます。

工事そのものは非常に賛成するわけですが、こういった建物附属設備になりますが、こういったものを維持管理しなければならないという法律的根拠がありましたら教えてください。恐らく地方交付税とかそういったものが入っているものと思いますし、そういった法律が何かあるのではないかというふうに思います。

それから、先ほどの農林水産業費の備品購入なんですけれども、これによってPOSだとかそういったものもあるので、建物への影響で工事の変更があるのかどうか教えてください。

以上2点よろしくをお願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

まず、法的な根拠ですが、この老人福祉センターは設管条例を基に設置をされておりますので、特に法律での何かしらの根拠があるとは認識しておりません。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

今回の備品購入に当たりまして、建物に影響するような備品というのはございません。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第49号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について質問いたします。

通告重なるところはありますけれども、そのまま通告します。

3ページの第2表 継続費補正についてですが、補正の内容についてと、あと補正を決定した会議、決定した日時、日付、そのときの会議の参加者について教えてください。また、補正の積算の根拠についても併せて教えてください。

続いて、4ページの第3表 地方債補正についてですが、地方債を増額した理由について確認をさせてください。

続いて、13ページの2款1項3目11節の役務費ですが99万円、このポータルサイトについて増やすということのお話もありましたが、どんなポータルサイトなのか、その詳細と、99万円

の積算の根拠を教えてください。

続いて、同じページの同じ項で、12節委託料94万3,000円について、再度同じですけれども、イベントの詳細と参加方法、また費用などについても教えてください。

15ページの4款1項2目12節委託料の59万4,000円、健康管理システム中の委託料の事務委託料の詳細について確認をさせてください。コロナワクチンの接種に係ることかというふうに考えますが、このコロナの予防接種を行える病院はどの程度管シの中に入ってくるのか。また、八開診療所というのはシステムの中にも入るのか教えてください。

あと、健康管理システム改修についての102万3,000円についても、併せてその理由と改修の詳細をお伺いします。

続いて、同じページで、6款1項6目の17節備品購入費3,784万6,000円についてですが、この詳細とその備品を使用する場所がどこの場所なのか再度確認をお願いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、継続費の補正についてでございます。

補正の内容につきましては、7月に実施されました観光拠点施設建設工事の入札が不落となったため、その要因を検証し、再積算を行ったものでございます。

補正を決定した会議は、総務部長、産業建設部長、財政課、産業振興課、都市計画課、企業誘致課で協議を行いました。補正の決定に至るまでに、再入札に向けて要因の検証を開始し、8月上旬に検証結果を基に再積算を行い、財政課、都市計画課、企業誘致課にて査定を行い、8月中旬に補正予算（案）の議案提出手続を行いました。

積算根拠は、物価高騰及び見積価格における市場価格の査定率の上昇に伴う金額差を再積算いたしました。以上でございます。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

地方債の増額理由でございますが、道の駅再整備事業に係る備品について追加をしたものでございます。以上でございます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

サイトの詳細、積算についてです。

アマゾンが新たに開設するポータルサイトを追加導入するに当たり、早割プランを申し込むための初期手数料です。

続いて、婚活イベント詳細、参加方法、費用についてです。

市内の蔵元協力の下、酒蔵を会場にレンコンを生かした料理の提供や地酒の試飲など、市の資源、魅力を使い婚活イベントを実施することでPRも図る事業です。専用申込みフォームからの申込みとし、参加費用は1人3,000円程度を考えております。以上です。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

健康管理システム事務委託料の詳細です。

健康管理システムによる接種記録のための予診票のデータ入力作業を委託するものです。高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種の実施を予定している医療機関は、海部津島地域で

126か所あり、八開診療所でも予定をしています。

次に、健康管理システム改修委託料の理由です。

高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種が令和6年10月から始まることに伴い、改修する必要があります。改修内容は、入力された予防接種情報データを健康管理システムに取り込むためのシステム改修費及び県広域予防接種の連絡票を出力するための改修です。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

道の駅備品の詳細、あと使用する場所でございますが、農産物直売所の店舗及びバックヤードで使用するPOSレジシステム一式2,723万2,000円、農産物直売所のバックヤードの事務室等で使用する什器類で274万8,000円、指定管理者の仮設事務所で使用する什器類で786万5,000円でございます。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

では、再質問しますが、3ページの第2表 継続費補正についてですけれども、入札不落になった業者からの助言をもらうとかいろいろな助言が、他の業者から、設計ですとか、そういったところから、または指定管理業者ですとか、そういうところから助言をもらって、その内容を参考にして庁内で検討をしたのかどうか確認をさせてください。

また、ポータルサイトについては、アマゾンの早く申し込むと早く利用できるということなんですかね。何か手数料等について、もし詳細が分かれば再度教えてください。

あと、婚活イベントについてですが、参加費用については男性・女性は一緒だと思うんですけれども、その確認と、あと人が集まらなかった場合に開催は見送るのか、そういったことについての確認を教えてください。

それから、健康管理システム委託料、またコロナの予防接種は全108だということもあって、八開診療所もやるということが分かりましたが、もし分かるのであれば接種費用など、どの程度なのか教えてください。これは、高齢者に係る接種ということでのシステム改修だということの限定がありましたので、費用について教えていただきたいと思います。

あと、備品購入について、3,784万6,000円についてですが、2,723万は農産物の直売所で使う云々ということでありましたけれども、これは一式ということであれば2,000万を超える物品購入になるんですけれども、当然議会の承認については行われるのか、そのことについて教えていただきたいのと、いろいろと法律的な立場はありますけれども、同じ事業で使うものについての備品管理を一括して3,700万で議会承認を諮ることも考えられますし、2,700万だけで諮ることも考えられますけれども、市としては今どちらを考えているのか。法律というか、今裁判でいろいろと係争されていて、1件につき2,000万円のその1件については、事業なのか契約なのかということで立場が分かれていますので、そういった点では市としてはどういう立場でするのか確認を教えてください。お願いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

初めに、継続費の関係でございます。

今回不落となったということがございまして、当然不落となった業者とかにこちらから聞く

ようなことは当然しておりませんので、私どものほうとすると、実際に実施設計を行っていた業者に一応分析のほうを手伝っていただきまして、その分析結果を基に市の建設営繕の中で設計のほうの変更をしております。取りあえず以上です。

○企画政策部長（西川 稔君）

早割プランの関係ですが、通常手数料が11%のところを6.4%程度に割引かれるプランとなっております。

あと、男女の参加費ですが、双方1人3,000円となっております。

あと、人が集まらなかった場合なんですけど、今回対象を愛知県内の男女を対象としております。その関係で集まらないことはない想定で進めますが、最低限の参加人数は定めず、少人数の場合、最低でも5対5の10名程度で実施できるように努めていきたいと思っております。以上です。

○健康子ども部長（人見英樹君）

高齢者コロナのワクチンの自己負担の関係でお答えします。

現在、海部地区6市町村で構成する海部地区保健医療部会及び津島市で調整をしていますが、1件当たりの委託料1万五千数百円を予定していますところ、自己負担を4,000円の予定で調整しております。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

道の駅の備品の関係でございます。

まず、POSレジシステムでございますが、こちらは議員のおっしゃるとおり、2,000万円以上の財産の取得ということで、12月の議会にて議決案件として御承認をいただきたいというふうに考えております。こちらなんですけど、一応POSレジとそれ以外のものというのは、やはり性質上も違うということもありまして、今のところPOSレジとそれ以外のものは分けて入札のほうを実施していくというふうに考えております。なので、今回POSレジシステムということで、議決案件として12月に上程のほうをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第49号：令和6年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について質問をいたします。

まず、3ページの継続費、道の駅周辺事業の観光拠点についてであります。

工事について、変更点とか金額が上がったということは聞きましたが、変更が何かあるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから2点目、誰の発案か協議したメンバー、結論を出すまでのプロセスは答弁がありましたので、1回目の質問は省略いたします。

それで、最終決裁者は誰なのか、決裁者についてお伺いをしたいと思います。

それから、減額の努力というか、そういったものはどうしたのか、具体的にこういったとこ

ろで減額したというものがあればお聞かせをいただきたいと思います。

それから、13ページの民生費、社会福祉費、社会福祉総務費のシステム改修についてお伺いをしたいと思います。ちょっと私、十分勉強ができていないので申し訳ありませんが、障害児通所支援の制度改正とはこういったものなのか教えていただきたいと思います。

それから、13ページの民生費、社会福祉費、老人福祉費の佐屋と佐織の老人福祉センターの空調工事についてお伺いをしたいと思います。工事の箇所と工事内容についてお伺いしましたので、1回目の質問は省略いたします。

それから、改修後、特に佐屋の総合福祉センターの南館というのは今まで利用ができていなかったかと思いますが、これからどのように利用の仕方が変わるのか、市民の福祉、利便性はどうアップするのかお伺いをしたいと思います。

それから、13ページの民生費、生活保護費、生活保護総務費、生活保護システム改修費の委託料について確認であります。この生活保護法改正等というのは議案第44号の内容なのか、ほかの理由であればそれを教えていただきたいと思います。

このシステム改修について、この金額の積算根拠、幾つのプログラムを触って、こういった形で積算したという積算根拠について分かれば教えていただきたいと思います。

それから、15ページの衛生費、保健衛生費、予防費の健康管理システムの業務委託料についてお伺いをいたします。

こちらについては、コロナの関係の接種ということを知っていますが、こういったシステム改修をする以前の問題として、コロナ後遺症、副反応への支援体制はどのように準備された上でこういったシステム改修をされるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、15ページの衛生費の清掃費、地域し尿処理施設維持管理費についてお伺いをしたいと思います。

こちらのほう、4月から改定があるということではありますが、下水道会計に移行されるのに、なぜ一般会計の一般財源から支出をして補正が組まれたのか、その点について御説明をいただきたいと思います。

それから、15ページの農業水産業費、農業施設管理費、備品購入費についてであります。

この金額というのは、先ほどから物価上昇等のことを言われておりますが、見込んでいた予定の金額以内の金額なのか、それとも最初の頃に見込んでいた金額よりも増額しているのか、増額している、減額しているならば、それが幾らぐらいなのか教えていただきたいと思います。

あと、品目については聞きましたので、1回目の質問は省略をいたします。以上です。

## ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、継続費、道の駅の周辺整備事業の関係でございます。

変更の内容でございますが、こちらは7月に実施をいたしました観光拠点施設建設工事の入札が不落となったための再積算を行ったものでございます。

減額の努力でございますが、減額につきましては、外構のフェンス及びあずまやの仕様見直しのほうを行っております。以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

最終決裁者につきましては、市長となります。以上でございます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、まず障害児通所支援の制度であります。今回、就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続の簡素化と、同一世帯における複数児童の上限管理方法の変更となります。

続いて、佐屋老人福祉センター、佐織老人福祉センターの利便性に関してです。

空調工事を更新することにより、今後も快適に施設を利用していただけると考えております。

続いて、生活保護法の改正についてです。

外国人を対象とした条例改正に対して、システム改修は日本人を含めた全ての被保護者が対象になります。改修の内容は、就職準備給付金に伴う改修のほか、生活保護法の一部改正により変更となった就労自立給付金の改修となります。

積算の根拠につきましては、プログラムの設計、作成、テスト等の人件費となります。以上です。

○健康子ども部長（人見英樹君）

私からは、コロナ後遺症、副反応への支援体制の準備はの御質問です。

高齢者インフルエンザ予防接種と同様の定期接種であることから、予防接種、健康被害に対する救済制度により対応することになります。以上です。

○上下水道部長（山田英穂君）

地域し尿処理施設は、令和6年度までは一般会計で管理するためでございます。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

道の駅の備品の予算の関係でございます。

備品の予算でございますが、当初約3,300万円を見込んでおりましたが、約3,800万円の補正計上とさせていただいております。この結果、見込んでいた金額からは増額となっております。以上です。

○7番（吉川三津子君）

それでは、順次再質問のほうをさせていただきます。

そうすると、先ほど継続費の観光拠点について、減額の努力として外構フェンス、あずまやについて減額の努力をしたということですが、幾らぐらいの減額の努力をされたのかお伺いをしたいと思います。

それから次に、13ページの佐屋老人福祉センターについてお伺いをしたいと思います。

南館で、それはエアコンができれば快適になるのは十分分かりますが、南館が十分利活用されていなかった、エアコンとか暖房とかそういったところで、十分な利活用がされていなかった経緯が今まであります。空調が整備されることによって、この佐屋老人福祉センターの事業がどう変わっていくのか、利便性がどう変わっていくのか。多分この空調をするに当たって、今後こういった事業を増やしていきたいというような目的があるから空調の整備もされたと思います。以前も、こういった事業が決まっていなかったので空調の着手ができないという御答弁が

ありました。どのような事業を今後展開されていくのか、こういった利便性が市民に与えられるのか、その点について詳しく説明をいただきたいと思います。

それからあと、13ページの生活保護費のシステム改修についてであります。

プログラムをいじる、それによって人件費がかかるということで見積り等が来ていると思いますが、どれぐらいのプログラムをいじって、人件費として何日分、何時間分がかかるというような積算がされたのかお伺いをしたいと思います。

それから、15ページのコロナの接種の関係であります。

インフルエンザ等と同様の体制を取っていくんだということですが、いろんな問題が起きた愛西市において、市としての接種後の副作用等の相談体制、市としての相談体制は準備していращやるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、15ページの道の駅の備品について、500万円が増額がされたということが今お話がありました。今回のこの備品についてですけれども、この総事業費の49億円に含まれた、試算されたものなのか、その点についてお伺いをしたいと思います。その49億円に含まれた備品なのかお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、継続費の関係でございます。

減額は幾らかということですが、約1,070万円の減額でございます。以上です。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、私からはまず佐屋老人福祉センターの利便性に関して答弁させていただきます。

今回、工事をさせていただく場所は、佐屋老人福祉センター南館の2階でございます。2階は従来より休憩室、指定管理が教室等を活用しております。現在、エアコンの不調により使用を制限している状態ですが、その状態がこの工事により改善されるというふうに考えております。

続いて、生活保護のシステムの明細でございます。

システムエンジニアによるプログラム設計が141時間で112万8,000円、これは税別でございます。プログラムの作成、テストが112時間で67万2,000円を想定しております。以上です。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

接種後の副反応等の相談体制についてです。

過去にも健康被害として認定されたもの、そういったものについて健康推進課の保健師が相談に応じて対応しております。今後も同様に保健師が相談に応じてまいります。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

道の駅の備品でございますが、こちらは道の駅の整備工事の約49億円というものには含まれておりません。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、3番・中村文武議員、どうぞ。

#### ○3番（中村文武君）

それでは、議案第49号、令和6年度補正予算についてお伺いします。

予算書の13ページ、2款2項総務管理費、3目シティプロモーション費、12節委託料、婚活イベント事業補助金についてお伺いします。

近隣他市町の状況、実施回数、予算額及び県の補助金額はどうなっていますでしょうか、教えてください。以上です。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

初めに、津島市、一度の開催で予算額127万5,000円、補助額50万円。あま市、一度の開催で予算額70万円、補助額35万円。弥富市、一度の開催で予算額31万6,000円、補助額15万8,000円です。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○5番（真野和久君）

それでは、一般会計補正予算（第5号）について質問を行っていきます。

最初に13ページですけれども、3款1項1目の委託料、これの制度改正のシステム内容、重複すると思いますけれども、取りあえずもう一遍質問して、説明をお願いしたいと思いますので、制度改正の内容としての管シの詳細について。

それから、3款1項2目の佐屋老人福祉センターの改修ですけれども、これは工事する場所は2階ということだったので、これまで残っていたのが南館2階だったと思うんですけれども、これで佐屋の老人福祉センターとしては、全ての部屋の空調が改善されるのかについての確認をしたいと思います。

それからあと、児童手当のシステム改修と、それから生活保護システム改修についても、もう一度ちょっとシステムの制度変更の内容とシステム変更の詳細についてお尋ねをします。

それから、15ページの消防団の退職金の報償費の関係で、消防団の退職が増えているという話がありましたが、退職者が増加した原因とその理由と、今後の補充のめど、それについてどうなっているのかについてお尋ねします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、まず制度改正の内容とシステム改修についてです。

就業前障害児の発達支援無償化に係る認定手続の簡素化と、同一世帯における複数児童の上限管理方法の変更の2点です。今回の改正による変更を反映し、正確な連携を行うためのシステム改修を実施するものです。

それから、続いて佐屋老人福祉センターですが、通告どおり答弁をさせていただいてよろしいでしょうか。

佐屋老人福祉センター南館については、今回の更新により個別空調方式に変更予定です。ヒートポンプ式エアコンの室外機、室内機及び冷媒管、ドレン管、電気配線等を新設します。更新する場所は、佐屋老人福祉センター南館の2階部分となります。以上です。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

私からは、児童手当の制度変更の内容とシステム変更の内容についてです。

制度変更の内容は、児童手当の業務年度開始月を6月から8月に変更し、多子加算の算定対象を大学進学か否かに関わらず、22歳年度末まで親等の経済的負担がある場合を対象とする扱いに変更します。システム変更の詳細は、支給額の計算や帳票出力を可能とし、22歳年齢到達処理を新規に作成できるように変更します。以上です。

**○消防長（伊藤規雄君）**

退職の増加数とその理由ということなのですが、退職の増加数は昨年度と比較いたしまして27名の増加となり、理由については把握しておりません。定員の充足については、定員385名のうち、現在362名となっております。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

それでは、再質問をしていききたいと思いますけれども、社会福祉システムの改修は就学前児童の無償化、それから佐屋老人センターは南館2階で、これで佐屋の老人福祉センター全体にそれぞれ、個別空調がこれで完成するのか、どこかまだ空調が残っているのかについてちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、児童手当支給をすみません、もう一遍、年度始めの改定、何月から何月になったのかもう一度教えてください。

それから、生活保護システムの改修ですけれども、この就職準備給付金とか就労自立給付金というのは、これはいつからのものになるのか。現在でも、自立した人、例えば今年度、そうした人に対しては給付の対象になるのか、その辺りについて教えてください。

それから、消防団のほうですけれども、退職理由は把握していない、当然いろんな理由があると思うので、なかなか個々に理由を聞くというのは難しいかもしれませんが、今回ちょっとえらく多いなというのもあるので、何らかちょっと、もしそういうところで行ってちらっと聞いていることとか、そういったことがあれば、もしあればちょっと教えていただきたいというのがあります。今後この調子で退職してしまうと補充が間に合うかどうかという問題もあるもので、その点について教えてください。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

佐屋老人福祉センターの状況ですが、今回の補正で、佐屋老人福祉センター南館1階部分が現在空調機器が故障した状態となっておりますので、よろしくお願いします。

**○健康子ども部長（人見英樹君）**

児童手当の業務年度は、現在、6月から翌年5月までですが、今回の制度改正で8月から翌年7月までとなります。以上です。

**○消防長（伊藤規雄君）**

詳しい退職理由のほうは聞いておりませんが、亡くなられた人が1名と、あと市外に転出された方が見えるというふうには報告はいただいております。以上です。

**○5番（真野和久君）**

生活保護システム、手当、現状でどうか。

○議長（近藤 武君）

答弁漏れですね。

○社会福祉課課長補佐（野田光昭君）

支給がいつからという御質問に対してですけれども、就労自立給付金につきましては、既にある制度ですので、今回の改修につきましては算定方法が変わったことによる改修となります。ですので、対象者が見えれば支給の事務のほうをさせていただきます。

次に、就職準備給付金なんですけれども、これは新設になりますので、対象者は今年の春、高校を卒業して就職された方、もしくは来春卒業予定で就職をされた方に対しては対象となるかと思われますので、そういった方が見えれば支給にさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、休憩を取らせていただきます。再開を11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（近藤 武君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第50号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第8・議案第50号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い発言を許可いたします。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、8ページの4款2項1目の役務費に関してですけれども、今回、郵便料金の改定分として45万7,000円の計上がありますが、これは大体何通分ぐらいを考えているのかについてなど、ちょっと詳細を教えてください。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

内訳でございますが、医療費の通知として2万540通、後発医療品差額通知300通の郵送を予定しております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第51号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第9・議案第51号：令和6年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第52号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第10・議案第52号：令和6年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第52号：令和6年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について質問いたします。

ページ数は9ページの6款1項3目償還金、利子及び割引料についての2,774万6,000円についてですが、この明細の詳細を教えてくださいのと、国庫支出金等を返還するということは、給付費が抑えられたので返還をするのかなというふうに思っておりますが、抑えられた給付費というのは幾ら予定したものが幾らぐらいの給付金になったかということで、その給付金の詳細について教えてください。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、償還金の明細を答弁させていただきます。

介護給付費負担金（国庫）2,233万2,728円、地域支援事業交付金（国庫）195万8,980円、地域支援事業交付金（県費）118万3,578円、地域支援事業交付金（社会保険支払基金）220万4,090円、介護保険システム改修補助金6万6,000円です。

この返還金は、介護給付費の見込み等の計算によって交付された各負担金との決算額との差額を精算するものになります。以上です。

○4番（河合克平君）

返還金に相当する給付金の減額の詳細はという通告をしてあるので、それを通告で答弁漏れだと思いますが、していないですか。答弁漏れじゃないですか。質問したし。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

今、通告どおり給付の減額の詳細を答弁させていただきました。

○4番（河合克平君）

給付の減額の金額についてと言われたので、給付費見込みを、給付費の総額の金額、何十何億なのか、金額と、実際に給付された金額と、その差額の減額分ですね、幾らか少なくなるといことで返還金が、償還金が生じるので、その金額について教えてください。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

こちらの返還金につきましては、実際に給付金が抑えられたから返還をするというものではなく、国とか県がこれぐらいかかるだろうという見込みで交付していただいたお金と、実際に5年度の決算、5年度で確定した給付費との差額になります。5年度の給付費の決算につきましては、53億3,700万円ほどです。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第52号：令和6年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について質問いたします。

総務費、総務管理費、郵便代についてお伺いをしたいと思います。

値上げが1年前から言われていたのに、今なぜ補正なのかということと、先ほど国保と介護保険の特会のみ補正になっておりますが、一般会計等について今回補正がないのはなぜなのか、なぜこの2つの会計だけが補正となるのか、その理由についてお伺いをしたいと思います。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

まず、今回の値上げに関してです。

郵便料の料金改定が正式に発表されたことを受け、業務遂行のため多数郵送する通知等がありましたので、今回補正を行いました。以上です。

○7番（吉川三津子君）

多数ということではありますが、いろんな部署でこの郵便代というのは影響してくるものだろうと思っておりますが、どの程度が多数なのか、その辺りとしてラインを引かれたのかお伺いしたいのと、指定管理者とか委託先においても、この郵便料の影響を受けるところもあらうかと思いますが、こうした予期せぬ値上げに市全体としてどのように対処をされたのか、大変お困りのところも出てきているかもしれませんし、一般会計等で郵便料の値上げについてどのように処理をされているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

今回、郵便料の値上げが正式に発表されたのは、令和6年6月13日に正式に発表されました。

また、今回、特別会計に関して計上させていただいたのは、国の関係機関での協議中の案を基に、財源となる一般会計からの繰入れをすることは適当でないと判断をさせていただいたので、今回補正を上げさせて、対応させていただいております。以上です。

○7番（吉川三津子君）

議長、答弁漏れです。

○総務部長（近藤幸敏君）

郵便料の改定につきましては、今回、額の確定が出たということでございまして、各会計においては、それぞれ事業の執行時期が今後増えてくるところがあったりする場合において、今回補正をさせていただいたということでございます。

一般会計等については、それぞれ今までの事業、一般的な郵便料ということでございますので、当初予算の額である程度賄えるというめどが立ちましたので、今回補正をしておりません。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第53号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第11・議案第53号：令和6年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

今回のシステム改修費として1,628万円という形で出ていますけれども、その詳細についてと、農集とコミプラだと思えますけれども、どういう形になっていくのか。

それからあと、債務負担行為にした理由について、具体的に教えてください。

○上下水道部長（山田英穂君）

債務負担行為の詳細につきましては、上下水道料金調定システム・下水道使用料徴収エリア拡大対応業務委託は、随意契約により令和6年10月上旬から令和7年6月末までを予定し、全体委託料は1,760万円、令和6年度分が1,628万円、令和7年度分が132万円となります。

下水道使用料を令和7年4月・5月分使用料から上下水道使用料を一括徴収とし、2か年にわたる委託期間となるため、債務負担行為をすることができる期間を令和7年度とし、委託料の限度額を132万円と定めたものでございます。

続きまして、システム改修の詳細につきましては、上下水道料金調定システムに八開地区農業集落排水処理施設使用料並びに佐織地区地域し尿処理施設使用料の徴収エリアを加え、上下水道使用料を一括徴収できるようにするためでございます。

令和6年度分の委託料の内訳は、システム改修分913万円、データ移行費用715万円です。

令和7年度分はシステム改修分77万円、データ移行費用55万円でございます。以上です。

○5番（真野和久君）

次の54号にも関わってくるんですけども、結局、この162万8,000円というのは、下水道のほうの144万5,000円が八開分で、あと一般会計のほうの182万6,000円は佐織分というふうに考

えて、それが両方とも合わせてというふうで考えたらいいんでしょうか。

○上下水道部長（山田英穂君）

そのとおりでございます。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第54号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第12・議案第54号：令和6年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

今の件については、システム改修の負担金の詳細については先ほど53号で聞いたので、取りあえずこれについてはいいと思いますので、これで終わります。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第55号及び日程第14・議案第56号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第13・議案第55号：小学校教師用教科書・指導書・指導用教材の購入契約の締結の追認について及び日程第14・議案第56号：小学校教師用教科書・指導書・指導用教材の購入契約の締結の追認についてを一括議題とし、質疑を行います。

質疑をされる議員は、議案番号と議案名を述べてから質疑を行ってください。

それでは、通告に従い発言を許可いたします。

最初に、16番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○16番（山岡幹雄君）

議案第55号：小学校教師用教科書・指導書・指導用教材の購入契約の締結の追認についてと、議案第56号：小学校教師用教科書・指導書・指導用教材の購入契約の締結の追認につきまして、確認させていただきます。

まず、議案第55号のほうは、令和2年3月23日契約した契約書は、今後どのように事務を進めるのかと、また56号のほうで令和6年3月25日契約した契約書は、これも同じように今後ど

のような事務を進めるのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（伊藤 光君）

令和2年度分につきましては、予算議決後、長期継続契約を締結し、全て納品され、支払いも終わっております。令和6年度分につきましても、予算議決後、長期継続契約を締結しました。

前期用の教科書等は納品がされ、支払いも終わっておりますが、後期用の教科書等は納品された後の支払い事務が残っております。

議会の議決が必要であったにもかかわらず、議決を経ずに契約していたことから、追認の議決を得る必要があります。追認議案をお認めいただき、契約を有効なものにしたいと考えております。以上です。

○16番（山岡幹雄君）

御説明ありがとうございます。

一応2,000万以上は条例で議会の承認が要るということで条例にあるんですが、これは失礼ですけども、原因はどこにあるのか。また、議案第56号の小学校教師用の関係につきましても、これは3月25日に契約したわけですが、本来の事務上は6月議会で承認を受けるのか、その辺ちょっと御説明をお願いします。

○学校教育課長（伊藤 光君）

こちらの原因でございますが、教育委員会としましては、教科書取次供給所との随意契約であり、教科書の価格も全国同一となるため、経常的かつ定型的なものとしての意識が強く、動産の買入に該当することへの認識が著しく欠如していたためでございます。

それから、本来の事務ということでございますが、まず購入に係る債務負担行為の設定の案を上程し、市と業者で仮契約を交わした後、契約に係る議案を上程し、議決後に本契約をするという手順で今のところ検討をしております。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第55号：小学校教師用教科書・指導書・指導用教材の購入契約の締結の追認と議案第56号：小学校教師用教科書・指導書・指導用教材の購入契約の締結の追認、両方について一括して質問をいたします。

まず、先ほどもありましたが、議会の承認を得なかった、求めなかった、その理由について確認させてください。この契約以前についてはどうなっていたのか。また、一括して契約をするようになったその理由について、確認させてください。

随意契約を行うということで、今回も行っているということでお話がありましたが、この随意契約については、なぜ随意契約となるのか、入札ということにならないのか教えてください。

また、令和5年度の契約、ちょうど最終の日付の契約になりますけれども、予算執行は6年度になります。今、前期分は支払った、後期分はこれからということも聞きましたが、これに

については債務負担行為にならないのか確認をさせてください。

以上の点が、この２つのところですが、今回、追認ということについては非常に問題であろうというふうに思っておりますので、そういったことも併せてお伺いしますが、市の全ての契約事務について点検をしたのかどうなのか、お願いします。

また、契約が違法となっている、要するに条例に違反している契約となっているということを繰り返さないための方法やチェック体制については、どのように行っていくのか確認をさせてください。

今回の追認ということは、二度とあってはならないことだと考えますので、市の職員に対してどのような周知をしていくのか。また、周知と併せてマニュアルなどは整備をしていくのかについて、併せて確認をさせてください。お願いします。

#### ○学校教育課長（伊藤 光君）

まず、議会の承認をしなかった理由でございますが、教育委員会としましては、教科書取次供給所との随意契約であり、教科書の価格も全国同一となるため、経常的かつ定型的なものとしての意識が強く、動産の買入に該当することへの認識が著しく欠如していたためです。

続きまして、以前の契約と、一括して契約するようになった理由でございますが、令和２年度以前の契約につきましては、各小学校単位で契約をしております。契約金額は約140万円から約370万円となっております。一括して契約するようになった理由は、１契約とすることで事務負担の軽減を図ったためです。

続きまして、随意契約の理由と、債務負担にならない理由でございますが、文部科学省では、各都道府県単位での特約供給所を設置し、その管内に取次供給所を選定し、教科書の過不足の調整、教科書代金の回収業務を行っております。また、教科書に基づき発行される指導書等についても、教科書に準じた取扱いがされております。

このため、小学校の教科書・指導書・指導用教材については、県教科書特約供給所の取次供給所として指定を受けている書店を選定しております。年度当初に納品してもらう必要があり、準備期間を確保することを要するものであるため、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき契約をしました。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

続きまして、市の全ての契約事務の点検についてでございます。

過去５年間の工事及び財産取得等に関する契約につきまして点検を行い、議会の議決に付すべき契約のうち、議会の議決を経ずに契約したものはありませんでした。

次に、繰り返さないための方法やチェックについてでございますが、事務手続を進める際のチェックを強化し、再発防止に努めてまいります。

また、職員に対する周知やマニュアルについてでございますが、改めて条例、入札契約について全職員に周知を行うとともに、事務手続を進める際のチェックを強化し、再発防止に努めてまいります。以上でございます。

#### ○４番（河合克平君）

今回の件について、いろいろとミスがあったとか、思い込んでいたとかということもありましたけれども、この契約自体が違法であるという、法律に違反している契約であるということは当然認識をされていると思いますが、再度確認で、市としては、これは法律に違反した契約であるという認識があるのかどうかの確認をさせてください。

あと、この契約についての購入先については同じ書店名が書かれておりますけれども、マツバラヤ書店ということで書かれておりますが、これはその1社だけなのか、なぜほかのところの名前にならないのか。ずっと2年についても、今回についても、同じ名前の書店ですけれども、その理由について再度お伺いをさせてください。周辺市町にはないのか、入札を考えなかったのか、それについて再度教えてください。今のは継続契約になるということでお話もありましたけれども、そういう判断をすることができないのか教えてください。

あと、5年間の契約を点検したということで、ないということなので、それ以上昔のものについては確認をしていないようではございますけれども、今回についても、5年以上前のものも契約についてあったということもありましたので、今後、過去の5年以上前のものについても確認をしていくのか教えてください。

あと、再発防止をしていくということでお話がありましたが、条例を周知したりしていくということではございますけれども、もしも契約事務を行っていく中で、例えば財政課がチェックをするとか、幾ら以上になれば財政課がチェックをして必要かどうかということ判断していくですとか、事前にそういう相談があれば財政課がちゃんとお話をするとか、そういうダブルチェックではないですけれども、しっかりとしたチェック体制を行っていくという確約がなければ、今回の件についてはまた繰り返されるんじゃないかなというふうに感じるのです、そのしっかりとしたチェックの方法、チェックをしていきますとか、周知していきますというのは当然なんですけれども、具体的な内容について教えてください。

#### ○学校教育課長（伊藤 光君）

私からは、まず法律違反についてですが、こちらは愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に違反しているとの認識を持っております。

続きまして、なぜ1社かということでございますが、小学校の教科書・指導書・指導用教材については、県教科書特約供給所の取次供給所として指定を受けている書店が、愛西市では1者のみということで選定をしております。以上でございます。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

点検につきましては、現時点で5年という形で考えておりますが、今後についてまた検討したいというふうに思っております。

また、チェック体制の関係でございますが、具体的なチェック体制といたしましては、予算執行時、また決裁時などにおける書類の審査や入札の際の指名審査委員会などにおいて、議決案件か否かを改めて確認してまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

## ○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第55号、小学校教師用教科書等の購入契約の締結の追認について、56号同様に質問をさせていただきたいと思います。

道の駅の工事後の議会を通すということがあり、また今回この教科書の件が出てきております。ここで市のほうとして、やむを得ない出来事だと思っていらっしゃるのか、あつてはならないことだと思っていらっしゃるのか。議会に対してどう思っているのか、厳しい質問であります、答弁のほうを求めたいと思います。

それから、今回この手続で随意契約だったからという話がありましたが、どのような手続、最初にこういう書類を起こして、こういう支払いをして、誰々が決裁をして、財政課にこういうふうに戻してという、そういった手続があると思います。それをどのように行ったのか、それについてお聞きしたいと思います。

財政課についても、随契については別途理由書をつけたりなんかしながら、随契にしてよろしいかというような文書も出てきて、そういった承認をしているはずであります。そういった文書の流れがどのようにされて、2,000万円のものが手続を経ず随契扱いで通っていったのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

本来踏むべき手順ですね。支払い前に誰がこういった提案をして、課長がオーケーを出して、それが財政課に回って、これが支払いに進むという、どれぐらいの人が、今回職員の手を経ているのか、本来踏むべき手順と、行っちゃった手順と何か差異があったのか、その点についてお聞きしたいと思います。

これについて、最終の決裁者についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

## ○学校教育課長（伊藤 光君）

まず、どのように考えているのかということでございますが、教育委員会としましては、適切な手続がされていなかったことから、大変重く受け止めております。市民並びに議会に対して深くおわび申し上げます。

続きまして、行った手続の手順でございますが、まず長期継続契約執行伺いの決裁を受け、入札指名業者審査部会にて業者選定が承認されました。その後、予算の議決後、見積書提出業者と小学校教師用教科書・指導書・指導用教材の購入契約を締結いたしました。

続きまして、本来踏むべき手順でございますが、教科書等の購入に係る債務負担行為設定の案を議会のほうに上程し、市と業者とで仮契約を交わした後、同条例第3条に係る契約に係る議案を上程し、議決後に本契約をする手順で検討しております。

続きまして、最終の決裁者でございますが、愛西市決裁規程に基づき市長となります。以上です。

## ○7番（吉川三津子君）

今回、随意契約同様ということですが、ここで財政課のほうにはどういった文書が上がってきているのでしょうか。業者選定して、この契約していいですよとか、結果とか何かが上がってきていると思うんですが、財政課はどのように関与しているのか、お伺いをしたいと思います。

ます。教育部局でこういった役職の人がこれに対して決裁を見ていたのか。そして財政課のほうはどのように書類が通っていったのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

今回、マツバラヤ書店ということで、2,000万以上に上るのが1者でぼんと決まっているわけですが、業者選定において、ここしか駄目だったのか、何か相見積りを取ったのか、そんなことはあるのか。何かもうこの地域はここですよみたいな業者が決まっちゃっているのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

**○学校教育課長（伊藤 光君）**

財政課にどういう文書が決裁されたかということでございますが、こちらの教育委員会から長期継続契約執行伺いの文書を決裁しております。

また、なぜ1者なのかということでございますが、先ほども御答弁いたしました、小学校の教科書・指導書・指導用教材につきましては、県の教科書特約供給所の取次供給所として1者のみが愛西市では指定を受けておりますので、1者を選定しております。以上でございます。

**○議長（近藤 武君）**

次に、13番・原裕司議員、どうぞ。

**○13番（原 裕司君）**

それでは、議案第55号、56号：小学校教師用教科書・指導書・指導用教材の購入契約の締結の追認についてお伺いしたいと思います。

それぞれの議員の方々から質問がありましたけれども、通告どおり質問をさせていただきます。

今回、議会の議決を経ずに契約したということで、追認議案ということなんですけれども、条例第3条の規定ですね、この内容についてお伺いをしたいと思います。それと、契約の内容についてお伺いしたいと思います。

55号、4年前の契約と56号、本年3月の契約の中で、約347万円の違いが出てきております。その要因についてお伺いをしたいと思います。

それと、教師用の教科書ということでありますけれども、市全体を対象とする学年、あるいは科目も含めてそれぞれあるかと思いますが、市全体で学年ごとの先生の数をお伺いしたいと思います。以上3点お願いします。

**○学校教育課長（伊藤 光君）**

まず、条例第3条の規定の内容でございますが、規定では、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとするとされております。

小学校教師用教科書・指導書・指導用教材に関する売買契約において、条例にある2,000万円以上の動産の買入れに該当するにもかかわらず、議会の議決を経ることなく契約が締結されていたことから、その追認をお願いするものであります。

続きまして、契約金額の違いでございますが、令和２年度と令和６年度で比較すると、教師用教科書等の総冊数が令和２年度は4,713冊、令和６年度は4,427冊と減少しております。平均単価では、令和２年度は約9,710円、令和６年度は1万2,411円と上昇しているため、増額をしております。

続きまして、学年ごとの教師数でございますが、令和２年度の市内12小学校の教師数は、１年生19人、２年生19人、３年生20人、４年生18人、５年生18人、６年生19人、特別支援学級41人となります。令和６年度の市内12小学校の教師数は、１年生18人、２年生19人、３年生17人、４年生20人、５年生19人、６年生17人、特別支援学級45人となります。以上です。

#### ○１３番（原 裕司君）

では、再質問させていただきたいと思います。

この契約は、小学校の教師用ということで契約が結ばれておるわけですが、中学校の教師、教員用の契約というのも多分されておると思いますが、先ほど言われた条例の第３号の規定に当てはまらないということでの認識でよいかお伺いしたいと思います。

それと、令和２年以前、先ほど事務の簡素化ということで、各小学校が契約を結んでやったというようなことがあったので、2,000万円に当たらないというようなことだというふうに答弁の中で認識をしたんですけれども、それで間違いはないかお伺いをしたいと思います。

#### ○学校教育課長（伊藤 光君）

まず、中学校の契約についてでございますが、中学校教師用の契約は総額1,490万3,782円で契約しております。中学校教師用の契約につきましても、条例に基づき対応をしております。

続きまして、令和２年度以前の契約につきましてですが、令和２年度より以前の指導者用教科書等の契約につきましては、各小学校単位で契約をしております。契約金額は、契約について約140万円から約370万円となっており、議決を得なければならない契約ではありませんでした。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩を取りたいんですが、その前に保険福祉部長のほうから発言を求められておりますので、許可したいと思います。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

過日配付をさせていただきました決算資料の令和５年度決算主要施策成果及び実績報告書に誤りがございました。正しくは、本日配付させていただきました正誤表のとおりでございます。議員の皆様にはおわびして訂正をさせていただきます。

#### ○議長（近藤 武君）

それでは、ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時ちょうどいたします。

午前11時49分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（近藤 武君）

それでは、お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、これより令和 5 年度の決算の認定について質疑に入りますが、決算の質疑については、決算書または実績報告書のページ数及び款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

また、質疑が多数の場合であっても、一括で質疑を行うようにしてください。

議案質疑については、事前に通告制を取っているため、通告書に基づき質疑を行い、議員側も理事者側も時間短縮に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・認定第 1 号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第15・認定第 1 号：令和 5 年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い発言を許可いたします。

最初に、16番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○ 1 6 番（山岡幹雄君）

認定第 1 号：令和 5 年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、1 点お伺いします。

概要書の66ページ、まずファミリー・サポート事業の関係で、事業の委託先の決定方法、委託先の詳細、事業名、所在地、代表者名、従業員数などの事業などをちょっと教えていただきたいのと、委託事業者の経営状況はどのようになっておるのか。契約金額及び契約日、請求金額、請求書提出日及び事業完了日、事業報告書及び事業決算書などの書類提出日、受取日、報告書、決算書の内容はどのように確認されているか。

次に、概要書74ページになりますが、児童クラブ事業等の運営費補助事業につきまして、補助基準、民間事業者の詳細。これも事業者名、所在地、代表者名、従業員数、主な事業などを教えてください。民間事業者の経営状況も教えてください。

契約金額及び契約日、請求金額、請求書提出日及び事業完了日、事業報告書及び事業決算書など書類提出日、受取日を教えてください。

次に、令和 5 年度歳入歳出決算書の107ページ、108ページの 6 款農林水産費、1 項農業費、5 目農業土木費、18節負担金、補助及び交付金につきまして、湛水防除事業の関連事業について、この協議会の目的と事業の内容を教えてください。

なお、先ほど概要書の児童クラブ及びファミサポ、ちょっとゆっくり回答をお願いします。控えたいものですから、よろしくお願いします。

○健康子ども部長（人見英樹君）

まず、私からは、ファミリー・サポート・センター事業の幾つか質問をいただきましたので、順にお答えします。

まず、事業の委託先の決定方法は、公募型のプロポーザルにより選定いたしました。

続いて、委託先の詳細、事業名、所在地、代表者名、従業員数、主な事業などについてお答えします。

受託業者は、特定非営利活動法人れんこん村のわくわくネットワークで、法人の詳細につきましては、内閣府NPOホームページの掲載内容から申し上げます。

主たる事業所の所在地、愛西市北河田町郷西343番地1、代表者・中島美知子。主な事業は、農業・自然体験事業、子育て・子育て支援事業、高齢者支援事業、住宅確保、要配慮者への居住支援事業、相談事業、情報配信事業、他のNPO団体のサポートや行政・他団体との協働事業、その他この法人の目的を達成するための事業となっています。

この事業に従事した職員数は6人と実績報告を受けています。

次に、委託事業者の経営状況です。

収支計算書から、資金状況は、経常収支の部が経常収支差額138万5,625円、前期繰越収支額1,113万7,372円、次年度繰越収支差額1,252万2,997円。正味財産増減の部では、当期正味財産増加額が138万5,625円、前期繰越正味財産額813万1,624円、当期正味財産合計が951万7,249円。令和5年度貸借対照表から、資産の部合計が2,379万382円、負債の部合計1,427万3,133円、正味財産の部合計951万7,249円となっています。

続きまして、契約金額及び契約日です。

令和4年4月から令和7年3月までの長期継続契約で、契約金額は総額2,090万6,000円、契約日は令和4年3月30日です。

請求金額、請求書提出日及び事業完了日については、令和5年度の請求金額は696万7,000円、令和5年4月19日に348万3,500円、10月16日に348万3,500円請求がありました。

事業完了日は令和6年3月31日です。

次に、事業報告書等の書類提出日・受取日です。事業報告書は毎月15日までに、それから事業決算書や年間実績等は令和6年5月15日に提出されました。

続きまして、報告書・決算書の内容の確認方法です。毎月の事業報告書と実績報告書で業務の履行を確認いたしました。

次に、児童クラブについてです。児童クラブの補助運営費補助事業の御質問です。

まずは補助の基準です。主な基準は、放課後児童支援員等の職員を支援の単位ごとに2人以上配置、学校休業日以外は1日につき3時間以上を実施、学校休業日は1日につき8時間以上を実施、年間250日以上実施となります。

次に、こちらも民間事業者の詳細ということで、事業者名等を申し上げます。令和5年度は4事業者に補助をしており、ふれあい館児童クラブの事業者は特定非営利活動法人愛西児童老人ふれあい館で、主たる事業所の所在地は愛西市須依町白山110番地4、代表者は高木陽。児童クラブに携わる従業員数は8人と実績報告を受けています。主な事業は、児童安全保護事業、老人ふれあい活動事業です。

れんこん村児童クラブの事業者は、特定非営利活動法人れんこん村のわくわくネットワークで、事業者の詳細についてはファミリー・サポート・センター事業のほうで答弁申し上げます。

たが、児童クラブに携わる従業員数は12人と実績報告を受けています。

次に、Y Y Sクラブ北河田の事業者は、学校法人諏訪学園。主たる事務所の所在地、愛西市諏訪町郷東100番地2、代表者は諏訪淑子。主な事業は、幼稚園型認定こども園、企業主導型保育、学童保育。児童クラブに携わる従業員数は7人と実績報告を受けています。

児童クラブビボの事業者は、ビボ・ファースト株式会社。主たる事務所の所在地は愛西市勝幡町緑町165番地1、代表者は永田めぐみ。主な事業は、トレーニングスタジオ。児童クラブに携わる従業員数は4人と実績報告を受けています。

続きまして、民間事業者の経営状況です。

特定非営利活動法人愛西児童老人ふれあい館につきましては、内閣府N P Oホームページの掲載内容から申し上げます。資金状況について、活動計算書から、当期正味財産増加額マイナス678万59円、前期繰越正味財産額722万7,529円、当期正味財産合計44万7,470円。令和5年度貸借対照表によると、資産の部合計が356万3,863円、負債の部合計316万6,393円、正味財産の部合計が44万7,470円。

特定非営利活動法人れんこん村のわくわくネットワークの詳細については、ファミリー・サポート・センター事業で説明させていただいています。

次に、学校法人諏訪学園、それからビボ・ファースト株式会社につきましては、ホームページ等に資産の状況の掲載はなく、市として経営状況の報告を求めているため、把握をしていません。

次に、交付額及び交付決定日について答弁申し上げます。

当初交付額は、ふれあい館児童クラブが793万1,200円、れんこん村児童クラブ533万3,600円、Y Y Sクラブ北河田897万6,000円、児童クラブビボ519万3,450円で、交付決定日は令和5年5月10日です。

次に、請求金額請求書の提出及び事業完了日についてです。

ふれあい館児童クラブは、請求書の提出日が令和6年4月24日、変更後の金額は924万200円です。他の3事業者は、一部返還となっております。令和6年3月31日に交付確定通知をし、変更後の金額は、れんこん村児童クラブ524万8,600円、Y Y Sクラブ北河田887万4,000円、児童クラブビボ474万7,941円です。

事業完了日は全て令和6年3月31日です。

次に、事業報告書及び事業決算書などの提出日等です。

事業報告書は毎月5日までに、実績報告書は令和6年3月31日に提出されました。

私からは以上です。

## ○産業建設部長（宮川昌和君）

私から、湛水防除事業関連協議会について御答弁いたします。

各協議会の目的は、農作物への湛水被害を未然に防止する排水機等の新設・改修・更新事業の円滑な推進となっております。

事業内容は、主として排水機場・水路等の維持管理、修繕更新事業に係る諸経費負担金など

の取りまとめ、関係機関との調整を行っております。以上でございます。

#### ○16番（山岡幹雄君）

それぞれ御答弁をありがとうございました。

再質のほうをさせていただきます。

まず、ファミリー・サポート・センター事業の関係で、一応事業完了日が令和6年3月31日と、請求が2回に分けてあったということがお示しされて、確認を取りました。

それで1つ、委託先から提案された委託金額及び事業内容をちょっとお聞きしたいということと、提案された内容と実施された内容との違いは御説明をお願いします。また、この事業者から提出された報告書、決算書の内容確認は適切に行われているかどうか、御説明をお願いします。

次に、児童クラブ事業等の運営費補助事業につきまして再質させていただきます。

これも事業者から提出された報告書、決算書、それぞれ4団体かという説明がございましたが、内容確認も適切かどうか、ちょっとお尋ねさせていただきます。

次に、各民間事業者の対象児童クラブの補助対象児童1人当たりの補助金額はお幾らかを教えてください。

次に、湛水防除事業関連協議会につきまして再質をさせていただきます。

この決算額の負担金の算定根拠が分かれば教えてください。

以上、よろしくお願いします。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

まず、ファミリー・サポート・センター事業の委託先からの提案された金額、委託金額と事業内容についてです。

委託金額は696万7,000円。事業内容につきましては、会員の募集・登録、会員証の発行、会員の相互援助活動の調整、会員の相互援助活動についての研修及び指導、会員間の交流会の開催、アドバイザーとサブリーダーによる情報交換に関する会議の開催、保育所等との連絡調整、医療アドバイザー等の委嘱提携により、事業実施について保健医療面での助言等を受けられる体制の整備、他自治体のセンター等関係機関との連絡調整、センターの広報等です。

次に、その実施された内容と提案された内容の違いなんですが、こちらは違いはありません。

また、報告の確認方法なんですが、こちらは毎月出されております提供活動記録簿ですとか、毎月の事業報告書、そちらのほうで先ほど提案された内容が実施されているかを確認しています。

続きまして、児童クラブの補助金の事業です。事業者から提出された事業所決算書の内容確認は適切かとの御質問です。

実績報告書により、職員の配置人数や配置時間、実施日数等が補助基準を満たしていることを市として確認しています。

続きまして、各民間事業者の補助対象児童1人当たりの補助額です。

補助基準額は、児童1人につき月額1万7,000円に年間延べ人数を乗じた額を交付していま

す。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、湛水防除事業関連協議会の負担金の算定根拠ということでございます。

算定根拠につきましては、各協議会により負担範囲が異なり、一概には申し上げられません  
が、主に協議会の事務費や管理する施設の事業費を、会員である関係市町村、改良区が受益地  
の面積などを基に負担することとなります。以上でございます。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、10番・石崎誠子議員、どうぞ。

#### ○10番（石崎誠子君）

認定第1号：令和5年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について質問いたします。

概要書61ページ、配食サービス事業、そして概要書の62ページの緊急通報システム事業、同  
じく62ページの高齢者見守りシステム事業について、まずは質問させていただきます。

この3つの事業については、事業対象者の状況に異変があった場合の安否確認や緊急事態に  
対処するといった目的があるかと思います。

そこで、市として事業対象者の家族・親族の状況、また資産の状況等は確認されているの  
でしょうか。

そして、緊急時、いざというときどこに連絡をされるのか。家族・親族へはスムーズに連絡  
が取れるようになっているのか、お聞きします。

次に、概要書116ページ、空家等対策推進事業についてお伺いいたします。

市において、空き家等の適正管理を推進されておりますが、そもそもの空き家の定義につ  
いて、また所有者の有無による対応の違いについて、また併せて市内の空き家の総数とその内訳、  
分かれば、所有者の有無も含めた内訳についてお聞きします。以上です。よろしくお願いいた  
します。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

私からは、それぞれ配食サービス、緊急通報システム、高齢者見守りシステムのそれぞれの  
状況に関して御答弁させていただきます。

まず1点目、対象者の家族・親族の状況ですけれども、配食サービス事業については、日中  
連絡が取れる親族等1人の把握をしています。

緊急通報システム事業、高齢者見守りシステム事業については、日中連絡が取れる協力員を  
2名と緊急連絡先として親族1名以上の把握をしています。

続いて、資産の状況に関しては、3事業とも把握はしておりません。

続いて、いざというときの連絡についてです。

配食サービス事業については、確認できない場合は市へ連絡が入り、市から申請時に記載さ  
れている緊急連絡先へ連絡するなど安否確認を行います。

緊急通報システム事業については、通報ボタンが押されたときには本人に電話し、応答があ  
れば状況に応じて緊急出動要請します。応答がない場合は、申請時に登録をいただいた協力員

へ連絡をします。協力員に連絡がつかない場合は緊急出動要請します。緊急搬送された場合、緊急連絡先に状況を連絡します。

高齢者見守りシステム事業については、異常が感知された場合、本人・親族等の順に確認し、連絡がつかない場合、申請時に登録をした協力員へ連絡をし、状況把握を依頼します。

続いて、連絡がスムーズにできるのかですが、3事業とも日中につながる家族等緊急連絡先を御登録いただいております。以上になります。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、空家等対策推進事業について御答弁をいたします。

空き家の定義でございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の第2条において定められており、おおむね年間を通じて使用実績がない建物等となります。

次に、所有者の有無による対応の違いでございますが、空き家の所有者には適正管理の依頼を送付し、空き家の適正管理の推進に努めております。

相続人不存在などの特別な事情がある空き家に対しては、相続財産清算人または不在者財産管理人制度を活用し、管理不全空き家の解消に努めております。

次に、市内の空き家の総数とその内訳でございますが、令和6年3月末において、市内で把握している空き家の総数は503件となり、佐屋地区で203件、立田地区で71件、八開地区で50件、佐織地区で179件となります。そのうち、相続人不存在などにより連絡が取れていない空き家は11件でございます。以上です。

#### ○10番（石崎誠子君）

それぞれありがとうございます。

では、再度ちょっと質問させていただきます。

配食サービス等々の事業については、申請書にそれぞれ記入してもらう情報で御家族を把握されているというような状況が分かりました。

特にその中の配食サービスについては、ホームページでもアップされていますけれども、利用申請書を見ますと、日中連絡が取れる方であれば親族以外でもいいというような、ケアマネジャー等々、親族以外でもいいというようなことにはなっています。もし申請書の緊急連絡先が家族や親族以外の方となっている場合、緊急時に御家族や御親族などにも連絡が取れるようになっているのか。市として御家族等の状況把握はされないのか、お伺いいたします。

そして次に、空家等対策推進事業についてです。

個人情報壁があるので難しいことかとは思いますが、空き家でも所有者の有無を明らかにし、所有者がいる場合は責任を持って対応いただくよう、近隣住民に対しても周知すべきではないのか。また、空き家等への対策として、空き家になる前に近隣住民や自治会が連絡先をもらえるようなコミュニティづくりも同時に進めていくべきかなというふうには思うのですが、そういったことについてのお考えをお聞かせください。お願いいたします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、配食サービスに関する進捗の把握に関してです。

万が一のときには、親族を含む日中の連絡が取れる方を記入していただいております。これまで連絡が取れなかったり、親族が分からないという事例は現在のところはございません。以上となります。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

空き家対策でございます。

市から空き家が存在する地区の方に所有者の情報をお伝えすることは、個人情報保護の観点からできません。

空き家対策に有効なコミュニティづくりにつきましては、空家等対策計画の改定に向けた庁内関係部局との作業部会で研究してまいりたいと思います。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

次に、11番・角田龍仁議員、どうぞ。

**○11番（角田龍仁君）**

それでは、認定第1号：令和5年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について質問させていただきます。

まず、決算書の35、36ページの17款2項1目1節不動産売却収入9,216万5,647円は、こちらの金額ですが、どこの場所で、またその面積、あと平米当たりのものの単価を教えてください。

次に、実績報告書58ページの生活困窮者自立支援事業で、委託料2,152万3,700円の詳細な実績である相談人数及び支援延べ件数を教えてください。

以上、よろしくお願いいたします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

不動産売払いについて、初めに危機管理課の関係で、旧農村環境改善センター跡地の一部で、立田町福原1番地、はじめ5筆、面積は3,093.53平方メートル。平方メートル当たりの単価は1万8,200円となります。以上です。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

私からは、保険福祉部所管の答弁をさせていただきます。

場所は、愛西市西川端町南須原4番1。面積は3,056.73平方メートル、単価は1万1,300円です。以上です。

続きまして、生活困窮の実績を報告させていただきます。

生活困窮者自立支援相談受付実人数は135人、支援延べ件数は1,448件であります。以上です。

**○11番（角田龍仁君）**

それぞれの答弁ありがとうございます。

それでは、再質問1点だけさせていただきます。

生活困窮者自立支援事業で、その中の相談内容で多いのはどんな内容だったか、またその相談の内容がどれぐらい割合を占めているのかをちょっとお聞きしたいです。お願いいたします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

各項目の合計で一番多い相談は、収入、生活費の不安についての相談が32.2%、続いてロー

ンの支払いなどについての相談が10.51%、仕事探し、就職についての相談が13.56%であります。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、認定第1号：令和5年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について質問します。

実績報告書の7ページの職員の状況についてのところで質問いたします。

まず、令和5年のラスパイレス指数は幾つなのか、近隣自治体との比較は。また、部ごとに職員の人数が載っていますが、会計年度任用職員の人数を教えてください。そして、フルタイム会計年度任用職員の平均の月給金額も教えてください。

続いて、実績報告書の9ページで、固定資産税のうち住宅、農地、工業用地、雑種地、その他それぞれの税額がどのくらいなのか教えてください。

また、南河田工業団地の固定資産税の増加をしたということでお話もありましたが、その内容について伺います。幾らから幾らなのか。

あと実績報告書の10ページ、市税の不納欠損のうち、市税の滞納処分停止で停止をされる納付期限について、年度別の分布、何年の分が幾ら、何年の分が何件ということで、年度別の分布を教えてください。

続いて、実績報告書の12ページ、11款地方交付税で、普通交付税が基準財政収入額の増額となった要因。失礼しました。基準財政収入額が増額となった要因について教えてください。

あと、特別交付税の財政需要の内容について、どのように算定したのか教えてください。

あと、臨時財政対策債振替相当分は幾らなのか。振替相当分を記載したときの経常収支比率は幾らなのか教えてください。

交付税で算定されるべき基準財政需要額、経費の部分ですが、それについてそれぞれ今から申し上げる各金額を教えてください。

下水道についての基準財政需要額、小学校費の基準財政需要額、中学校費の基準財政需要額、社会福祉費の基準財政需要額、生活保護費の基準財政需要額、高齢者保険福祉費の基準財政需要、農業行政費の基準財政需要額、公債費の基準財政需要額、それぞれ個別に教えてください。

また、公立保育園に対する基準財政需要額について教えてください。

公立保育園が2園減少したことによって、基準財政需要額が減っているのか増えているのか、増えていることはないと思います、減っているんだと思いますが、その金額について教えてください。

続いて、同じページの13款分担金、負担金で不納欠損額が出ておりますが、不納欠損額の詳細を教えてください。また、収入未済額のうち、過年度滞納分については幾らかを教えてください。

実績報告書13ページ、第14款使用料、手数料について、衛生使用料が減額している理由を教えてください。また、収入未済額が出ておりますが、そのうちの過年度分の滞納分を教えてください。

ださい。

実績報告書の16ページの、21款諸収入についてですが、不納欠損の詳細を教えてください。また、収入未済額についての詳細、諸収入のうちの収入未済額についての詳細を教えてください。

続いて、17ページの22款市債について、各借入金額の交付税措置割合についてそれぞれ教えてください。

続いて、21ページ、基金の状況ですが、財政調整基金の評価、公共事業整備基金の評価、地域福祉振興基金の評価、地域づくり振興基金の評価、それぞれ4つの基金についての評価を教えてください。

続いて、実績報告書の24ページの、庁舎総合管理事業についてですが、保守管理の点検の評価、また改修の必要があるところはあるのかどうか教えてください。

続いて、30ページの監査委員事務事業ですが、定期監査、指定管理者監査、財政援助団体監査等を行ったということですが、それぞれの部署と団体名を教えてください。その結果について教えてください。

続いて、実績報告書40ページの、新婚世帯住居費等についてですが、地域構成はどのようなのか。また、世帯主の年齢の構成はどのようなのか教えてください。

60ページの生活保護費ですが、生活保護費について担当の職員数は何人であるか。また、ケースワーカーや就労支援員は何人なのかを教えてください。

地方交付税で基準財政需要額として生活保護費ということで措置されておりますが、その費用との関係はどのようなものでしょうか。その評価を教えてください。

また、生活保護費の受給者からの返還はあったのかどうか教えてください。

続いて決算書のほうですが、88ページの3款2項2目児童措置費の18節の施設型給付費15億848万6,941円、この財源内訳を教えてください。

実績報告書に戻ります。

84ページ、ごみ処理事業ですが、令和5年度に仕入れたごみ袋の金額、また仕入先について教えてください。資源ごみ回収推進補助金の減少の要因については、補助事業の補助の金額が減ったからなのか、評価を教えてください。

続いて、実績報告書の121ページ、消防指令センター整備事業ですが、総費用と進捗のスケジュールを教えてください。

実績報告書の127ページ、適応指導教室です。愛西市の地域別の不登校の児童・生徒の状況を教えてください。また、適応指導教室を利用できない児童数を教えてください。

続いて、実績報告書129ページで、特別支援教育支援員配置事業についてですが、これについては各学校に配置をされておりますが、その基準について教えていただけますか。どういう基準でこうなったかということですね。

続いて、141ページの図書館管理事業ですが、指定管理者の評価について確認をさせていただきます。

続いて146ページ、体育施設整備事業ですが、立田総合運動公園に係る工事や愛知県サッカー協会、この負担金の詳細について教えてください。また、立田総合運動場に関わる工事や、愛知県サッカー協会の負担金についての財源の内訳を教えてください。

実績報告書の146ページ、体育施設指定管理事業ですが、物価高騰による補正予算によって指定管理料が増額しましたが、約1,300万ほど補正予算は増えておりますけれども、決算によってどのような精算をされたのか教えてください。また、体育施設の指定管理者より利用料の納付があったのであれば、金額を教えてください。

最後に、令和5年度財産に関する調書について、242ページの公有財産の増と減の詳細、また普通財産の増と減の詳細について、以上教えてください。多くなりましたが、よろしくお願いします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

ラスパイレス指数は97.5です。

近隣市では、津島市96.7、弥富市97.5、あま市96.5となっております。

次に、部ごとの会計年度任用職員数は、会計室3人、総務部17人、企画政策部32人、市民協働部12人、健康子ども部56人、保険福祉部29人、八開診療所8人、産業建設部2人、上下水道部4人、教育部99人です。

次に、フルタイムの会計年度任用職員はおりません。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

続きまして、固定資産税の地目別のそれぞれの税額についてでございますが、税額につきましては、地目別での管理はいたしておりません。

次に、南工業団地の固定資産税の増加の関係です。団地内に新たに完成をいたしました家屋及び償却資産の増となっております。

続きまして、市民税の滞納処分停止の年度別分布についてです。令和5年度4,630円、令和4年度6万6,177円、令和3年度ゼロ円、令和2年度49万2,404円、令和元年度109万6,711円、平成30年度以前は401万4,224円となります。

次に、基準財政収入額の増額の要因でございますが、地方消費税交付金や固定資産税などとなります。

続きまして、特別交付税の関係です。こちらは項目別の算出額は示されております。

次に、臨時財政対策債の振替相当額と経常収支比率ですが、振替相当額の振替上限額は1億3,170万6,000円で、経常収支比率に変わりはありません。

次に、各項目の基準財政需要額についてでございます。下水道費4億4,461万7,000円、小学校費4億740万1,000円、中学校費2億6,940万円、社会福祉費15億4,585万9,000円、生活保護費1億6,581万6,000円、高齢者保険福祉費20億8,075万4,000円、農業行政費2億507万3,000円、公債費17億9,261万5,000円となります。

続きまして、公立保育園の基準財政需要額への影響額の関係でございます。公立保育園の算定の一部は、社会福祉費の総額に含まれており、その影響額は不明でございます。

次に、分担金、負担金の不納欠損額についてですが、こちらは保育所運営費保護者負担金となります。

また、収入未済額の過年度分でございますけれども、保育所運営費保護者負担金が477万6,670円、学校給食費負担金が7万6,806円となります。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

私からは、衛生使用料の減少の要因です。主な減少した要因は、総合斎苑使用料と霊園使用料の収入が減ったためです。

続きまして、衛生手数料の減少の要因です。主な減少した要因は、ごみ収集用袋等売りさばき代の収入が減ったためです。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

続きまして、使用料、手数料の過年度分の関係でございますけれども、市営駐車場の使用料が2万7,000円、児童クラブ等の使用料が42万9,000円となります。

次に、諸収入の不納欠損額でございますが、こちらは児童扶養手当の返還金でございます。

次に、収入未済額の詳細でございますけれども、主に生活保護費の返還金で1,143万877円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金返還金で70万円などとなります。

次に、市債の各借入れのメニューごとの名称と充当率、交付税措置率についてでございます。

旧合併特例債が充当率95%、交付税措置率70%。緊急防災・減災事業債が充当率100%で措置率が70%、公共事業等債が充当率90%ほかで、措置率は財源対策債分ほかに対し50%ほかとなります。

また、公共施設等適正管理推進事業債は、充当率90%、措置率が30から50%、一般補助施設整備事業整備等事業債については、充当率90%で措置率20%。緊急自然災害防止対策事業債は充当率100%、措置率70%。脱炭素化推進事業債は充当率90%、措置率30%。臨時財政対策債は充当率100%、措置率100%でございます。

次に、基金の評価でございますが、基金につきましては、それぞれの目的に沿って活用しております。各種事業の財源として充当をしているところでございます。

続きまして、各種の保守点検と点検の評価の関係でございますが、一部の機器等に更改推奨年数を経過しているものが見られております。評価からの改修の関係でございますけれども、点検により更改の時期を指摘されているものがありますので、計画的に公開を行っていきたいと考えております。

続きまして、監査の関係でございますが、まず定期監査は15部署、3施設、6校で、総務課、財政課、税務課、収納課、秘書広報課、人事課、経営企画課、危機管理課、産業振興課、土木課、都市計画課、企業誘致課、学校教育課、スポーツ課、生涯学習課、学校給食センター、佐織公民館、消防本部及び消防署、また八開、永和、市江、佐屋西、佐屋、開治の各小学校となります。

次に、財政援助団体等の監査を行った団体につきましては、指定管理者団体が特定非営利活動法人まちづくり津島、社会福祉法人西川端保育園、社会福祉法人美和多福祉会、社会福祉法

人八開福祉会、愛西市総合斎苑管理グループの5団体。

また、補助金交付団体といたしましては、特定非営利活動法人れんこん村のわくわくネットワーク、社会福祉法人愛西市社会福祉協議会、そして佐織、立田村、八開村の各土地改良区の5団体となります。

結果につきましては、定期監査では24部署のうち19の部署が、おおむね適正に処理されていると認められた。また、2部署が指摘事項、3部署が検討事項となりました。

また、財政援助団体等の監査では、10団体のうち8団体がおおむね適正に執行されていると認められた。1団体が検討事項、2団体が指摘事項となりました。以上です。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

新婚世帯住居費の地域構成は、佐屋地区22件、立田地区2件、八開地区2件、佐織地区16件です。

続きまして、世帯主の年齢構成は、20代が20件、30代が17件、40代が5件です。以上です。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、生活保護の職員、人数等を答弁させていただきます。正規職員は4人、内訳はケースワーカーの指導・監査を行う査察指導員が1名、ケースワーカーが3名、ほかに嘱託で就労支援委員を1人配置しております。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

次に、地方交付税の生活保護費の関係でございます。生活保護事業については、被生活保護者数などを基に、地方交付税の基準財政需要額を算定し、交付税措置がされております。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

続いて、生活保護費の返還についてです。令和5年度の返還額は522万2,402円です。以上になります。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

3款2項2目児童措置費の施設型給付費15億848万6,941円の財源内訳についてです。国庫分が7億297万1,585円、県費分が3億3,049万2,487円、利用者負担金が5,337万9,200円、一般財源が4億2,164万3,669円。国庫、県費分ともに、令和5年度分としてはこのうち一部が算入され、令和6年度に追加交付される予定です。以上です。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

ごみ処理事業の関係です。

令和5年度に仕入れたごみ専用袋の金額につきましては、総額で4,840万4,620円。仕入先につきましては、可燃ごみ大、可燃ごみ小、プラスチック類ごみ大が、マルショウ株式会社、プラスチック類ごみ小、不燃ごみ大、不燃ごみ小が株式会社日比研究所になります。

続きまして、資源ごみ回収推進補助金の減少の要因でございます。主な減少の要因としまして、回収量が減ったことにより補助金額が減少したためです。

評価につきましては、この事業はリサイクルに対する意識の醸成のためでしたが、子ども会以外の団体にも活動していただけるよう、広報、SNS等を利用した周知不足であったと考え

ています。以上です。

#### ○消防長（伊藤規雄君）

消防指令センター総費用と進捗とスケジュールでございますが、令和５年度消防指令センター整備事業総費用は約6,270万円。進捗状況は、庁舎改修工事及び指令管制システムの工事が現在進んでおります。

スケジュールは、令和７年２月、仮運用を開始、令和７年４月に運用開始を予定しております。以上でございます。

#### ○学校教育課長（伊藤 光君）

私からは、適応指導教室事業に関する地域別の不登校児童でございますが、地域別不登校児童・生徒数は公表しておりません。市全体の不登校児童・生徒数は、小学校55人、中学校94人です。

続きまして、適応指導教室を利用できない児童の数はでございますが、不登校児童・生徒のうち利用していない児童・生徒数は115人です。

続きまして、特別支援教育支援員の各学校の配置数とその基準でございますが、特別支援教育支援員は、永和小学校５人、市江小学校３人、佐屋小学校７人、佐屋西小学校４人、立田南部小学校２人、立田北部小学校５人、八輪小学校３人、開治小学校１人、北河田小学校２人、勝幡小学校２人、草平小学校３人、西川端小学校２人、永和中学校２人、佐屋中学校６人、立田中学校２人、八開中学校３人、佐織中学校１人、佐織西中学校１人です。

配置基準は、ガイドラインに基づき配置します。

多言語支援員は、永和小学校、永和中学校に兼務で１人、市江小学校、佐屋小学校、立田北部小学校、開治小学校、北河田小学校、草平小学校、西川端小学校、佐屋中学校、八開中学校、佐織中学校に各１人、立田中学校に２人配置しています。

日本語習得状況に応じ、配当時間を配分しています。

私からは以上でございます。

#### ○生涯学習スポーツ課長（大原守人君）

図書館管理業務の指定管理者の評価について答弁させていただきます。

図書館の利用者を増やすための努力がされており、令和４年度と比較して利用者数は4,126人、貸出冊数は１万3,818冊増加のほうをしております点を評価しております。

また、中高生向けの書棚や本の内容を紹介したカードを本とともに展示したり、移動図書館を実施するなど、創意工夫により様々な図書館サービスが実施されております。

続きまして、立田総合運動場と、あとサッカー協会の負担金の関係ですが、立田総合運動場駐車場等改修工事については、工事内容としては、駐車場の区画線の設置、側溝の蓋かけの工事を行っております。

立田総合運動場案内看板撤去工事につきましては、工事内容は案内看板の老朽化のため、撤去のほうをしております。

また、愛知県サッカー協会の負担金の詳細については、夜間照明設備の整備、ＬＥＤ化にな

りますが、そちらの負担金が1,650万円、管理棟修繕費の負担金が650万円となっております。

続きまして、財源の内訳についてですが、立田運動場駐車場の改修工事につきましては、公共事業整備基金が700万円、一般財源が48万7,700円となっております。

また、立田総合運動場案内看板撤去工事、サッカー協会の負担金については、一般財源となっております。

続きまして、物価高騰による補正予算によって指定管理料の増加がしたが、決算の実績はということですが、これにつきましては、光熱費の実績が3,896万8,670円で、差額については変更協定により返金のほうを行っております。

最後になりますが、指定管理業者より利用料金の納付の状況はですが、利用基準額を超えなかったため、納付のほうはありませんでした。以上となります。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

続きまして、財産に関する調書の関係でございます。

まず、行政財産の土地の主な増減につきましては、草平小学校用地の寄附、刈高公園用地の取得による増加、また旧立田社会福祉会館の行政用の用途の廃止に伴う減少となります。

続いて、家屋については、旧立田社会福祉会館の行政用途廃止に伴う減少となります。

次に、普通財産の土地についてでございますが、主な増減といたしましては、旧立田社会福祉会館の行政用途廃止に伴う増、旧農村環境改善センター敷地の売却による減少、農地については、道の駅周辺整備事業による用地取得に伴う増となります。

続いて、家屋の主な増減については、旧立田社会福祉会館の行政用途廃止に伴う増加、永和保育園譲渡による減少でございます。

なお、先ほど私、答弁の中で、基準財政需要額の中学校費の数字を2億6,940万円と申し上げましたが、正確には2億694万円の誤りでございます。失礼いたしました。以上です。

#### ○生涯学習スポーツ課長（大原守人君）

すみません、先ほどの答弁で誤りがありましたので訂正のほうをさせていただきます。

立田総合運動場に係る工事やサッカー協会の負担金の詳細はということですが、サッカー協会の負担金の部分で、管理棟修繕費の負担金が650万と申し上げたんですが、550万の誤りですので、訂正のほうをお願いいたします。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

では、再質問をいたしますが、まず地方交付税の基準財政需要額のことなんですが、基準財政需要額については、一般財源から出ているものが、10万人の都市で一般財源を使うようなところから、6万人の都市に振り分けるとこれぐらいかなということを出ていると思うんですが、今回の決算が終わってから、一般財源の費用として基準財政需要額と比べて多くなったり少なくなったりする状況が分かるのであれば教えてください。

続いて、実績報告書22ページの保守管理費用ですけれども、点検で替えないかところがあるということでしたけれども、どこなのか具体的に教えてください。

あと、実績報告書の21ページの基金の状況についてですが、基金の状況がいいのか悪いのか、

財政調整基金が多いのか少ないのか、今後もっと増やしていくほうがいいのか教えてください。

公共事業整備基金の評価について、多いのか少ないのか、今後どうしたらいいのか教えてください。地域振興福祉基金の評価について、今がどうなのか、これが多いのか少ないのか、今後どうするのか教えてください。地域づくり振興基金について、どうなのか教えてください。

通告がしてありますので、一括してやっていきますみたいなことはやめてください。お願いします。

あと、監査委員事務報告についても、例えばどの団体が指導監査になったのか、それについて教えていただけますか。どこの団体で問題があったので指導しましたとか、どこの問題でどこの団体がどうでしたとか、どこの部署がどうでしたということがあれば教えてください。

あと、決算書の88ページの児童措置費についてですが、3歳児から5歳児の保育料が無料化となって、国から補填されてくるというのがありますので、そういったことでは増えているのかと思いますけれども、4億円ということで、4億5,000万円は市の負担ということですが、この4億5,000万円の市の負担というのはどう評価しているのか教えてください。

あと、ごみ処理事業についてもお話がありましたが、ごみ袋を買ったのが4,776万6,700円で、買った先が2か所ぐらいでしたけれども、これについては2,000万円の物品の購入契約に当たらないんですか。そのことについて確認をお願いします。

ようけしたで、また整理をしたいと思いますけれども、一応それぐらいは気になったので教えてください。よろしくお願いします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まず、基準財政需要額と実支出額との関係でございますけれども、あくまでも交付税につきましては基準財政需要額のトータルから基準財政収入額を引いたものが普通交付税という扱いになりますので、実支出額の一般財源との比較ということは、比較ができないということになります。

次に、基金の関係でございますが、まず財政調整基金につきましては、こちらの関係は大規模災害でありますとか復旧経費を鑑みて、これまでも70億円、また公共事業の整備基金についても、施設の更新費用や老朽化対策に対応するためということで、減価償却累計額の10%ということを目標にしておるという状況でございます。

また、地域福祉振興基金については、高齢者社会に向けての福祉活動の促進を図るための財源として活用をしているところでございます。

また、地域づくり振興基金についても、目的であります市民の連携強化や地域振興に関する財源として充当をしております。

#### ○総務課長（青木万亀雄君）

それでは、私のほうから、各種点検における評価に関わる点検の箇所でございますが、更改の必要があるということで映像設備等が上がっております。そちらのほうにつきましては、議員の登退庁設備、デジタルサイネージを予定させていただいております。以上でございます。

#### ○監査委員事務局長（森田圭一君）

各定期監査等の指摘事項、検討事項になった部署、団体についてですけれど、定期監査において指摘事項となったところは、財政課、生涯学習課、検討事項となったところは八輪小学校、永和小学校、市江小学校です。

あと、財政援助団体等の監査において指摘事項となったのは、特定非営利法人れんこん村わくわくネットワーク、検討事項となったのは、同じくれんこん村わくわくネットワークと特定非営利法人まちづくり津島となっております。以上です。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

施設型給付費の市の評価ということなのですが、こちらの給付費につきましては負担金を伴う経費であります。そのうち、国・県以外では利用者負担がありますけれども、そちらは愛西市としては低く抑えているということで、一般財源がその分多くなる。また、4年度と比べましても、人数がトータルで3,000人以上増えているということもありまして、割合に応じて支払うものですので、ここは致し方ないと思っております。以上です。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

私からは、仕入れ金額が2,000万円を超えるため、議会による議決が必要ではないのかという御指摘がありました。ごみ袋は単価契約で行っており、契約時に金額の確定ができないため、該当しないと考えております。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

議長、質問に答えていないがあるので、お願いします。

#### ○議長（近藤 武君）

河合議員、どこのところの答弁漏れでしょうか。

#### ○4番（河合克平君）

基金のところで、どういう目的でどうしていますというのは聞いていますけど、これを具体的に、今回の5年を通して、基金についての評価、多いのか少ないのか、そういうことの評価を聞いたつもりですけど、増やしていますとか積み立てていますとか、基準を聞いたんだけど、どういうふう to 増えているのか、減っているのか、そのことについての評価を伺います。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

増減についての御質問だというふうに理解させていただきます。

財政調整基金については、お示しのとおり、積立てが5億6,600万ほどという形ですが、今回の5年度については9億1,400万強が取崩しとなっておりますので、残高としては減っております。

また、公共事業の整備基金についても、利息等で4,470万円ほど積み立てておりますが、事業に充当するために2億2,000万ほど取り崩しており、残高としては減っております。

また、地域福祉振興基金についても360万ほど積立てをしており、取崩額は1億円となっておりますので、現在高としては減っておるという状況でございます。

また、地域づくり振興基金については、こちらも取崩額、充当額として事業に充当しておる330万円が減っているというような状況でございます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

その評価です。それは見れば分かるので、それについて自治体としてどういう評価を持っているかと聞いているんです。

○総務部長（近藤幸敏君）

現状においては、この基金をそれぞれの目的に沿った形で充当するために確保していくための財源として、現状としてはこの額で担保されている、確保されているという状況でございます。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

ちょっと長くなりましたが、ここで休憩を取らせていただきます。再開を14時25分といたします。

午後2時14分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、認定第1号：令和5年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について質問いたします。

議長、まず最初に款項目がだんだん省略されてきているんですけど、きちんと述べたほうがよろしいのか、時間短縮でやめたほうがいいのか、どうでしょうか。

○議長（近藤 武君）

きちんと伝えてください。

○7番（吉川三津子君）

概要書はページ数だけでいいですか。

○議長（近藤 武君）

はい。

○7番（吉川三津子君）

はい、分かりました。

それでは、順次お伺いいたします。

決算書の70ページ、総務費、支所費、11節の役務費の手数料、アスベスト含有検査手数料についてお伺いをいたします。

この検査内容と結果についてお伺いをしたいと思います。

それから、決算書70ページの同じく支所費の旧八開庁舎でどのような施設があったのか、お伺いをいたします。

それから、旧八開庁舎の老朽化の現状と定期調査はどのようにされているのか、お伺いをいたします。

それから、利活用の議論の経緯、今までの審議内容についてお伺いをいたします。

それから、決算書46ページ、総務費、総務管理費、一般管理費、1節の報酬、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬についてお伺いをいたします。

市民の方から異議申立てが出てから答申が1年以上かかっている事例はあるのか。あれば、なぜそのように長くなっているのか、その理由についてお伺いをいたします。

それから、委員の中で弁護士の委員の方がいらっしゃると思いますが、報酬はほかの委員と一緒になのかお伺いをいたします。

そして、委員である弁護士には中立性が求められますが、この市のほかの審査会など、市の業務に関わっていることはないのか確認をさせていただきます。

それから、決算書46ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料、弁護士料全般についてお伺いをいたします。

顧問弁護士及びその顧問弁護士所属の事務所への年間支払い額の総額は、またその明細、内訳はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

そして、顧問弁護士というのは年間幾らで各部署からの相談件数は何件あるのか、1件当たり追加料金がかかるのか、それについてお伺いをいたします。

それから、財産に関する調書については、先ほど質問がありましたので、1回目の質問は省略をいたします。

それから、決算書17ページ、1款市税、2項固定資産税、1目固定資産税についてお伺いをいたします。

登記簿上の所有者が死亡もしくは行方不明、もしくは相続放棄等で徴収できない税額と件数はどれだけあるのか教えてください。

それから、登記簿上の所有者が死亡もしくは行方不明で、現在使用している人ですね。別の person から徴収している事例があるのか、その税額と件数について教えてください。

それから、決算書の11から14ページ、歳出の関係でお伺いをいたします。

この歳出全般から維持補修費を抽出して、県や国に既に維持補修費として資料を提出していると思いますが、同じ規模の自治体に比べて、かなりこの維持補修費が少額になっております。なぜ愛西市は、この維持補修費が比率として少額なのかお伺いをしたいと思います。

それから、28ページの2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費の固有財産管理事業で廃止された施設等の管理はどのようにされているのか。その費用は、この事業費の中から支出されているのか、お伺いをいたします。

それから次に、概要書27ページのふるさと応援寄附金事業についてお伺いをいたします。

こちらのほうの執行率が昨年度に比べて低くなってきております。その低い理由についてお伺いをしたいと思います。

概要書31ページの市民活動支援公募事業補助金についてお伺いをいたします。

令和5年度は応募が少なくて再公募をされたのか、その経緯についてお伺いをしたいと思います。

それから、この市民活動の公募の審査員に非営利活動の有識者、大学の先生とかこういった活動の指導ができるような有識者が含まれているのか、お伺いをしたいと思います。

そして、この市民活動というのは、愛西市の規定とか何か見ると、市民協働課に該当すると思いますが、なぜこの経営企画課で公募をしているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、決算書の24ページ、分担金及び負担金、負担金、給食費負担金、教育費負担金の学校給食負担金についてお伺いをいたしたいと思います。

今現在、愛西市では、給食費は誰が集金して、最終的に市の口座に入るのか、滞納とか何かのそういった指導等はどこがしているのか、お伺いをしたいと思います。

そして、学校給食については学校薬剤師等の定期検査などがあって、指導の意見等が出てくるとはと思いますが、どのような指摘があったのかお伺いをしたいと思います。

それから、34ページのコミュニティ施設管理事業についてお伺いをいたします。

特に立田南部・北部のコミュニティセンターについてお伺いをしたいんですが、令和4年もお風呂の修理があり、何度も何度もこの風呂の修理というのが今までもあったと思います。この風呂の老朽化の全般的な管理状況等は一体どうなっているのか、また今後どのように管理体制を整えていくのか、お伺いをしたいと思います。

そして、この2つの施設でお風呂以外の利用者はどれぐらいなのか。それから、立田地区在住以外のお風呂の利用者はどれぐらいあるのか。それから、高齢者以外の利用は何人ぐらいいるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから次に、53ページの障害者等の福祉タクシーについてお伺いをしたいと思います。

こちらのほうもタクシーチケットの交付者人数、利用件数、執行率の低下がしておりますが、この原因は何なのか、どのように分析していらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

そして、60ページの生活扶助費についてお伺いをしたいと思います。

この生活保護事業なんですけれども、全国的に高齢者がお亡くなりになるということもあるもんですから、世帯数とか保護人数が他自治体では減少傾向にあります。しかし、この愛西市市では世帯数、保護人員とも増加しております。その原因をどのように分析していらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、決算書の40ページの諸収入、雑入で、先ほども生活保護費の返還金があったということですが、どのような理由の返還金なのかお伺いをいたします。

それから、概要書の62ページ、緊急通報システム事業についてお伺いをいたします。

執行率の減少、低下の原因はどのように分析しているのか、お伺いをしたいと思います。

また、あと定期的な確認、それから24時間体制での相談はどのように実施されたのか、件数と内容についてお伺いをいたします。

62ページの高齢者見守りシステム事業について、こちらも執行率が減少しております。この現象に対して何が原因だと分析していらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、子育ての関係で73ページ、児童館及び子育て支援センター事業についてお伺いをしたいと思います。

同じような児童館等でありながら、この金額にかなり差があつて、児童クラブの単位数とも関係がないかなと思われるような金額になっておりますが、それぞれこの児童館7つと支援センター4つ、指定管理を行ったとき、公募を行ったときの上限額は幾らで設定をされたのか、お伺いをしたいと思います。

それから、82ページの総合斎苑施設管理事業についてお伺いをいたします。

今後のこの総合斎苑を造ったとき、きっと将来的な改修費、大改修、いろんな修理費等をバグフィルターの清掃とか、取替えとか、いろいろな試算をされて予定が立てられていると思います。建設時の操業後の回収予測と今の現状、どのように見積もっていたのか、またこの見積金額と今までの投入額との差はどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、こちらの総合斎苑については、地盤については当初から心配されておりましたが、地盤調査の結果と今後の対策についてお伺いをいたします。

98ページ、合併浄化槽設置整備事業についてお伺いをいたします。

こちらのほうも執行率が低くなってきております。この原因についてどう分析されているのか、お伺いをしたいと思います。

107ページ、道の駅の関係で、管理費で農業施設管理事業のうちの道の駅再整備事業というのがあります。

こちらも執行率が低くなっております。なぜ執行率が低いのか。その原因、工事が遅れているならばなぜ遅れているのか、その原因についてもしっかりと説明をいただきたいと思います。

総合事業の49億円のうち、再整備事業の費用額というのは幾らになっているのか、再整備分は幾らなのか、現在の道の駅再整備事業はこの費用の中で足りている状況なのか、お伺いをしたいと思います。

ちょっと1つ、私、事前登録したのか、今ここに書き出して追加で質問をする事項なのか忘れてしまったんですが、通告の中に管理費のことは上げてあるでしょうか。

上げてありますか、通告に。ないですか。

じゃあ再質問いたします。

116ページの空家等対策推進事業についてお伺いをしたいと思います。

こちらについても、会議等が少なかったのか執行率が大変低い状況になっております。なぜ低いのかお伺いをしたいと思います。

そして、この議会の中でも何度も予備群についてお伺いをしてきておりますが、相続がうまくできていない事例もありますが、そういった調査は行ったのかお伺いをしたいと思います。

119ページの道の駅周辺整備事業、これも執行率が低い理由と原因について教えてください。

そして、総事業費49億円のうち周辺整備事業の費用額は幾らなのか。そして、現在この周辺整備事業は、その費用内で行われているのか、もうはみ出ているのか、その点について教えてください。

歳入の関係です。

決算書24ページ、分担金及び負担金、そして2項負担金、3目教育費負担金、そして1節教

育費負担金の学校給食費の負担金であります。こちらのほうについては先ほど質問しましたので、同じ立ち位置でまたこれについて再質問するかもしれませんが、一緒に答弁していただいで大丈夫です。

それから、130ページの学校管理費について、中学校、小学校の学校管理費であります。こちらでも執行率が低くなっております。なぜ低いのか教えてください。

それから、142ページの文化財費であります。

文化財保護の一般事業であります。この八開郷土資料室（仮）とは一体どこを指しているのか教えてください。

そして、市の文化財は今適切に整理し、管理されているのか教えてください。

154ページ、12款の予備費の関係であります。

ここに訴訟弁護士委託（健康推進課）とありますが、この225万3,000円の明細、誰を幾らに払ったのか、それは何のための支払いなのか説明をいただきたいと思います。以上です。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

私からは旧八開庁舎についてお答えさせていただきます。

検査内容につきましては、偏光顕微鏡法による定性分析を行いました。結果は、アスベストは検出されませんでした。

続きまして、旧八開庁舎ではどんな支出をしているかということですが、光熱水費、手数料、委託料などとなります。

続きまして、旧八開庁舎の老朽化の現状としましては、全館用の空調機が故障しており、修理が不能となっています。また、建物内で雨漏りが複数か所で発生しています。

定期調査につきましては、目視確認を行っております。

続きまして、利活用の議論ですが、令和5年度は利活用の議論は行っておりません。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

続きまして、情報公開・個人情報保護の審査委員会の委員報酬の関係でございます。

まず答申から1年以上たっている事例とその理由でございますが、情報公開制度または個人情報保護制度に関する審査請求のうち、答申が1年以上かかっている事例は2件でございます。審査会で審議するための準備などに時間を要しているものでございます。

次に、弁護士委員の報酬の関係ですが、条例に基づきまして支給されており、会長は日給6,800円で会長以外の委員は6,500円となります。

続きまして、他の業務依頼の関係でございますけれども、愛西市行政福祉審査会の委員を委嘱しております。

次に、顧問弁護士料全般の関係でございますが、年間の顧問料として支払っておりまして、支払い額は132万円となります。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

22万円の訴訟弁護士委託料は、受益者負担金等賦課徴収世帯違法確認請求公訴事件に伴う着

手金でございます。以上です。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

代理人弁護士委託料は、医療事故調査委員会に関する手続に要した費用です。

また、225万2,438円の訴訟弁護士委託料は、損害賠償請求事件に伴う着手金です。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

次に、顧問弁護士の弁護士費用でございますが、1年間の顧問料として132万円となります。随時法律相談を実施しておりまして、令和5年度の各部署からの相談件数は20件でございます。なお、相談件数の増減による金額の変更はございません。

続きまして、税の関係の徴収できない税額の件数の関係でございますが、令和6年3月末時点で土地が約90万円、家屋が約30万円でございます。また、件数は土地が54筆、家屋が27戸、所有者としては18人となります。

続きまして、別の人から徴収している税額と件数につきましては、こちらのほうは把握をしております。

次に、維持補修費の関係でございます。

維持補修費につきましては、維持補修は決算統計で性質別に区分する際に使用される項目の一つであるため、他自治体との比較分析は困難でございます。

次に、公有財産の管理事業の関係ですが、廃止された施設等の管理は各施設を所管する担当課により維持管理がされ、その所管する費目から支出をされております。

私からは以上でございます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

ふるさと応援寄附金についてです。

9月まで前年を大きく上回って推移し、12月補正で歳入歳出の増額補正をしましたが、結果として予算額を下回ったためです。

続きまして、市民活動支援公募事業の関係です。再公募は行いました。

審査員の関係です。非営利活動の有識者と言われる方は選任をしております。

経営企画課が行うことについて、市民団体の自発的かつ公益的な活動について、自立を促すスタートアップ支援であり、事業計画、市の各事業との関連など、総合的に審査、確認する視点から経営企画課が担当しております。以上です。

#### ○学校教育課長（伊藤 光君）

私からは給食代についてでございます。

給食代の集金と市の口座に入るまでのプロセスでございますが、各学校が保護者から徴収し、毎月口座へ振り込まれます。

続きまして、学校薬剤師の指摘でございますが、学校薬剤師による定期検査は年3回、学校給食センター、学校給食八開センター、佐織地区小・中学校6校の給食調理を行っている場所で行っております。

主な指摘事項としましては、佐織地区の調理室でクーラーの設置が必要であること、手洗い

の給水装置について、指を使わずに水が出せる温水に対応した機器にすること、照明の明るさが不足している場所があること等でありました。

私からは以上でございます。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

コミュニティ施設管理事業についてです。

コミュニティセンター入浴施設の老朽化の状況は、立田北部・南部の両施設とも建設から20年以上が経過し、各設備等で老朽化が進んでいます。平成25年頃からは、設備等の修繕を毎年行っているような状況です。

市内には、佐屋老人福祉センターや佐織総合福祉センターにも入浴施設は設置されており、佐屋老人福祉センター及び佐織総合福祉センターは、60歳以上の利用者に限定されますが、市民は無料で利用することができ、行政サービスを複数施設で提供できる状況です。

現在、立田北部地区防災コミュニティセンターは休止していますが、今後は単体で入浴施設について検討するのではなく、全体で維持できる方法を検討する必要があると考えます。

続きまして、風呂以外の利用者はということですが、立田北部地区防災コミュニティセンターでは、集会室431人、研修室1,102人、和室742人、実習室221人、その他1,046人です。立田南部地区防災コミュニティセンターでは、集会室1,260人、研修室205人、和室81人、実習室なし、その他の利用者836人となっています。

続きまして、立田地区在住以外の利用者につきましては、立田北部地区防災コミュニティセンターが全体の42.5%、立田南部地区防災コミュニティセンターでは全体の66.1%となっています。

最後に、高齢者以外の利用者になります。

60歳未満の利用者割合は、立田北部地区防災コミュニティセンターでは全体の約6%、立田南部地区防災コミュニティセンターでは全体の約5%となっています。以上です。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

私からは、障害者等福祉タクシーの利用料助成事業の現状の分析についてです。

令和2年度に利用が大きく減少し、令和元年度以前の水準に戻っていない状況です。その理由は不明であります。

続いて、生活保護事業、増加をしている現状の分析でございますが、主な申請理由は、収入が少なく、預貯金が底をつき、親族からの援助も得られないなどであり、年齢構成も前年度と同様で、明確な原因等は分かりません。

続いて、生活保護の返還金です。

返還金が生じた理由ですが、資力があるにもかかわらず保護を受けたためであります。

続いて、緊急通報システム事業の執行率の状況に関してです。

制度改正により、緊急通報システムの通報先を委託業者のコールセンターへ変更する必要がある、利用者全員への周知、業者が訪問、登録を変更する作業を実施しました。その過程で死亡、施設入所などの使用していない方が把握され、撤去数が増えたことや、今後の利用につい

て不要と判断された方があり、利用者が減ったと考えております。

続いて、定期的な確認、24時間体制についてです。

定期的な確認については、月に100件ずつ、3か月のサイクルで全利用者に実施しています。

内容としては、インフルエンザに注意、火の元に注意、冬の健康管理についてなど注意喚起をし、体調確認など健康面についてお伺いし、相談しやすい環境づくりを進めてきました。

24時間体制での相談については、コールセンターにつながった際、専門職に相談ができるものです。その実績として8件であります。

続いて、高齢者等見守りシステムの事業の分析です。

新しいタイプの見守りシステムであるため浸透しておらず、利用者が見込みより少なかったことが考えられます。以上です。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

私からは、3款1項4目の児童館等の指定管理公募それぞれの上限額についてお答えします。

公募時の指定管理料の単年度上限額は、佐屋西児童館1,900万円、市江児童館1,900万円、永和児童館2,760万円、北河田児童館2,300万円、勝幡児童館2,090万円、草平児童館2,700万円、西川端児童館2,300万円、立田北部子育て支援センター1,840万円、立田南部子育て支援センター2,280万円、開治子育て支援センター1,660万円、八輪子育て支援センター1,500万円です。以上です。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

総合斎苑施設管理事業です。

建設時の操業後の改修費はどのように見積もっていたのかについては、改修費は施設の使用頻度や設備の傷み具合によって修繕時期の特定が困難なため見積もっておりません。当初予定金額との差が出ません。

続きまして、地盤調査の結果と今後の対策につきまして、圧密沈下調査の結果では、即時沈下は終息していると報告を受けていますが、新たに荷重が増加した場合、沈下の可能性があるとも報告を受けています。今後については、令和5年度の調査結果を基に対策を進めております。以上です。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

合併処理浄化槽設置の執行率が低い原因について、補助金申請内訳は、新築による合併処理浄化槽の新設が9割以上を占めております。補助対象区域内における新築の減少が原因と推測しております。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、道の駅再整備事業の関係でございます。

執行率が低い理由と原因ということでございますが、令和6年3月末現在で令和5年度分工事とした24時間トイレ、小型駐車場、あと周辺の整備は完成していなかったため、前金のみの支払いとなり、低い執行率となっておるところでございます。

次に、再整備事業の費用額ということでございます。

再整備事業の事業費は約21億4,500万円でございます。予定の事業費内で進んでおります。

次に、空家等対策推進事業でございます。

執行率が低い主な要因といたしまして、緊急安全措置委託料に該当する事案がなかったこと、あと相続財産管理人申立手数料について予納金額が低かったことなどが上げられます。

次に、相続の調査の関係でございますが、令和5年度は将来的に空き家になる可能性がある建物について、実態を把握するための調査は行っておりません。空き家の予防や適正管理に向けた周知啓発方法について検討しております。

続きまして、道の駅周辺整備事業の執行率が低い理由と原因でございますが、こちらも前金のみの支払いとなったため低くなっております。

周辺整備の費用額ということでございますが、都市公園工事業の事業費は約20億8,600万円でございます。予定の事業費内で進んでおります。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

電子機器の持込みは、本来、置いてきてもらったほうがいい。暫時休憩して、ちょっと置いてきていただいてよろしいですか。

午後2時59分 休憩

午後3時00分 再開

**○議長（近藤 武君）**

休憩を解き、会議を進めさせていただきます。

答弁のほうをお願いします。

**○学校教育課長（伊藤 光君）**

私から、給食費についてでございます。

集金はどのように納めているのかということでございますが、各学校が保護者から徴収し、毎月口座に振り込まれます。

続きまして、小学校、中学校の環境整備事業についてでございます。

執行率が低い理由ですが、小・中学校給食室空調設備設置に係る工事請負費及び委託料を繰り越したためです。以上です。

**○生涯学習スポーツ課長（大原守人君）**

八開郷土資料室とはどこかですが、旧八開庁舎にて文化財資料の管理のほうを行っております。

続きまして、市の文化財は適切に管理して保管がされているかですが、佐屋及び佐織の資料室のほか、市の保管施設で適切な管理を行っております。以上です。

**○健康子ども部長（人見英樹君）**

予備費の充用で訴訟弁護士委託225万3,000円の明細はとの御質問です。

損害賠償請求事件に伴う着手金です。

私からは以上です。

**○7番（吉川三津子君）**

それでは、順番に再質問のほうをさせていただきます。

最初に、決算書の70ページで支所の八開でアスベストの含有検査をされたということで、問題はなかったという答弁がありました。

実際にアスベスト調査というのは、全公共施設で終えているはずなんです、なぜ調査が必要となったのか、施工図とか何かが残っていなかったのか、どういった部材を使っているのかが残っていなかったのか、そこら辺のところを教えてください。

それから、あと八開庁舎の件ですけれども、目視で老朽化の調査をしていたということですが、それでありながら何か所も雨漏りをしているという答弁がございました。

この目視というのは、専門的な知識のある方がされていたのか、どの程度の比率でされていたのか、教えていただきたいと思います。

それからあと、この八開庁舎の利活用について令和5年は議論はしていないというお答えがありました。私も、合併当初から八開庁舎の利活用については議論があり、あそこをこの愛西市の全ての文化財を集めて資料館にするんだという、そんなお話もずうっと聞いてきて、八開の資料館ですね。八開の福祉センターの北側にあったんですが、老朽化をしているということで、そこから八開庁舎に移しているわけですが、この利活用をしていくことになっていたのが、頓挫して雨漏りするような状況にまでなってしまった経緯について、利活用をそういうふうにしていくとなっていたところが目視でしか見ていなかったということで、どこがどのように八開庁舎を管理していくことになっていたのか、お聞かせいただきたい。令和5年は議論していないとおっしゃるんですが、いつから議論していないのか、それについてもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、あと決算書の46ページの情報公開の関係についてお伺いをしたいと思います。

この情報公開、異議申立て等があると、答申等も書かなくちゃいけなくって、しっかりした法的な位置づけでもって答申書が書かれるわけなんです、きっと審査会の会長さんの弁護士さんが書かれているのか、それとも総務課のほうで書いているか、この答申書は一体誰が書いていらっしゃるのか。仮に会長の方が書いていらっしゃるならば、当然これは費やしていただく費用を捻出できないわけなんです、その辺、その答申書を書かれる方への報酬等はどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、私も愛知県とかいろんなところで情報公開の不服申立て等、何度も何度もいろいろしてきているんですけれども、情報というのは新鮮だから価値があるというところで、あまりにも申立てが多いと審査会を2つ並行して走らせるとか、回数を増やすという、そういった努力をするのが当然だと思いますが、これは2つも遅れている中で何らかの措置は考えられなかったのか、取られなかったのか、その点についてお伺いをいたします。そこら辺で、市の職員が足りないのであればきちんと充当すべきだと思いますが、その辺についてどのような措置を取られたのか、お伺いをしたいと思います。

それから次に、先ほどちょっと聞き漏らしたのでお伺いしたいんですけれども、46ページの弁護士の費用で年間132万円の顧問弁護士で追加料金はありませんよというお話でした。

あとは保健センターのほうの着手金で払いましたよということですが、そのほかに何かあったのか。私ちょっと聞き漏らして、222万円と225万円って書いてあるんですが、これが一体何だったのかもう一度教えていただきたいと思います。

そして、あとこの弁護士さんというのは、いろんな審査会とかにも委員として参加されているのか。そうすると、この弁護士費用以外にこの弁護士さんにお支払いもあると思いますが、それは一体どうなっているのか教えていただきたいと思います。

それから、先ほど財産に関する調書で普通財産、行政財産のことを1回目飛ばして、したことにして飛ばせていただいたんですけれども、廃止された施設については、担当課で管理して、その科目で費用を落としていくんだとおっしゃったんですけれども、結局は廃止されたならば、もう普通財産になるわけなので、そこの課で管理するということは、市の財産管理上おかしいということになります。普通財産を一括して総務課のほうで管理しているのではないのか、その辺ですね。この施設は課で管理し、こうなったものは総務課で管理しとか財政課で管理するというふうになっているのか、いろんな部署で聞いてみると、八開庁舎についても、今庁舎としての役割がなくなっている段階でどういう位置づけになっているのか。ほかのいろんな廃止になったものについても、どういう決まりで市全体として管理するのか。条例で廃止されたにもかかわらず福祉部局で管理するのか。そこら辺どうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、決算書の17ページの固定資産税の関係です。

ちょっと具体例としてお聞きしたいのは、例えば早尾町のほうに、その土地の所有者がどこにいるか分からないというような土地があります。でも、実際にそこで不法投棄して、県のほうから指導を受けている、ごみをそこに置いている実行者がいるわけですよ。そういった場合、今、愛西市では使っている人間が分かっている。その方は、地主から当時借りるお約束をしたということで、県のほうでも話をしているわけですよ。借りるお約束をしているならば、現実に使っている人が固定資産税を支払うべきなんですけれども、そこら辺ですね。きちんと固定資産税が徴収できていないところの事情と、調べて徴収ができていないのか。例えば早尾の件は一体どうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、決算書の維持補修費の関係です。

先ほど、ほかの自治体のことは分かんとおっしゃいました。部長、総務省のほうから、同じ種類の自治体の比較の決算カードが出ているんですよ、きちんと。おおむね大体1%くらいは維持管理費で取るんだと。それが愛西市0.5とか、合併直後はまだ取られていたんですけれども、ずうっと0.5ぐらいで老朽化施設が放置されている状況ではないかと思ったので、質問をいたしました。その辺ですね。この維持補修費が大体どれぐらいが妥当だという認識で、財政課なり、試算を立てていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

それからあと、ふるさと応援金ですね、27ページの。執行率が低いということで、補正したけれどもそれほど伸びなかったという御答弁がありました。

いろんなテレビ等を見ると、生活必需品がすごく伸びているんだということのお話がよくあ

るわけですが、そういった工夫ですね。みんなに人気があるものは何なのかという、そんな評価、検討をされたのか、お伺いをしたいと思います。

それからあと、市民活動支援公募事業の関係で再公募をしたんだと、応募する人が少ないんだということ。

それから、非営利活動のノウハウがない方が委員として選任をされていることが分かりました。この自立した市民活動を育成していくのは、市民協働課であります。そこの中でいろんな今公募で当選した方に対して、指導しているのは一体どこなんだろう。そこら辺、知識のある方が指導しているのか、単に公費を使うんだから間違いはあっちゃいけないというお金のチェックだけしているのか、皆さんの何々課は何々の仕事とってきちんと例規集にうたってあるわけですが、そこの中で、市民活動というのは市民協働課なので、そこら辺、どうして。自治基本条例は、本来ならば経営企画課なんですけれども、それを学校にいろいろ広報しに行ったりとか、そういったところはまた市民協働課でやっているということで、大変例規集のほうの課の仕事とマッチしない状況にあると思います。そこら辺について、どういうふうに仕事の分担をされているのか、将来的に市の福祉を担ってくださるような団体育成をしていかなければいけないんですが、その辺りどういうお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

それから、あと決算書の24ページの学校給食費の関係です。

私、何度もこれは公会計ですべきということでお話をしてまいりました。これは国から言われているんです。ずうっと言われているんです。学校でお金を集めるんじゃなくてきちんと給食費だけは独立した会計にする。少なくとも先生方の負担を減らすために市が直接徴収し、滞納があれば市がきちんと指導をするということをしているにもかかわらず、いまだにそういった国の方針、いろいろ文書が来ていると思いますが、そういったものを守らずに、いまだに学校にお仕事、お金集めをしていただいている理由についてお伺いをしたいと思います。

それからあと、立田・八開のコミュニティセンター、34ページの関係ですが、こちらのほうも早くからお風呂が毎年毎年壊れるという状況であります。これ壊れたら直すという管理の仕方をずっとしてきております。業者による徹底的調査というのは一度もされていないのか、その点について再度確認をさせていただきたいと思います。

あと60ページの生活扶助費、生活保護費についてお伺いをしたいと思います。

なぜ増えているのか。他市では人数的にも減っているのに、なぜ増えているのか、原因は分からないということではありますが、働ける状態の方を就労支援していけば、自立していくような方が生活保護になっているのか、その辺についてどんな方が御相談にいらっしゃって、生活保護になっているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、決算書の40ページで生活保護費の返還があって、本来自分で生きていく力があるのに保護を受けていたということなんです。これは人数は何人で、これはもう完済されたのか、まだ返納すべき金額が残っているのか、残っているなら幾らぐらい残っているのか教えてくださいたいと思います。

あと62ページですけど、緊急通報システム、それから高齢者見守りシステムで執行率が大変

低くなっているということを述べさせていただいたんですが、最終的にこの執行率を見て、本当に困っている方に手が届いていると評価されているのか、これはやはり啓発が不足している、何らかのヘルパーさんを頼ったりとか、いろんな方法でもっと広げていかなければいけないと認識されているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、73ページの児童館及び子育て支援センターについてです。

この金額というのが、なぜこれだけの金額、児童クラブの会員数にもよるかもしれませんが、何を根拠に、どういったことを根拠にこの金額を決めているのか。施設の老朽化もあるでしょうし、面積もあるでしょうし、そんなものを全然考えていないよというものもあるかもしれないですが、何を基にしてこの上限額を積算されているのか。何度も私は新しいところと古いところでは日頃からかかる費用が違うということも申し上げているわけですが、その辺、何を根拠にこの試算をしているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、62ページの総合斎苑についてです。

これはもうこれを造るときに、私も議員でございましたので、今後の維持管理、定期的で大改修がこれぐらい必要でという試算はされていたはずですよ。それが無いというのは一体どこでなくしたのでしょうか。ないのであれば、今現在、何年後にはこんな大改修が必要だとか、そんな試算、どこかでできているはずだと思うんですよ。それは今現在最新のもので、今後の改修費等のめどはどう立てているのか、お伺いをしたいと思います。

あと産業振興課のほうでは、先ほど部長のほうから、道の駅の再整備のとか、それから周辺整備のことで御答弁をいただいておりますが、今回、周辺整備のほうで工事管理費559万円が予算のほうに計上されているんですけども、決算にはないんですよ。これは使ったのか使わなかったのか。管理費というのは、言って申し訳ないですけども、議会を通さずに工事は進んでいたわけですよ。工事が止まっていたわけではなく工事が進んでいたわけですよ。それなのになぜ支払われていないのか、その費用が8月に支払われたと聞きました。なぜ3月末から半年近くも過ぎてしか支払うことにならなかったのか。大変小さな会社だったらば存続に関わるようなことだと思いますが、その理由についてお伺いをしたいと思います。

それから、116ページの空家等対策についてお伺いをしたいと思います。

こちらの会議は、きっと市長が会長をされていた、1回私も傍聴に伺ったんですけども、この会議というのは、この1年間に何回開く予定だったのか。その回数はなぜその回数にしたのか。結局、議論することがなかったならば1回の予算を取ればいいわけなんですけれども、何回開く予定だったのか。それはどのような内容で開く予定だったのか、お伺いをしたいと思います。

それから、あといろんな法律整備がされて、管理不全空家の指定とか、それから相続登記の義務化等がされてきていると思いますが、その辺りへの取組についてはどうなっているのか教えていただきたいと思います。

ちょっと急いで言います。

142ページの教育費の先ほどの文化財の関係をお伺いいたしました。

八開の古い郷土資料室のときもまだ整備がされていなくて、八開庁舎のほうに移して、きれいに閲覧もできるような形で整備していくんだということで議会の中でも説明を受けていたかと思います。それが八開の庁舎でどこまで進んでいたのか。資料はちゃんと取ってやられていたのか、人の手配もされてやられていたのか、お伺いをしたいと思います。

それから、そのような状況のものを佐織とか何かに管理をされたということですので、整理されていないものを持って行っただけなのか、雨にぬれないための保管をされているだけなのか、その辺についてもお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

私からは旧八開庁舎についてお答えをさせていただきます。

なぜアスベストの有無を検査したのかということでございます。

通常の状態では検査の必要はありませんが、天井が剥がれ落ちる、そして穴が開いてしまったという事象が発生したことから、安全性を確保するためにアスベストの含有の有無を検査いたしました。

続きまして、目視確認の関係でございます。

公共施設カルテの定期点検チェックシートを使用して、職員が確認をしております。

続きまして、これまでに利活用について検討したことがなかったのかということにつきましては、平成28年から平成29年にかけて2か年で検討がされております。そこでは、上水道課の移転だとか支所の移転だとか、そういったようなことが議論をされまして、その後の利活用について結論は至っておりません。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

私のほうから、弁護士の答申書の関係でまず御答弁させていただきます。

答申書のほうにつきましては、事務局のほうが会議のほうにも入室しておりますので、職員のほうで取りまとめさせていただきまして、審査会の委員さんのほうで確認等を進めていただいている状況でございます。

続きまして、件数が増えた場合の措置ということでございますが、こちらのほうにつきましては、近年の審査請求の多いところから、令和6年度の要求のほうを見させていただいておるという状況でございます。

もう一点、私のほうから、委員さんのほうで行政福祉審査会の委員を委嘱している方への報酬の関係についてでございます。

こちらのほうにつきましては、条例に基づいて委員報酬のほうをお支払いしている状況でございます。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

私からは、12節弁護士の委託料の関係で再度答弁申し上げます。

225万2,438円の訴訟弁護士委託料につきましては、予備費のほうから225万3,000円を充用して、この決算額、着手金としては225万2,438円の支払いとなりました。以上です。

#### ○財政課長（堀田 毅君）

私からは、廃止になった普通財産の件についてです。

廃止になった施設につきましても、今後のその状態での状況、修繕履歴等については、担当課のほうで最も状況の把握をしておるかと思しますので、利活用等の方向性が決まるまで担当課のほうで維持管理のほうをお願いするものでございます。以上です。

**○税務課長（伊藤 恒君）**

私のほうからは、所有者不明で使用者が分かっている場合に使用者が固定資産税を支払うべきではないかということでございますが、固定資産税につきましては、あくまで所有者課税ということが原則ですので、使用者に対して課税はできるものではございません。以上です。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

維持補修費の関係でございますが、こちらは先ほど申し上げたとおりで、決算時の性質別に区分されるものとなっておりますが、このほかに普通建設事業という区分もございます。各自治体において、それぞれの施設の維持管理、修繕等については、施設の状況が様々であることから、また実施する内容が年度によって変動すること考えられます。したがって、年度ごとに差が生じるものと理解をしております。以上でございます。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

ふるさと応援寄附金の工夫についてですが、本市においても、生活必需品については必需品であるシャンプーセットは大変人気であり、サイト上の広告より検索されやすい工夫をしております。以上です。

**○経営企画課長（井戸田悦孝君）**

市民活動支援公募事業についてお答えをさせていただきます。

多くについては申請や実績報告などの書類、それから補助金の使い道の相談を受けることが多くございますけれども、この補助金の事務的な担当課は今経営企画課ではございますけれども、市民協働課をはじめとしまして、活動内容から見た所管課との連携が大変重要だというふうに我々は思っております。活動団体や活動概要が、所管課への情報提供が連携しやすいように、うちの当課としましては連携をしている状況でございます。

次期総合計画の策定を今進めておりますが、そういった中で、各事業の展開によって必要と判断されれば、事務移管を検討もなされていくのではないかとこのように考えております。以上です。

**○学校教育課長（伊藤 光君）**

私からは、給食費の徴収についてでございます。

市が直接徴収してはどうかということでございますが、市が直接徴収する場合、市の職員の人員配置や徴収システムの構築など、費用負担が見込まれます。また、学校が徴収する場合は学年費と一緒に徴収できるなどの保護者の利便性を考慮し、現状維持で考えております。以上です。

**○市民協働部長（山岸忠則君）**

コミュニティ施設管理事業についてお答えさせていただきます。

業者による徹底調査はしたのかということでございます。しておりません。よろしくお願いいたします。以上です。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

私のほうからは、生活保護の保護世帯の現状に関してです。

令和５年度の新規保護者48人の内訳でございますが、稼働年齢層65歳未満の方が18人、それから高齢者層65歳以上が30人と62.5%が65歳以上の方ですので、すぐに稼働もしくは働いていただいて脱却をするという状況にはないと思われま

す。続いて、生活保護の返還金のまず内訳でございますが、遡及などによる年金収入が12件、預貯金の判明が５件、未申告の就労収入が４件、その他が11件であります。令和５年度の未収入額は約1,143万円、約33人の方が対象となっております。

その理由に含めましても様々ですが、一括で返還を求めるのが難しい方に関しては、生活に支障がない範囲で分割納付を本人の同意の上でお願いをしております。

続いて、緊急通報システム、それから高齢者見守りシステムの利用を増やす件でございますが、そういった高齢者に関わる機会の多い方、民生委員やケアマネジャー、介護事業所などにも周知をし、必要と思われる方に事業が届くように努めております。以上です。

**○健康子ども部長（人見英樹君）**

私からは、児童館等の公募時の指定管理料に違いがあるのはなぜかということの御質問ですが、まず１つに、児童クラブの単位数の違いによりまして配置する人件費に差異が出てまいります。

それから、施設ごとに異なります管理料ですね。保守料とかそういったものも積算し、それぞれの上限額を設定しています。以上です。

**○市民協働部長（山岸忠則君）**

総合斎苑施設管理事業で、改修費について最新はどうやっているのかということでございますが、日常の点検の施設の状況や使用頻度、メーカーが推奨する耐用年数などから毎年見直し、最新の計画にしております。以上です。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

私からは、道の駅の工事管理の関係でございます。

工事管理につきましては、年度ごとの工事の内容により年度の割り振りをしていくものでございます。

今回の支払いの関係ですが、工事監理事業者と協議をし、令和５年度分の工事について管理費からの支払いでということでの協議が調ったということでございます。

次に、空き家の関係でございますが、空家等対策協議会の回数でございますが、基本的にそちらにつきましては、空き家の適正管理を推進していくために施策の検討を実施していただくということで、市長を頭にし、有識者９名で成り立っておるものでございます。年に１回ということでございますが、予算的には２回取っておるところでございます。

その次に、登記の義務とかいろいろと空き家を取り巻く制度が変わってきたというところで、

その対策ということでございますが、今現在、令和7年度に向けて、愛西市空家等対策計画の改定を実施しております。令和6年度には関係部署と連携して調査のほうを進めていくんですが、そちらの中で管理不全空家の対策、あと相続登記の義務化等の周知を含めて検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○生涯学習スポーツ課長（大原守人君）

すみません。文化財の件ですが、八開庁舎のものを立田体育館と福原分校のほうへ移転して整備する計画をしております。

あと佐織に保管してあるものに関しては、学芸員により整理のほうを継続して進めております。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、3番・中村文武議員、どうぞ。

○3番（中村文武君）

それでは、認定第1号：令和5年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてお伺いします。

まず歳入から、決算書の6ページでございます。

愛西市は徴収率が高いので評価いたしますけれども、市の税の徴収に当たって、差押件数と差押額を教えてください。

次の質問はかぶりしましたので、割愛させていただきます。

続きまして、決算書7ページ、11款地方交付税のところ、予算額と最終交付税額に対してどれぐらいの差異があったのか、教えてください。

続きまして、決算書の9ページ、企業版ふるさと納税の金額は幾らだったか教えてください。

続きまして、歳出のほうに行きます。

実績報告書の4ページ、予算執行残なんですけれども、約11億2,000万と不用額が多かったなと思いました。そのうち金額が多かった事業について上から5つ教えてください。

同じく不用額について、実績報告書では11億2,000万円ということでしたが、決算審査意見書のほうで、9ページでは11億9,000万円というふうに書いてありまして、金額は7,000万円違いましたので、その理由についてを教えてくださいたいと思います。

続きまして、決算書の45ページ、2款1項1目一般管理費、2節給料のところ、病休の方及び退職者の部局別人数とそれに対応した採用人数及びそれに対応した給料の増減額について教えてください。

次の質問は、ほかの議員の方とかぶりしましたので割愛させていただきます。

続きまして、決算書、同じく45ページ、2款1項1目一般管理費、12節委託料、巡回バス・周遊バス契約のための積算根拠及び令和5年度の修理費について教えてください。

続きまして、決算書51ページ、2款1項6目財産管理費、12節委託料、庁舎管理業務のうち電話交換業務の実態と時間帯別受電件数はどうなっていますでしょうか。

実績報告書に変わりまして、34ページ、コミュニティ施設管理事業についてお伺いします。

立田の北部・南部コミュニティセンターのうち、お風呂の利用者数を教えてください。延べ人数と1日の利用者数で最大値及び最小値及び平均人数を教えてください。また、お風呂修繕にかかった費用をお伺いします。

続きまして、実績報告書63ページ、老人福祉センター管理運営事業についてお伺いします。

佐織総合福祉センターと佐屋福祉センターのお風呂利用者数を教えてください。

続きまして、実績報告書111ページ、側溝舗装工事についてです。

各地区ごとの実績金額をお願いします。それを人口当たりで割り戻した1人当たりの実績金額はどうなるでしょうか。

続きまして、実績報告書145ページ、総合型スポーツクラブの講座が開催状況のうち、親水公園と佐織体育館の講座回数、それぞれを教えてください。

続きまして、実績報告書131ページ、小学校GIGAスクール事業についてお伺いします。

ヘルプデスクの対応回数、学校へ出向いての対応回数はどうなっていますか。また、支援員の派遣回数はどうなっていますか、お伺いします。

続きまして、133ページ、中学校のGIGAスクール事業同様の質問で、ヘルプデスクの対応回数、学校へ出向いての対応回数、支援員の派遣回数をそれぞれ教えてください。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まず市税の差押件数ですが78件、回収額は704万785円となります。

続きまして、地方交付税の予算額と交付額の差異についてです。額は8,842万2,000円でございます。

〔「プラス」の声あり〕

プラスですね。予算額よりも増えているということです。

続きまして、企業版ふるさと納税の関係の金額です。3件で260万円となります。

次に、不用額の多いほうから5つの事業名でございます。

まず生活保護事業、次に住民税非課税世帯への物価高騰対応重点支援給付金事業、次に新型コロナウイルスワクチン接種事業、次に障害者自立支援給付金支給事業、次がふるさと応援寄附金事業となります。

続きまして、バスの関係でございますが、契約の積算根拠は、指名競争入札において契約金額を決定しております。

また、修理費につきましては132万5,308円となっております。

1つ飛ばしてしまいました。申し訳ございません。

先ほどの不用額の関係に戻らせていただきますが、実績報告書と決算審査意見書との7,000万円の差の関係です。

まず業務実績報告書については、歳入総額から歳出総額を差し引いた金額となりますが、決算審査意見書は、歳出の最終予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を差し引いたものになるためでございます。

戻らせていただきます。

次が庁舎管理の関係でございます。電話交換業務の関係です。

市役所開庁時間中に代表電話に受電した電話を担当課へ取り次ぐ業務を電話交換手3名で実施しております。令和5年度は年間4万7,981件、1日当たり約200件の取次ぎを行っており、午前・午後ともに約100件が受電している状況でございます。

私からは以上でございます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

職員の関係についてお答えさせていただきます。

初めに、病休についてです。

監査委員事務局1人、総務部2人、企画政策部2人、健康子ども部2人、保険福祉部5人、教育部2人です。

採用した会計年度任用職員は、監査委員事務局1人、総務部1人、保険福祉部4人、教育部1人で、1月当たりの平均給料は16万円程度です。

退職者が総務部1人、企画政策部2人、市民協働部2人、健康子ども部1人、保険福祉部4人、産業建設部1人、教育部2人、消防署1人で、途中退職した職員の補充として臨時的任用職員を2人採用しました。

年度途中退職者で減少した平均給料月給約26万円、臨時的任用職員の平均給料月額は約21万円です。以上です。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

立田南部・北部コミュニティセンターのお風呂利用者のうち、延べ人数と1日の利用者数で最大値及び最小値及び平均人数ですが、北部地区防災コミュニティセンターは延べ利用者数1万1,385人、1日の最大利用者数94人、最小利用者数40人、平均人数は69.8人です。南部地区防災コミュニティセンターは、延べ利用者数1万1,677人、1日の最大利用者数99人、最小利用者数31人、平均利用者数は65.6人です。

続きまして、お風呂の修繕費用については、立田南部地区防災コミュニティセンターの49万5,000円のみとなっています。以上です。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、63ページ、老人福祉センター管理運営事業費の入浴利用者の数でございますが、佐屋老人福祉センター、佐織総合福祉センターの入浴利用者の数は把握しておりません。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

地域内側溝舗装工事の内訳でございます。

佐屋地区5,897万2,100円、立田地区2,987万6,000円、八開地区1,690万5,900円、佐織地区3,808万5,300円でございます。

それを1人当たりに割った実績金額ということでございますが、令和5年度末時点での人口で1人当たりの金額を算出した場合、佐屋地区で2,062円、立田地区で4,379円、八開地区で4,115円、佐織地区で1,771円でございます。以上です。

### ○生涯学習スポーツ課長（大原守人君）

実績報告書145ページのスポーツクラブの講座の開催状況についてですが、親水公園総合体育館で299回、佐織体育館で24回となっております。以上です。

### ○学校教育課長（伊藤 光君）

私からは、まず小学校G I G Aスクール事業でございますが、ヘルプデスクの対応回数は463回でした。学校へ出向いての対応はありませんでした。

また、支援員派遣回数は2,778回でした。

続きまして、中学校G I G Aスクール事業でございますが、ヘルプデスクの対応回数は269回でした。学校へ出向いての対応はありませんでした。

また、支援員派遣回数は1,397回でした。以上です。

### ○3番（中村文武君）

御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に移りたいと思いますが、実績報告書4ページと決算審査意見書と数字が合わないというところで、繰越額が引いたとしても合わないんですね。予算現額がどっちも違っていて、支出額は同じなんですけれども、予算現額が違っているんで、繰越しが理由じゃなくて合わないの、そこは僕はちょっと何回計算しても分からなくて、もう一回教えていただきたいなと思います。

決算書45ページの市有バスの契約について、積算根拠を聞いたのは、実績報告書にもあるんですけれども、回数が少なくても高く払っているし、300回使っても同じ金額だということで、契約の在り方についてすごく疑義があるなというふうに思いまして、積算根拠を聞いて、運転手1人当たりで払えば無駄な税金を払わなくていいんじゃないかなというようなことを聞きたいのと、学校とか利用したい場合があるので、300回を超えた契約についてはまた契約変更しないといけなくて、そういうニーズが高い事業についてもう少し単価契約とか、在り方を変えれば有効にできるんじゃないかという意味で、市有バスの契約の在り方についてどう考えているか、お伺いしたいと思います。

続きまして、決算書51ページの電話交換業務なんですけれども、午前・午後で100回ずつということで3名では多いんじゃないかなということで、時間帯別受電件数を聞いたんですけれども、その時間帯別で人数配置ができないかどうか、そういった件数は分からないかどうかお伺いしたいと思います。

あと実績報告書63ページの佐織福祉センターと佐屋福祉センターのお風呂の人数を把握していないということですが、昨年度では分かっていたと思うんですけれども、何でこれを把握しなくなったのか再度お伺いしたいと思います。以上です。

### ○総務課長（青木万亀雄君）

私のほうから、市有バスの契約の関係でお答えさせていただきます。

議員言われるように、回数のほうで300回ということで契約のほうをさせていただいている状況でございます。

使用においては、距離も定めておりますので、その範囲内であれば可能だと思っております。今後におきましては、今後の内部での確認も進めて、利用しやすい方法で契約をしていきたいと考えております。

続きまして、電話交換の関係でございますが、午前・午後で集計を出させていただいておるという状況でございますが、細かい数値については持ち合わせておりませんので、ただ平均的にかかってきているという状況でございますので、現時点3人での常駐をお願いしている状況でございます。以上でございます。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

入浴施設の利用者の把握でございますが、令和4年度はコロナ禍ということもありまして、入浴施設の利用予約を取ってございました。その関係で4年度に関しては把握をしてございましたが、従来の形に戻りますと、老人福祉センターの利用者数としては分かるんですけども、その中で兼ねて使われる方もおりますので、正確な入浴の利用者の数は把握は難しいということになります。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

すみません。ちょっときちんとしたものがまだ出てこないという形ですので、ここで休憩を取らせていただきます。再開を16時5分といたします。

午後3時52分 休憩

午後4時05分 再開

**○議長（近藤 武君）**

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

大変失礼いたしました。

先ほどの中村議員の御質問でございます。最初に御答弁させていただいたとおりでございますが、基本的には。最初の実績報告書については、ベースになるのが歳入総額からの差引きになっておりますので、そちらと、この決算審査意見書のほうについては予算現額からの差引きをしておりますので、全く違う表だというふうに御理解いただきたいと思います。

ですから、結論的には不用額という言葉が、似ておるんですけども数字が変わってくるといふ御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

**○議長（近藤 武君）**

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

**○1番（馬淵紀明君）**

認定第1号：令和5年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について質問します。

全て概要書、実績報告書なのでよろしくお願いします。

まず、7ページの職員数の状況、男女別の人数、それから市内在住者の人数、市内採用の人数、それから離職数を教えてください。

次に、全会計の職員数と人口1万人当たりの職員数はどのぐらいになるのか。また、これも

一般会計も同等の質問で、人口1万人当たりの職員数をお願いします。

次に、27ページ、ふるさと応援寄附金事業です。

委託料等の経費を引いて、他市の市民控除額を引くと幾らになるのか、お願いします。

31ページ、市民活動支援公募事業、これは平成30年からの事業で、令和5年度の当初予算においては12万6,000円でしたが、執行率が低い理由、それから事業評価をお願いします。

31ページ、行政事務委託事業、これも行政事務として広報とかの配布とかもお願いしているんですけども、各総代からの意見は令和5年であったのか、お聞きします。

32ページ、協働のまちづくり事業、これも当初予算では19万3,000円だったんですけども、質問としては、執行率が低い理由と事業評価をお願いします。

続きまして、36ページ、交通安全推進事業、これはその中の駐輪場維持管理委託というのがありまして、これの委託先、それから各駅の整理清掃の頻度、どのぐらいでやっているのか、それから放置自転車の削減は何台だったのか、それから令和5年度、放置自転車等について苦情などは何件あって、どのように対応したのかをお願いします。

37ページ、災害対策推進事業です。

この中のところに防災等情報メール配信システム運用委託というのがありまして、登録者数がメールとか固定電話、ファクス、SMSと書いてあって、携帯電話を所有しない避難行動要支援者の方が対象となっていますけれども、この携帯電話を所有していない避難行動要支援者数が分かれば教えてください。

それから、その下に防災メールを登録できない方が対象となっていますけれども、これも登録をできない人の人数を把握されているのか確認します。

続きまして、62ページの高齢者見守りシステム事業です。

これは、当初予算では81万5,000円で30台のという予算で考えられていましたけれども、執行率が低くなった理由をお願いします。

63ページ、老人福祉センター管理運営事業、佐屋老人福祉センターの利用者が5年度かなり増えたんですけども、この理由をお願いします。

続きまして、64ページ、シルバー人材センター補助事業ですが、決算額2,400万円はずっと変わらないんですけども、執行率100%、これ前もちょっと質問したことがあるんですけど、委員会で。ちょっと分からないので具体的に教えてほしいんですけども、令和5年度の当初予算では11人分での予算ではなかったのかと思いますけれども、決算を見ると合計10人、職員数10人での2,400万円ということです。これのちょっとどうしてこういうふうになるのか御説明をお願いします。

次に、65ページ、高齢者タクシー料金助成事業です。

対象者である独居高齢者世帯、80歳以上の対象者数は何人いて、交付者数はここに書かれていますけれども、この割合はどのぐらいになるのか、お願いします。

それと、利用範囲は、令和5年度は居宅から公共施設や医療機関となっていますけれども、この利用のあった内訳をお願いします。

続きまして、109ページ、観光振興事業費の中の観光協会への補助金が行っていますけれども、これの詳細な内訳をお願いします。

それから、市としてこの観光協会が行っている事業についての評価をお願いします。

続いて139ページ、文化会館管理運営事業についてですけれども、令和5年度は利用者からどのような意見、また要望があったのかお聞きします。

最後に146ページ、体育施設指定管理事業です。

この中の148ページのところに親水公園総合運動場で利用が毎年度上がってきている状況なんですけれども、フットサルの利用団体の内訳、市内団体、市外団体となると思いますけれども、その内訳をお願いします。

それから、その下にあります八開運動場、これは利用が少ない。特に令和5年度はゼロ回ということなんですけれども、これの利用率向上に取り組まなかったのかお聞きします。以上です。お願いします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

職員数の状況について御答弁させていただきます。男性304人、女性188人です。

市内在住者の人数についてです。市内在住者は279人です。

市内採用の人数について、採用試験時においては市内在住者は13人でした。

続きまして、離職数についてです。退職者数は14人です。

続きまして、全会計の職員数と人口1万人当たりの職員数についてです。

職員数は492人で、人口1万人当たりの職員数は80.16人です。一般会計の職員数は445人で、人口1万人当たりの職員数は72.50人です。

続きまして、ふるさと応援寄附金についてです。

寄附金額から委託料等経費を差し引いた5,085万7,814円となります。そこから他市市民税控除額1億1,465万1,000円を引きますと、マイナス6,379万3,186円となります。

続きまして、市民活動の関係です。

執行率が低い理由についてです。継続予定団体、新規登録団体を合わせて12団体を見込んでおりましたが、6団体であったことによるものです。

事業評価についてです。補助金を活用しながら3年間で会員を増やした団体や、3年経過を待たず自立され委託事業を担っている団体もあり、自立促進という趣旨から一定の効果は達成できているものと評価をしております。以上です。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

行政事務委託料について答弁させていただきます。

各総代からの意見はにつきましては、特にいただいておりません。

執行率が低い理由につきましては、6回分の予算計上をしておりましたが、要望が少なく執行率が低い状況となりました。

続きまして、事業評価はにつきましては、アドバイザーを派遣した地域では、地域の連帯感や郷土愛の醸成、多世代交流を目的とした住民による活動が始められたということをお聞きし

ています。派遣をきっかけに主体的な取組が進められてきていると評価しています。以上です。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

駐輪場維持管理委託先についてです。

公益社団法人愛西市シルバー人材センターに委託をしています。

次に、各駅清掃の頻度についてです。

駐輪場の管理は週6回、佐屋駅の駐輪場は3か所あり、うち1か所は1日2回、残り2か所は1日1回管理を行っております。

日比野駅、永和駅、富吉駅、町方駅、湊高駅の駐輪場は1日1回、藤浪駅と勝幡駅は1日2回、清掃は週1回行っております。

次に、放置自転車の削減についてです。

佐屋駅21台、日比野駅26台、富吉駅7台、永和駅19台、藤浪駅23台、勝幡駅13台、湊高駅13台、町方駅10台です。

次に、苦情などについてです。

2件苦情があり、駐輪場外での駐輪についてや、タバコのポイ捨て等の被害についてです。注意喚起の看板設置、定期的な見回りを実施しております。以上です。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

それでは、私のほうからは、概要書37ページ、災害対策推進事業に関して、携帯電話を所有しない避難行動要支援者の数はありますが、携帯電話を所有しない避難行動要支援者の数は把握しておりません。以上です。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

防災メールを登録できない人数について、防災メールを登録できない方のうちSMSでの情報発信を希望し、登録された方は1,893人です。以上です。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

続いて、概要書62ページ、高齢者見守りシステム事業に関してです。

執行率が低いのは、新しいタイプの見守りシステムであるため浸透しておらず、利用者が見込みより少なかったことが考えられます。

続いて、佐屋老人福祉センターの利用者が増えた理由です。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、増加したと考えています。

続いて、シルバー人材センターの補助対象者はありますが、シルバー人材センターの補助対象は人数に対してでなく、高齢者の就業機会の確保、会員の拡大、安全就業等センターの目的を達成するために要する経費を補助対象としており、人件費を含む事業運営全体の一部を補助しているものであります。

続いて、高齢者福祉タクシーの対象者の独居高齢者、高齢者のみ世帯、80歳以上の対象者数とその割合です。

独居高齢者は3,786人、高齢者のみ世帯が6,923人、80歳以上が3,335人となります。交付者数につきましては、独居高齢者が713人、高齢者のみ世帯が924人、80歳以上が451人となりま

す。割合につきましては、独居高齢者が18.8%、高齢者のみ世帯が13.3%、80歳以上が13.5%となります。

続いて、高齢者福祉タクシー事業の利用した行き先の内訳でございますが、駅などの公共施設が約18%、病院などの医療機関が約82%となります。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、観光振興事業費について御答弁いたします。

観光協会の補助金の内訳でございますが、人件費1,525万3,216円、事業費が1,104万5,041円で、事業費の内訳でございますが、観光宣伝費が145万8,590円、蓮見の会540万8,388円、観光船運航費122万4,653円、グッズの作成費295万3,410円でございます。

事業の評価といたしましては、観光宣伝事業で蓮見の会や観光展への出展を行いました。蓮見の会には2,500名の来場者があり、大盛況のうちに終えることができました。観光展への出展は市内にとどまらず、県外にも赴いて市のPRに寄与しております。

観光船の運航事業は、令和5年度は船のエンジントラブルにより運行期間が短縮されましたが、定期便28回、臨時便12回運航いたしました。今後におきましても、新たな事業の企画運営や会員数の増加に努め、円滑な運営を目指してまいりたいと考えております。以上です。

#### ○生涯学習スポーツ課長（大原守人君）

概要書の139ページ、文化会館の管理運営業務についてになります。

利用についての意見、要望はあったかですが、利用される方からは、施設の清掃が行き届いていることや来館時の声かけなど、指定管理者職員の対応がよいという意見をいただいております。

また、入り口のデジタルサイネージの画面に掲載されている施設利用案内が切り替えられるため分かりにくいという意見がありましたが、指定管理者によって改善のほうはされております。

続きまして、概要書148ページ、フットサル場の利用団体の内訳についてですが、市内団体が25団体、市外団体は32団体となっております。

続きまして、八開運動場の件ですが、利用率の向上に取り組まなかったかということですが、指定管理者と利用率向上に向けて協議のほうを行っております。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

では、2回目の質問をしますけれども、まず、ふるさと応援寄附金のところで、全部引くとマイナス約6,379万ですけれども、これを交付税措置すると幾らになるのかお願いします。

それから、市外の方が寄附するんですけれども、寄附額が多い月は何月なのか、それから令和5年度は新たな返礼品を幾つ出したのか、また、土付レンコンは何件あったのか、令和5年度は。それとレンコンを使った加工品の返礼品の数と、実際に令和5年度のそれを返礼品として送った数が分かればお願いします。

続きまして、この31ページの市民活動支援公募事業と行政事務委託事業、それから協働のまちづくり事業、それぞれ令和5年度課題として思ったことは何か、お願いいたします。

それから、今の協働のまちづくり事業ですけれども、これはアドバイザーは派遣したんですね。予算は立ててあったんですけど、執行が低いのでアドバイザー派遣はしたということです。では、何回派遣してどのような効果があったのか、効果はちょっと述べられたんですけど、何回派遣したのか確認させてください。

次に、概要書の36ページの交通安全推進事業のところ、放置自転車はかなり各駅あるというのが分かったんですけど、この放置自転車の処分はどのように行ったのか、この処分料もかかると思いますが、処分料はこの委託費に入っているのか、ここを確認させてください。

次に、災害対策推進事業37ページの避難行動要支援者数を把握していないということで、これ昨年度も人数変更していない、変わっていないと思うんですよね。やっぱりこの辺りを把握して、少しでもそういう登録してもらうことが必要ではないのかと思うんですけど、5年度そういうことに関して何か協議されたのか。

それから、防災メールに登録できない方も、これは1,893人は書いてあるので分かるんですけど、今後登録に向けてどのような令和5年度協議されたのか、お願いします。

それから高齢者見守りシステム事業のところですけど、これも新たなところで12名の方しか今回は5年度はなかったんですけど、5年度は結局周知がちょっと弱かったという話が少し感じたんですが、周知は5年度はどういうふうにして、周知課題はどういうふうに行われているのか。それから、12名の方が設置したということで、この設置したことの問題点、それから反応しなかったケースがあったのか、その辺りも分かればお願いします。

次に、シルバー人材センターの補助金というのは人件費だけではないということなんですけれども、その予算のところを見ると11人分とか何人分と書かれているんですけど、この書き方で見ると人件費だけなのかなと思うんですけど、もう一度ちょっと確認するんですけど、では、人件費以外は具体的に何にかかっているのか、もう一度何にかかったのか、お願いします。

109ページの観光振興事業費のところ、事業評価等をお聞きしました。補助金が年々上がっていくというところが少し市の負担にもなっているのではないかと思いますし、5年度には、すみません、観光案内所の管理事業等も、これは市が光熱費とか負担していると思うので、こういうのもこれからかかってくるのかなと思いますけど、観光協会と何か今後の運営などについての協議はしたのか、5年度、確認させてください。

それから、最後の46ページの体育施設管理事業のところのフットサルの利用団体が増えてきたので、市内・市外、ちょっと市外の方が多いんですけど、市外団体、利用に当たってトラブルとか何か苦情とかがなかったのか、それから八開運動場については利用率向上について協議しているということなんですけれども、今後のことの検討は、5年度はどのような検討をされたのかをお聞きしたいと思います。以上です。お願いします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

ふるさと応援寄附金についてお答えさせていただきます。

交付税措置が取られた場合、約2,219万5,000円がプラスされます。

続いて、すみません、ちょっと飛びますが、放置自転車の撤去費用の関係についてお答えさせていただきます。

駐輪場維持管理委託料約803万3,000円に含まれております。

撤去方法についてです。

撤去日の2週間前までに警告カードを取り付け、期日までに引取りがない場合は年1回、11月下旬に集積場へ移動をさせていただきます。半年間程度保管し、最終的には最終処分場へ移動させます。

飛んで申し訳ないですが、防災メールの関係です。

登録できない方についての対策につきましては、令和6年度から楽天モバイル利用者の防犯メールでの登録を可能としました。また、迷惑メールに振り分けられる設定となっている場合もあり、受信許可の設定の仕方をお伝えしております。以上です。

#### ○シティプロモーション課長（伊藤義幸君）

私のほうからは、ふるさと応援寄附金の多い月ですね、12月が多い月になります。

あと、新たな返礼品と土付レンコンの数につきましては、今数字持ち合わせておりませんので、後でお答えさせていただきます。

レンコンを使った加工品の数につきましてはございません。以上です。

#### ○経営企画課長（井戸田悦孝君）

私のほうからは、市民活動支援公募事業についてお答えさせていただきます。

この補助事業ということよりも、市民活動全体ということになってしまうかもしれませんが、市民の方がこういった支援をしたいですとか、こういった活動を始めたい、逆に、やりたいんだけど何から始めていいかわからないというような、市民の中でも潜在したやりたいという方だったり、そういったグループがあるということに対して市のいろんな情報が伝わっていないのかなというようなことも、それが一番の課題かなというふうに現在ちょっと考えているところでございます。以上です。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

私からは、行政事務委託料の関係で課題はあるかというような形のことですが、市側の問題となるかもわからないんですが、人口減で世帯数は増えているというような場合がありますので、そういった場合の行政事務委託料をどうしていくかというところをちょっと考えていかなければならないのかなということを思っております。

続いて、アドバイザー派遣の回数ですが、令和5年度については1回やっております。

続いて、まちづくり事業の課題としましては、要望が1回ということで、回数6回予定をしておりますけれども、要望回数が少ないということになるかと思えます。以上です。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、私からは概要書37ページの防災等情報メールに関するところでの避難行動要支援者に対しての周知であります。

避難行動要支援者の名簿を作成するとき、緊急連絡先を書いていただく欄はあるんですけれども、特に携帯電話、固定電話等を限定したものではございませんので、現状把握としては難しいというふうには思われます。ただ、今年度も新規で避難行動要支援者に対して総合的な防災の御案内ということに関しては検討できるかと思っております。

続いて、高齢者見守りシステムの周知であります。5年度に関しましては、ホームページでの周知、それからそれぞれ介護事業者等をお願いをして周知をしておりましたが、なかなか対象者の方に行き届かないという課題点はあると思いますので、やはり人と人とのつながりの中で伝えていけるような取組を考えていきたいと思っております。

続いて、シルバー人材センターに関してです。

表現の仕方が、5年度は人数分という表現をさせていただきました。ただ、この2,400万の運営費だけで全てを賄っているわけではなく、そのほかの費用もそれぞれシルバーの中で合わせたこととなっております。

6年度の予算の書き方としては、また別な書き方をして工夫をしておりますので、分かりやすい書類の表記に努めてまいります。以上です。

#### ○高齢福祉課長（八木久美子君）

見守りシステムの課題でございますが、こちらのほうは、1日のうち冷蔵庫の扉が12時間とか24時間とか開かなかった方がエラーが起きるようなシステムなんですけれども、まだ始まったばかりの事業ですので、例えば出かけるとき、長い時間お留守にされるようなときを伝えていただけていないくて、エラーが起きてというようなことが初めは多々ありました。そういったことが、コールセンターに伝えていただいたりして解消されてきているような状態です。今現在は特に問題なく御利用いただいていると感じています。

それから、反応しなかったケースはというような御質問でしたけれども、こちらも今の御答弁につながりますけれども、お出かけされていてというようなことでエラーが起きた場合はあります。あと、亡くなっていらっしゃったりというようなケースは今のところありません。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

観光協会との協議の在り方ということで御質問いただいております。

観光協会とは、やはり新たな事業の創出、先ほども御答弁いたしました、やはり市の有効なPRについて進めていきたいということや、あとやはり収入の部分でいけば、言わば会員数の増加というのは必須の課題になってきていると思います。

あと、法人化に向けての検討というのも、こちらのほうも進めていく必要があるということで、今順次検討のほうを進めているところでございます。以上です。

#### ○生涯学習スポーツ課長（大原守人君）

フットサル場の利用団体からの苦情ということですが、特に苦情のほうは聞いておりません。

次の八開運動場の利用率の向上についてですが、グラウンドゴルフの定期利用が予定のほうされておりますので、それを踏まえて指定管理者と協議のほうを行っていききたいと思ってお

ります。以上です。

○シティプロモーション課長（伊藤義幸君）

すみません、ふるさと応援寄附金の品目の関係でございますが、新たな品目27品目ございました。

あと、土つきレンコンの件数ですが、48件ございました。

先ほどのレンコンの加工品のほう、なしというお答えさせていただいたんですが、単品ではないんですが、ギフトセットの中にレンコンを使用した焼き菓子というようなものもございます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは質問していきます。

全て概要書ですけれども、23ページの巡回バス運行委託料についてですけれども、令和6年度は利用者が佐織以外で減ってしまっているという状況で、コロナ前からと比べても回復基調となるはずが、各地域で増えていないことに対する評価、コロナ前に比べても、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

それから、同じく23ページの市有バス運行管理委託事業ですけれども、利用団体の種別、町内会とか子ども会とか、そういったところの種別ごとの利用回数をお尋ねします。

それから、37ページの災害対策推進事業ですけれども、自主防災会組織活動補助金で連合会単独、自主防災会、それぞれの補助金の支給状況についてお尋ねします。

それから、49ページの八開福祉センターですけれども、減額の詳細について、あと指定管理が終わったわけですけれども、指定管理制度に対する評価についてお尋ねします。

それから、58ページの権利擁護支援センター事業ですけれども、生活困窮者等の相談の状況、また、センターの相談体制についてお尋ねします。

63ページの老人福祉センターの管理委託料で、老人福祉センターに関しても指定管理業者の中で資格等を持っている方はどのぐらいいるのかということと、また利用者減に対する評価についてお尋ねします。

それから64ページのシルバー人材センターの補助金についてですけれども、現在のシルバーの中での年間の売上げは今どのぐらいあって、またいわゆる業者への派遣について、また業務請負等でどんなことをやっているのかについてお尋ねをします。

それから、高齢者タクシーについても利用者は多少増えてきましたけれども、コロナ前と後での評価について、なかなかやはり実績が戻らないのではないかというふうに思いますので、その点をお尋ねします。

それから、87ページの予防接種事業ですけれども、現在の予防接種指定医療機関の状況について、何件とかについてお尋ねします。

それから、带状疱疹ワクチンの接種助成事業で、もとより接種者が少ないような状況だと思

いますけれども、そうした少ない理由について、補助金額がやはり少ないのではないかとも思っていますので、その辺についてお尋ねします。

それから、98ページの合併処理浄化槽の執行率が低い理由は、先ほどあったので省略します。

それから、101ページの農業振興事業ですけれども、支援が増えていますがそれでもその理由と、それから新規就農利用農業者の状況、だからお子さんが新規なのか、全く全然関係ない人が新規就農したのか、その辺りの状況についてお尋ねをします。

それから、農業施設管理事業で、令和5年度工事完了で変更承認が6年度になった工事がどのくらいあるのか、あと施設管理団体の負担金の詳細について、それから排水路改修工事の詳細についてお尋ねします。

104ページの特定農業開発事業についてですけれども、更新する石綿管の総延長と、今、改良の完了率はどのくらいなのかについて聞きます。

それから、107ページの農業集落排水ですけれども、農業排水、中間排水への補助金と合わせて地方交付税措置される金額はどのくらいあるのかについてお尋ねします。

それから、108ページの商工振興事業について、保証料の補助が増加していますけれどもその評価、また融資額が今どのくらいあるのかについてお尋ねします。

それから、110ページの道路台帳変更事業についても、交付税の事業費の変化はどうなっているのか聞きます。

それから、111ページの側溝・舗装工事について、これは先ほど延長とかの関係の質問がありましたけれども、地域要望の地区別の件数と実施数、またあと併せて実施率についてもお尋ねしたいと思います。

それから、道路改良事業についてですけれども、2321号線の公共嘱託登記事務委託料の詳細と、なぜ必要だったのかについてお尋ねします。

119ページの道の駅周辺事業について、この中に含まれている工事請負費で、工事変更等どうなっているのかについて聞きます。

それから、下水道についての繰出金で、そのうち地方交付税の需要額の金額について聞きます。

それから、128ページの特別非常勤講師についてですけれども、これは一覧表になっていますけれども、これは配置人数等については実際にその人数なのか、またあるいは兼務されているような状況があるのかどうかについてお尋ねしたいと思います。また、人数は充足しているのかについて聞きます。

それから、130ページの小学校環境整備事業ですけれども、音楽室への空調設備についてありますけれども、ほかの特別教室についての現状について聞きます。

それから、134ページの中学校の体験学習事業ですが、この間実施してみてもの評価と、それからまた実施をするに当たってのトラブル等、現状なかったのか、その点について聞きます。

それから、134ページの就学援助制度についてですけれども、これは費目によって人数が違う理由について聞きたいと思います。以上です。

○議長（近藤 武君）

すみません、お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず、巡回バスの利用者の評価でございますが、利用者は増加傾向にあるものと認識しております。

次に、市有バスについては、年間5回以上の団体については、老人クラブ31回、体育協会7回、健康推進団体5回、社会福祉ボランティア団体8回、自治会、コミュニティーなどが8回などとなっております。以上でございます。

○企画政策部長（西川 稔君）

連合会、単独それぞれの支給状況についてです。

自主防災連合会594万3,038円、単位自主防災会146万4,972円です。以上です。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

49ページ、八開福祉センターについてです。

減額の詳細です。光熱水費で259万2,641円、委託料82万4,340円、脱衣室の公金手数料33万円、保守料236万9,730円、消耗品9万5,144円、合計621万1,855円が減額となりました。社会福祉会館及び老人福祉センターの運営管理は適正に行われたと評価をしております。

続いて、生活困窮者の相談状況であります。

生活困窮者自立支援相談受付実人数は135件、支援延べ件数は1,448件となります。

相談体制は、常勤2人と非常勤1人です。常勤2人はともに社会福祉士の資格所有者であり、国の就労支援員、家計相談支援研修受講済みの相談員でございます。

続きまして、老人福祉センターの関係です。

老人福祉センターの資格者の状況はで、資格者の状況は、防火管理者及び危険物乙4級資格保持者を配置しております。

利用者の減につきましては、昨年11月にレジオネラ菌検出による風呂の休止の影響が大きいと考えております。こちらは佐織総合福祉センターです。

続いて、シルバー人材センターの年間売上げ等の決算状況です。

年間売上げは、受取配分金が1億3,362万9,466円、指定管理事業受託収益が672万2,210円です。

派遣と業務請負の比率は、労働者派遣事業の会員賃金485万8,815円、業務請負の受取配分金1億3,362万9,466円となっており、全体の3.5%が派遣、96.5%が業務請負となっております。

補助金の決算報告は、県連合会より1,043万2,000円、市より2,400万円になります。

続いて、高齢者福祉タクシーのコロナ前と後の評価でございます。

コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度から利用率が減少しております。令和5年に実施しました日常圏域ニーズ調査の結果においても、外出を控えるという方は多く、令和5年度の利用を見ましても、コロナ禍以前の利用状況には回復していると言えない状況になります。以上です。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

私からは、87ページ、予防接種指定医療機関の状況についてです。

海部津島地域でMR93か所、麻疹91か所、風疹91か所、3種混合70か所、4種混合78か所、2種混合93か所、日本脳炎92か所、不活化ポリオ70か所、ヒブ78か所、小児用肺炎球菌78か所、水痘87か所、子宮頸がん70か所、B型肝炎79か所、BCG75か所、ロタ76か所、高齢者インフルエンザ147か所、高齢者肺炎球菌138か所の医療機関で対応いたしました。

次に、带状疱疹ワクチンの接種者が少なかった理由についてです。

期間の短さに加え、生ワクチンが1回の接種であることにに対し、不活化ワクチンは2回接種であり、年度内に2回目まで完了した方が実績に上がっていないことなどが原因として考えられます。私からは以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、農業振興事業費の増加要因、あと新規就農の詳細ということでございます。

産地パワーアップ事業費補助金の増加が主な要因でございます。新規就農総合支援事業費補助金の内訳といたしまして、こちらは新たに農業を始めた方ということで、令和5年度新規就農者3名と、令和4年度に新規就農した2名の方に制度のほうを活用していただきました。

続きまして、農業施設管理事業で変更承認が令和6年度になった工事ということでございます。柱状改良工事と24時間トイレ入り口付近の側溝、スロープの仕様変更工事、あと既存指定管理者の営業を配慮した対応工事でございます。

次に、施設管理団体の負担金の詳細ということでございますが、立田輪中土地改良区に対しまして浄化槽の設置に伴う賦課金となります。

その次に、排水路改修工事の詳細でございますが、こちら道の駅の既存棟の西側の排水路に蓋をする工事でございます。

その次、特定農業用管水路特別対策事業の更新計画の総延長でございますが、こちらは約79キロメートルございまして、令和6年度末で約70キロメートルを更新いたしまして、完了率は89%でございます。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

農業集落排水の繰出金の交付税措置の関係でございますが、繰出金のみでの算出額は不詳でございます。以上でございます。

#### ○学校教育課長（伊藤 光君）

私からは、128ページの特別非常勤講師配置事業の配置人数につきまして、配置人数につきましては、配当時間を各校に配分し、その配当時間の中で各校が必要な人材を配置しており、

各学校での兼務はありません。少人数指導やチームティーチング等の業務において有効的に活用されております。

続きまして、130ページ、小学校環境整備事業につきまして、音楽室の空調設備工事ですが、こちらは使用頻度が高く、普通教室の代替利用が難しい音楽室に設置をいたしました。視聴覚室や図書室にも設置をしておりますが、理科室や図工室、家庭科室等には設置をしておりません。

続きまして、134ページ、中学生体験学習事業の評価につきまして、こちらの評価ですが、アンケート結果や感想文から災害の怖さを実感するとともに、命の大切さや、有事の際に助けられる側から助ける側へと共助の意識を高めることができたと考えております。

続きまして、トラブルについてですが、佐織西中学校において、大雨の影響により帰りの新幹線が見合わされたため、延泊を余儀なくされました。旅行会社の協力により、参加者全員の宿泊先の確保ができ、延泊に係る費用についても保険内で対応できたため、追加費用は発生しませんでした。

続きまして、134ページ、就学援助事業についてでございます。

人数が違う理由ですが、理由は対象学年が違うためです。学用品費と給食費に関しては全学年対象ですが、給食費はアレルギーにより欠食していない生徒を除いております。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

すみません、先ほどの答弁の中で1つ間違っていたところがありましたので、ちょっと訂正をさせていただきます。

特定農業用管水路のところで、70キロメートルの更新を私は令和6年度末と言ったということですね。令和5年度末でございますので、訂正のほうをお願いいたします。

引き続き答弁のほうをさせていただきたいと思います。

まず、保証料の補助のほうが増加しているその評価、あと有資格ということでございますが、こちら景気がコロナ禍以前に戻りつつある中、保証料の補助により融資が利用しやすくなっているということは、市内の企業の振興のほうに寄与しているというふうに考えられます。

融資額につきましては、10件で合計4,010万円でございます。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

道路延長の更新事業の需要額の変化についてでございますが、道路延長等による影響額としては187万9,000円となります。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

地域内の件数と、その実績の数でございます。

佐屋地区で要望数が84件、実施数が23件、実施率が27.38%、立田地区、要望数72件、実施数15件、実施率20.83%、八開地区、要望数46件、実施数9件、実施率19.57%、佐織地区、要望数73件、実施数19件、実施率26.03%でございます。

その次、公共嘱託の事務委託料の詳細でございますが、市道2321号線の用地買収に必要な買収単価の算出のため、不動産鑑定のほうを行いました。用地買収が進まず、令和5年度に再度

不動産鑑定を行ったものでございます。

その次、道の駅周辺整備事業の工事請負費で変更工事は含まれているのかということでございますが、こちらは現場状況等により一部の変更工事のほうが含まれているということでございます。以上でございます。

○総務部長（近藤幸敏君）

公共下水道事業への繰出金の交付税の関係でございますけれども、繰出金のみでの算出額は不詳となります。以上でございます。

○5番（真野和久君）

じゃあ再質問していきます。

最初に巡回バスに関してですけれども、利用者は増加傾向になってきている、コロナ以降増加傾向になっているのは確かにありますが、ただ令和5年に関しては佐織以外は減っているという状況もあるので、そんな楽観的な話にはならないと思います。

さらに、やはりコロナ前から比べると、回復がまだまだという状況なので、その点について、やはりしっかりと分析をしていただきたいなというふうに思います。

特に、さっきの高齢者タクシーについてもそうですけれども、大分回復はしている一方で、なかなかやっぱり元に戻らないということで、コロナ前とコロナ以降で、高齢者の生活様式等の変化等がやっぱり起きているんじゃないかという状況も考えていかなきゃならないと思うんですが、その点についてどのように考えているのか、巡回バスのほうでいいですので、ちょっと見解をお願いしたいというふうに思います。

それから、37ページの災害対策推進費の補助金、連合会と単独の自主防災会ですけれども、これは今補助金、それぞれ額を教えてもらったんですが、件数、連合会とそれから単独それぞれ何件ずつなのかということもちょっと教えてください。

それから、八開センターについての減額について、先ほど減額の要因を教えてくださいましたけれども、これについてはお風呂が休みだったということが大きいんでしょうか。その点、その辺りについてもちょっと確認をしたいというふうに思います。

あと、111ページの側溝・舗装工事について、要望と実施件数との間にやはり大きな乖離があると思うんですけれども、その辺りについて、やはりなかなか予算の問題もあるとは思いますが、増やしていくというような状況も考えていかなきゃいけないと思うんですけれども、その点についての考え方についてお尋ねをします。以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

巡回バスの利用者の実績の関係でございますが、利用者の実績数の動向については今後も把握をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○企画政策部長（西川 稔君）

市で把握している訓練件数は、単位自主防災会が60件、自主防災連合会は7件です。以上です。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

八開福祉センターの減額ですが、入浴施設の廃止に伴う減となっております。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

側溝・舗装の関係でございますが、こちら地域内の側溝の舗装につきましては、毎年実施をしている継続的な事業でございます。一定の予算を確保して地元との調整をしっかりと図りつつ、計画的、効率的に事業のほうを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・認定第2号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第16・認定第2号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員どうぞ。

○4番（河合克平君）

認定第2号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質問いたします。

全体を通して質問いたしますので、特に何ページということはありませんが、実績報告書は確認をしてください。

4点あります。

1つ目は、財源不足によって2億9,000万円の繰入れを行ったということがありますけれども、財源不足の理由と決算の実績はどうであったのか教えてください。

また、短期被保険者証や被保険者証の未交付の件数について教えてください。

また、滞納世帯数と滞納処分の状況について確認させてください。以上です。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

まず、財源不足の理由と決算の実績でございます。

国民健康保険税及び普通交付金の減収によるものであります。歳入歳出差引残額5,474万6,201円です。

続いて、短期被保険者証未交付の件数です。

短期証被保険者数は234人、未交付者数は57人です。滞納世帯数は473世帯です。滞納処分の状況は45件、金額は505万9,497円です。以上です。

○4番（河合克平君）

財源不足については、それぞれ不足があったということですが、5,474万円はプラスになったということは、財源不足が思ったよりも少なかったという認識でいいのか確認をさせ

てください。

滞納世帯数が473世帯ということですが、であれば、短期被保険者証が234であったり、未交付者が57ということがありますけれども、これは運用が違うからこのようなことになっているのでしょうか。滞納世帯数が直接的に短期被保険者数になるわけではないということの運用をしてきたということでもいいかどうかの確認です。

あと、滞納処分の状況45件ということですが、この内容について、処分状況について、例えば不動産なのか現金なのか、それぞれどういう名目で滞納処分がされたのかについて、もし処分の状況によって金額が分かればそれも教えてください。お願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それではまず、5,400万円の差があるならば繰り越せたのではないかとこの御意見もありますが、今回普通交付金が見込みよりも2,200万円多く入ったためであります。これは翌年度精算で返還する予定をしております。

続いて、少し飛びまして、滞納の状況、処分の状況でございます。

5年度の処分状況は45件、うち差押えが34件、不動産2件、預貯金28件、年金1件、給与1件、売掛金が2件、それから交付要求として11件、うち不動産の競売が9件、破産が2件の状況となっております。

続いて課長から答弁します。

○保険年金課長（後藤真治君）

2つ目の関係でございます。

234人と473世帯の差でございますが、短期保険者証につきましては、前年度滞納がある方についてということでお出ししておりまして、その方々のうち5年度の年度末にまだ短期証として残ってみえた方の数ということになります。

滞納世帯数につきましては、出納整理期間を過ぎました5月末現在での滞納世帯数の数になりますので、5年度中の保険料に滞納がある世帯ということになります。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・認定第3号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第17・認定第3号：令和5年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

認定第3号：令和5年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定ですけれども、後期高齢者についての滞納、直接市とは関係がないところもありますけれども、滞納状況や滞納が発生する理由について教えてください。

また、短期被保険者証なども発行されているようですけれども、その辺の件数についても教えてください。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

では、通告に従いまして順次答弁させていただきます。

短期保険者証未交付の件数ですけれども、短期証被保険者数は19人、未交付者数は6人です。滞納世帯数は67世帯です。滞納処分状況はありません。

滞納が発生する理由ですが、収入不足による保険料納付の遅滞、生活困難による納付意識の低下、制度の不満等による納付意識の欠如等が主な理由になると考えております。以上です。

○5番（真野和久君）

普通、後期高齢者だと基本的に普通の場合は年金からの天引きなので、あまり滞納等は起こり得ないと思うんですけれども、滞納される方というのはどういう方になるのでしょうか。

○保険年金課長（後藤真治君）

議員おっしゃられるとおり、後期高齢の方、原則は年金からの天引きとなりますが、年金の額と所得の額とが釣り合わない方につきましては、基礎年金の2分の1以上は天引きできませんので、そういった方々は普通徴収になる方があります。

また、後期高齢に移られたばかりの方につきましても普通徴収の方がございます。そういった方々の中で、先ほど理由がありました収入不足による保険料納付の遅滞であるとか、そういった方々につきまして滞納が発生するものと考えております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・認定第4号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第18・認定第4号：令和5年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、認定第4号：令和5年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について確認をいたしますが、先ほども少し補正予算のときにお話ししましたが、この5年度の介護保険の特別会計で、給付実績から保険料がどうであったのか、給付実績から保険料が高かったのか、ち

ようよかったのか、そういう実績の評価ができるかというふうに思いますが、この5年度についての給付実績からの保険料の評価をお願いします。

あと、他の特別会計と同様に滞納世帯数、それから滞納処分の状況、また、滞納が発生する理由について確認させてください。お願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

介護保険の実績といいますか実情でございますが、保険料は介護保険料負担分を下回る結果となっております。

続いて、滞納世帯数ですが、介護保険は1ずつでございますので84人でございます。

続いて、滞納処分の状況ですが、滞納処分は3件となります。

続いて、滞納が発生する理由は、介護保険制度への不満等による納付意識の欠如や、収入不足による介護保険料納付の遅滞等によるものと考えております。以上です。

○4番（河合克平君）

先ほど、給付の実績から負担分を下回るということは、いわゆる保険料が高過ぎたと、高い状況であったと。残った分については次年度に繰越しという意味で高かった、下回ったという理解でいいのか確認です。

あと、滞納処分が3件ということですが、何をどう滞納処分したのか教えてください。

それから、滞納が発生する理由については、先ほどの後期高齢者と同様、年金から差し引くことができない状況があるので滞納が発生するのかというふうに考えますが、この滞納が発生する人、滞納が発生している84件の人については介護を利用できなくなるのかなというふうに思ったんですが、そのことについてはどのように84人については利用されているのか、確認をさせてください。お願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

まず、介護保険料の件でございますが、現在、第9期の介護保険事業計画に基づいて保険料を定めておりますので、保険料に関しても、その期間中は現状様子を見ながら続けていきたいと考えております。

続いて滞納処分の内訳でございます。

3件のうち、預貯金が2件、不動産の差押えが1件となっております。私からは以上です。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

滞納発生84名に対してのというようなことですが、滞納期間によりましては、介護認定を受け、介護サービスを利用された場合にサービス利用料を10割分、サービス提供事業者に一旦支払い、市に申請後、保険給付分をお返しする償還払い制度をお願いする場合があります。以上です。

○4番（河合克平君）

それがあったかどうかと聞いておるんですけど。

84人の中にあつたかどうかと聞いておるんですけど。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

84名の中で、今のようなことをお願いしたケースはありません。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、認定第4号、令和5年度愛西市介護保険特別会計についてお伺いをしたいと思います。

1点お伺いをしたいと思います。

172ページの包括的支援事業についてお伺いをしたいと思います。

それぞれの佐屋地区、立田・八開地区、佐織地区への委託料というか、それについて教えてください。

それから、佐屋地区の包括においては総合事業のケアマネジメントが多くて、包括的、継続的ケアマネジメントが少ない数字になっていますが、この数字の違いというのは一体何なのかを教えてください。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それではまず、各包括支援センターへの委託料の金額です。

佐屋地域包括支援センターは3,631万5,953円、社協地域包括支援センターは2,794万7,000円、社協佐織地域包括支援センターは3,900万円です。

続いて、佐屋包括の分析でございますが、ケアマネジメントが多い理由といたしましては、直接計画を立てるケースが多くなっていることや、通所型サービスBの参加者にも計画作成が必要となり、他の地区と比べて通所型サービスBの団体が多いためと考えています。

また、包括的・継続的ケアマネジメントについては、困難事例の事情によるものが大きく、年度によって増減をするものと考えております。以上です。

○7番（吉川三津子君）

以前にもちょっとお話したことがあるんですが、この総合事業Bの受付窓口を以前こちらの地域包括のほうでされていた経緯があるかと思うんですが、そういったことは解消されて独立したところがやられているのか、こちらの地域包括のほうで総合事業の受付もしてコーディネート的な役割を果たしていらっしゃる、そういった部分で立田、八開、佐織との運用の仕方の違いがあるのか、1点教えてください。

それからあと、佐屋のほうは本庁舎と永和地区の地域包括があったわけで、一本化されました。それによってどのような課題が出ているのか、また、どのようによくなっているのか、その辺の分析結果についてお伺いをしたいと思います。

○高齢福祉課主査（城 安代君）

今は包括支援センターは窓口としては行っておらず、そういったサービスの利用が、相談があった場合にはBの事業所につなげております。

〔発言する者あり〕

今までは市役所の中で専門職を置いてやっておりましたが、今回佐屋苑のほうも専門

職を増員いたしまして、より専門的な支援を行っていただいていると思いますので、委託を一本化したことはよいことだと思っております。

あと、もちろん委託をかけたといっても、過去のそういった相談内容とかそういったところと一緒に考えて、包括支援センターの支援を市役所もしております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・認定第5号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第19・認定第5号：令和5年度愛西市水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

認定第5号：令和5年度愛西市水道事業会計決算の認定について、1点少し教えていただきたいことがあります。

決算書の274ページの下水道工事に伴う水道移設等工事のうち地下式消火栓工事というものがあります。

この消火栓工事というのは、消火栓なので一般会計から支出すべきものかなと思っているんですが、何か繰入れをするとかしているのか、それともこれは水道会計でしているのか、その点について教えていただきたいと思います。

○上下水道部長（山田英穂君）

地下式消火栓を設置した工事に関しましては、水道事業の布設替えの対象の水道管に付随する既設の消火栓であり、原因者負担の考えに基づき、水道事業会計の負担により施工したものでございます。

○7番（吉川三津子君）

私、消火栓について少し勉強をしたんですね。その中で総務省のほうからは、はっきりと消防本部が消火栓については支払うものだということの通知文が出ているわけです。

また、消防組織法の中でも、消防に要する費用は市町村がこれを負担しなければならない、つまり一般会計から負担すべきものだということが書かれています。

そういったところで、総務省のほうの通知も、それから消防の組織法も、そして水道法の中では、当該水道を公共の消防のための消火栓を設置しなければならないということになっていますが、ここの中で、水道法の中でも市町村が支払うことになっているわけです。

そうすると、やっぱりこれは一般会計から繰入れをするなり何なりして工事をしなければな

らないのかなと思うわけですが、こういった法律的なところで問題があるかと思いますが、その点について検証されたかどうかだけ教えていただきたいと思います。

○上下水道部長（山田英穂君）

水道法に関してはちょっと検証はしてございませんが、市のほうといたしましては、市の水道事業に関して、関する基準をつくっておりません。今後消火栓が著しく劣化している状況であれば、一般会計等の負担を求めていくという考えを今後考えていきたいと思っております。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

水道事業に関しても、滞納世帯等の数が今現状どうなっているのかについて教えてください。

なかなか水道の場合には滞納というのはあまりないと思うんですけども、その辺の滞納についての回収の方法等で、今どのような対応をしているのかについても教えてください。

○上下水道部長（山田英穂君）

水道使用料の令和5年度調定分の滞納世帯件数は334件でございます。

回収の方法といたしましては、使用料を支払いされない方に対して給水停止という措置を取っております。以上です。

○5番（真野和久君）

給水停止という話になってきますと、一般家庭であれば、やはり生命の危機というか一般的に暮らしていけなくなってしまう状況もあるので、そうしたところでの対応等をどういうふうに考えますか。

○上下水道部長（山田英穂君）

督促状、催告書のほうを滞納者に送っております。その中で、給水停止に関しての通知にもある程度期間を設けて周知のほうをさせていただいております。

すぐに払えない場合は数を分けて払っていただくようお願いもしておりますもので、すぐに止めるというわけではないですが、時間を持って対応させていただいております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・認定第6号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第20・認定第6号：令和5年度愛西市下水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・河合克平議員どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、認定第6号の令和5年度愛西市下水道事業会計決算の認定について確認をします。

まず、利用料の、同じく下水道の使用料の滞納件数についてお伺いします。

また、下水道については、分担金、負担金について滞納があるかどうか、またその滞納の金額も教えてください。

また、決算書上は延滞金が出ておりますが、延滞金についてはどこのこういった延滞金なのか、またその金額が大小あれば教えてください。お願いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

最初に、滞納世帯件数でございます。

下水道使用料の令和5年度調定分の滞納世帯件数は201世帯でございます。

分担金、負担金の滞納件数、滞納金額はについてでございます。

滞納件数は179件、滞納金額は177万1,300円でございます。

延滞金の詳細についてでございます。

延滞金合計といたしましては、30万1,800円のうち受益者負担金は世帯数8世帯、調定収納件数21件、収納金額3万1,600円、受益者分担金、世帯数19世帯、調定収納件数100件、収納金額26万7,400円、区域外流入分担金、世帯数2世帯、調定収納件数2件、収納金額2,800円でございます。以上です。

○4番（河合克平君）

利用料の滞納世帯201件ということですがけれども、愛西市の下水道について言えば、水道と一緒に納入してもらうということがありますので、水道が300件は、下水道が入っていない人がいるからそれだけの違いがあるかと思うんですが、例えば水道の滞納だけを支払って開栓してもらって、下水道の支払いは後からにすることでも水道は開栓してもらえるのか、その状況について教えてください。

1か月目に1回目、2回目、3回目という滞納の状況に応じて開栓をするかどうかですね。先ほど水道を止めるということがありましたけれども、下水道との関係で、水道だけ払えば止めることはなくなるのか確認をさせてください。

あと、分担金、負担金の滞納件数については179件あるということで、非常に多いのかなと思うんですが、これ177万1,000円については分割で支払いをしている方、また納入計画がされている方はどのくらいの金額なのか教えてください。

延滞金については30万ということで、利用料についての延滞金ではなくて加入者分担金等々の分だというのは分かりましたが、これらについては、延滞金については、まだこれは177万円の延滞額があるということは、延滞金についても発生するということでしょうか、確認です。

○上下水道部長（山田英穂君）

まず1点目の、水道のほうの給水停止に伴って下水道使用料の支払いはどうなるかというこ

とでございますが、実際海部南部水道企業団のほうでも同時徴収をしていただいておりますが、水道のほうは給水停止して水道を支払うが、下水道使用料は支払わないという方もお見えになりますので、その場合はこちらのほうからまた改めて下水道使用料を徴収していくという形になります。

次、2点目の納入計画は幾らかになるかというところは、ちょっと今のところ把握はしてございません。また後でちょっと報告させていただきます。

あと、滞納金額の177万1,300円というのは分けてやっていくかということでございますが、そういう方もお見えになっております。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

延滞金は、それに対して。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

延滞金に関しては、支払日までに支払われない方、それ以降に何か月後に支払った場合は延滞金は発生いたします。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○7番（吉川三津子君）

それでは、認定第6号：令和5年度愛西市下水道事業会計決算の認定についてお伺いをいたします。

定期的にお伺いしているところでございますが、決算書の290ページの貸借対照表で全体計画についてお伺いをいたします。

流域下水も含めて、総事業費と、その財源内訳についてお伺いをしたいと思います。

そのうち、多分区域も変わってきたので、総事業費とかいろいろ数字も変わってきていると思うので最新のものをお願いいたします。そのうち執行済みの額は幾らか教えていただきたいと思います。

それから、起債総額は全体で幾らになって、返還のピークはいつに幾らになるのか教えていただきたいと思います。

それから、一般会計からの繰入れは不可欠になってくるかと思うんですが、繰入れのピークはいつ、幾らぐらいになるのか教えていただきたいと思います。

それから、流域下水道の構成自治体についても変更になるという情報が届いておりますが、この流域下水道の運営方法にどのような変更が今出てきているのか、どこかと一緒になるとかそんな話も県のほうから出ているように思いますが、その辺の変更の内容と、この流域下水道事業への当市の負担額、今後どのようにっていく予定なのか教えていただきたいと思います。

それから、毎回お話をしておりますが、後継者がいなくて高齢者の独居世帯が増えていきます。そういった方々の接続状況、私としては無理をして接続はしていただかなくてもとは思いますが、この接続状況の検証はどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、決算書の283ページの資本的収入及び支出の関係で、負担金、分担金についてお

伺いをしたいと思います。

長年、裁判等でも取り上げてまいりましたが、市長判断で徴収猶予している事例はあるのか、その額は幾らなのかまであれば伺いをしたいと思います。

そして、先ほど分担金、負担金の滞納についてお話があって、177万円というお話がありましたが、この判決後、分担金の徴収は終えたのか、まだであれば未納金は幾らあるのか伺いをしたいと思います。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

吉川議員、今後はというのが、ほかの議員もありましたが、決算の内容でありますので、答弁のほう、その範囲内でお願いします。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

まず1点目の流域下水道の総事業費、財源内訳、執行済額についてでございます。

公共下水道の全体事業費は、建設費と日光川下流流域下水道負担金を合わせて約332億円、財源内訳は起債で約184億円、国庫補助金で約112億円、受益者負担金で約13億円、一般会計繰入金で約23億円、令和5年度までの執行済額は、建設費と日光川下流流域下水道負担金を合わせて約216億円になります。

起債総額と償還のピークについてでございます。

起債額は、令和13年度まで借り入れる予定の起債の償還と利子分を含め、令和50年度までに約209億円です。

起債の償還のピークは令和17年度、起債償還済額は利子分も含めて約36億円になります。一般会計からの歳入のピークは、令和17年度がピークになると見込んでおります。

流域下水道の運営方法、その内容と負担額の予定でございますが、愛知県流域下水道では、新設橋道路を発生汚泥量も踏まえて順次設置することとしております。全流域下水道が共同で脱水汚泥の処理・処分を行い、費用を応分に負担する体制でございます。立地流域が橋道路を優先的に使用することで維持管理費の負担軽減が図られます。

県の試算になりますが、令和4年度から令和33年度の建設費に係る総事業費は、個別体制の約317億円に対し、共同体制は約208億円、維持管理費の汚泥処理単価は、令和3年度の1トン当たり約1万4,900円に対し、令和10年度は1トン当たり約1万2,600円を見込んでおります。本市においては、個別体制の約4億円に対し、共同体制は約3億1,000万円が試算されております。

高齢者の世帯の接続の検証についてでございます。

毎年の説明会において、多く参加していただいております。独り暮らしなので厳しいなどという意見をいただくこともあり、現状については理解はしております。

市長判断で徴収猶予をしている額は幾らかでございます。

市長がその状況により、特に徴収猶予が必要であると認める受益者を理由に徴収猶予が適用された受益者はございません。

判決後の分担金の徴収を終えたかでございます。

愛西市情報公開条例第5条の規定に抵触するおそれがありますので、徴収の有無について回答を差し控えさせていただきます。適切な事務処理を行うことに心がけております。以上でございます。

**○7番（吉川三津子君）**

私は、これからのことというのは考えを聞くのではなくて、もう県のほうで発表されていることを、令和5年度なりに説明を受けているので、そのことをお聞きしたのでよろしくお願いをしたいと思います。

それで、先ほど一般会計からの繰入れですが、令和17年がピークだよということですけども、幾らぐらいになるのかお伺いをしたいと思います。

それから、今地区とかいろいろ縮小化したりとか、流域下水のほうも何らかの工夫をして費用等の削減が図られているわけなんですけど、総合的に見て1世帯当たりのこの下水道料金は、以前の計画よりもかなり安くなる予定なのか、その辺についてお伺いをしたいというふうに思います。

あと、流域下水についても、かなり稲沢とかも入ってくるとかいろんな報道等も見ているわけなんですけど、こちらの流域下水に支払っていく愛西市の金額もかなり削減されていくということで解釈してよろしいのか、教えていただきたいと思います。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

すみません。

まず1点目のピークの金額については、また後で報告させていただきます。

次に、費用の削減に努めておる中で、1世帯当たりの使用料は安くなるのかということですが、今後検証等が必要になってきますもので、今の時点で安くなるということはお答えできないと考えております。

あと、稲沢市の流域下水道につなぐ形で支払いが下がっていくのかというところの辺りに関しても同じような考えでございます。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

ちょっと調べるのに時間がかかりますので、暫時休憩をお願いします。

午後5時45分 休憩

午後5時54分 再開

**○議長（近藤 武君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

遅くなりまして申し訳ございません。

最初に、河合議員の質問で、納入計画はどうなっているかということでございますが、下水道事業としての分納計画というのは特段つくっておりませんが、現在4人の方が分納されている状況でございます。

続きまして、吉川議員の一般会計からの歳入ピーク時に関しては約7億円を見込んでおりま

す。以上でございます。すみませんでした。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・委員会付託について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第21・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第43号から議案第56号及び認定第1号から認定第6号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会または特別委員会へ付託をいたします。

各常任委員会等に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（近藤 武君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、9月26日午前9時30分より開会しますのでよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時56分 散会